

令和3年度
包括外部監査結果報告書

防災に係る事業に関する財務事務の執行について

香川県包括外部監査人

山崎 泰志

目 次

| | | |
|------|-------------------------|----|
| 1 | 外部監査の概要 | 1 |
| 1.1 | 外部監査の種類 | 1 |
| 1.2 | 選定した特定の事件 | 1 |
| 1.3 | 外部監査の対象期間 | 2 |
| 1.4 | 外部監査の実施期間 | 2 |
| 1.5 | 外部監査の方法 | 2 |
| 1.6 | 監査の対象 | 3 |
| 1.7 | 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等 | 4 |
| 1.8 | 利害関係 | 4 |
| 1.9 | 監査結果の指摘及び意見について | 4 |
| 1.10 | 本報告書の取扱い | 4 |
| 1.11 | その他 | 5 |
| 2 | 香川県における防災・減災対策の概要 | 6 |
| 2.1 | 我が国の防災対策 | 6 |
| 2.2 | 香川県の防災・減災対策の概要 | 7 |
| 3 | 香川県における防災・減災関連事業と監査対象 | 23 |
| 3.1 | 令和2年度における防災・減災関連事業と監査対象 | 23 |
| 4 | 監査の結果及び意見（総括） | 27 |
| 5 | 監査の結果及び意見（個別論点） | 32 |
| | <ハード対策事業> | 32 |
| 5.1 | 通常砂防事業等（ハード） | 32 |
| 5.2 | 直轄河川改修費負担金 | 41 |
| 5.3 | 河川改修事業等（一部） | 45 |
| 5.4 | 砂防整備事業等 | 50 |
| 5.5 | 津波等対策河川事業 ※公共 | 55 |
| 5.6 | 広域河川改修事業等（ハード） | 61 |
| 5.7 | 香東川総合開発事業 | 67 |
| 5.8 | 地震・津波対策事業 | 74 |

| | | |
|------|------------------------------|------------|
| 5.9 | 津波等対策港湾海岸事業..... | 78 |
| 5.10 | 道路整備交付金事業（一部）..... | 84 |
| 5.11 | 県営ため池等整備事業（一般型）..... | 89 |
| 5.12 | 県営ため池等整備事業（地域ため池総合整備事業）..... | 97 |
| 5.13 | 県営ため池耐震化整備事業..... | 101 |
| 5.14 | 生活基盤施設耐震化等交付金事業..... | 107 |
| 5.15 | 保健所非常用自家発電設備整備事業..... | 112 |
| 5.16 | 高等学校施設・設備整備事業（一部）..... | 118 |
| 5.17 | 民間住宅耐震対策支援事業..... | 124 |
| 5.18 | 老朽危険空き家除却支援事業..... | 132 |
| 5.19 | 治山事業（一部）..... | 137 |
| 5.20 | 地域公共交通特別支援事業（一部）..... | 144 |
| | <ソフト対策事業>..... | 149 |
| 5.21 | ため池ハザードマップ支援事業..... | 149 |
| 5.22 | 浸水想定図等検討事業..... | 154 |
| 5.23 | 香川 DMAT 研修等事業..... | 158 |
| 5.24 | 広域河川改修事業等（ソフト）..... | 165 |
| 5.25 | 通常砂防事業等（ソフト）..... | 168 |
| 5.26 | 備蓄物資整備事業..... | 171 |
| 5.27 | 地域防災力強化促進事業..... | 181 |
| 5.28 | 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業..... | 191 |
| 5.29 | 地域強靱化研究事業..... | 202 |
| 5.30 | 中小企業 BCP 策定運用促進事業..... | 209 |

1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件

1.2.1 特定の事件

防災に係る事業に関する財務事務の執行について

1.2.2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等による災害が発生しやすい国土となっており、近年においても地震や風水害等、甚大な被害をもたらす自然災害が全国各地で発生している。政府は災害から得られた教訓を踏まえて防災対策を強化しており、2011年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、2013年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定、翌年に国土強靱化基本計画を策定している。同計画は更にその後の災害から得られた知見等を踏まえ、2018年に見直しを行い、現在これに基づいた取組みがなされているところである。

香川県においても、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、防災に関する他の計画等の指針となる香川県国土強靱化地域計画を2015年に策定している。「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」「大規模な風水害(想定しうる最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害等)」の2点を香川県における「最悪の事態の要因」となるリスクとして認識し、「県民の生命を守る」「県と地域社会の重要な機能を維持する」「県民の財産と公共施設の被害を最小化する」「迅速な復旧・復興を行う」「四国の防災拠点としての機能を果たす」という5つの基本目標を達成すべく、種々の取組みを行っているところである。

香川県は自然災害に見舞われることが比較的少ない県といわれているが、2004年の台風災害による高潮や河川の氾濫による浸水被害・土砂災害や、2011年の台風等による人的被害や多数

の床上床下浸水等の甚大な被害が発生している。また、南海トラフ地震の今後の30年以内の発生確率は70～80%程度と高まっており、最大で死者数が6,200人と推計されている。さらに、全国一高密度なため池を抱える県として、老朽化したため池が震災等で決壊する「内陸津波」のリスクへの対応が求められる点も特徴的である。

災害から県民の命と財産を守ることは県政の最優先課題に位置付けられており、県民にとっても関心が高いものとする。このため東日本大震災から10年を迎えた本年度において、防災に係る事業に関する財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、特定の事件(テーマ)として選定した。

1.3 外部監査の対象期間

原則として令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

1.4 外部監査の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月3日まで

1.5 外部監査の方法

1.5.1 監査の主な要点

- ① 防災に係る事業に関する財務事務が、関連する法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ② 防災に係る事業に関する財務事務が、事業目的に適合し有効かつ効率的に行われているか
- ③ 防災に係る事業に関する財務事務が、経済性に配慮して行われているか
- ④ 防災に係る事業に関する財務事務が、国、他の地方公共団体及び関連団体等と十分かつ適切に連携しながら行われているか

1.5.2 監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施
- ④ その他必要と認められた手続

1.6 監査の対象

1.6.1 監査の対象部局等

| 部局等 | 課 |
|--------|-------------------|
| 政策部 | 水資源対策課 |
| 危機管理総局 | 危機管理課 |
| 環境森林部 | みどり整備課 |
| 健康福祉部 | 健康福祉総務課、医務国保課 |
| 商工労働部 | 経営支援課 |
| 交流推進部 | 交通政策課 |
| 農政水産部 | 土地改良課、農村整備課、水産課 |
| 土木部 | 道路課、河川砂防課、港湾課、住宅課 |
| 教育委員会 | 高校教育課 |

※1 本庁以外に長尾土木事務所河川港湾課、高松土木事務所河川砂防課、中讃土木事務所河川港湾課、西讃土木事務所河川港湾課に往査した。

1.7 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

| 区分 | 氏名 | 主な資格等 |
|---------|-------|-------|
| 包括外部監査人 | 山崎 泰志 | 公認会計士 |
| 補助者 | 白川 尊大 | 公認会計士 |
| 補助者 | 住野 竜生 | 公認会計士 |
| 補助者 | 森本 洋右 | 公認会計士 |

1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

1.9 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

1.10 本報告書の取扱い

本報告書は地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同第252条の31第1項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

1.11 その他

- この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、香川県から入手した資料については原則として記載していない。
- 数値については、原則として単位未満を四捨五入している。このため、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。また、実績がない場合は、－としている。

2 香川県における防災・減災対策の概要

2.1 我が国の防災対策

日本では、これまでも度重なる大災害により様々な被害をもたらされてきたが、災害から得られた教訓を踏まえて都度対策を強化してきた。

特に 2011 年の東日本大震災は、観測史上最大の M9.0 の巨大地震が発生する等、死者 15,000 人超、行方不明者 2,500 人超の未曾有の大災害となった。これを契機に、大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うこと、かつインフラ整備等のハード対策のみならず、わかりやすい防災情報の発信や避難訓練等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策を実施することが重要であり必要であると認識された。

こうした教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）」（以下「国土強靱化法」という。）が制定され、これを受けて国土強靱化法第 10 条に基づいた「国土強靱化基本計画」が平成 26 年 6 月に策定された。

国土強靱化基本計画は、いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、大規模災害発生時等においても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を平時から構築していくことで「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しようとする計画である。

また、国土強靱化に向けた取組みは府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的に推進することを求めており、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるものである。

2.2 香川県の防災・減災対策の概要

2.2.1 香川県国土強靱化地域計画(平成 27 年 12 月 15 日)

2.2.1.1 香川県国土強靱化地域計画の概要

国土強靱化法第 13 条の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県における国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきもの(いわゆる「アンブレラ計画」)として「香川県国土強靱化地域計画」(以下「計画」という。)が策定された。

なお、国土強靱化法第 14 条の規定により、この地域計画は、前述の国土強靱化基本計画との調和が保たれたものとなっている。

香川県国土強靱化地域計画のアンブレライメージ



この計画では、大規模広域災害時に「公助の限界」が明らかになった東日本大震災等の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせることが必要であるとの認識のもと、行政のみならず、県民及び民間事業者や NPO など(以下「事業者」という。)が適切に連携及び役割分担し、対策に取り組む方針となっている。

香川県国土強靱化地域計画の概要

<計画の基本目標>

1 県民の生命を守る

- ▶ 全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化
- ▶ 大規模な風水害や地震による市街地での大規模火災への対策強化

| |
|--|
| <p>2 県と地域社会の重要な機能を維持する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークの確保 ▶ 行政機関の職員の被災による機能の大幅な低下を避ける <p>3 県民の財産と公共施設の被害を最小化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経済活動域への重大な影響を避ける ▶ 避難場所や防災施設として活用される公共施設の被害の最小化 <p>4 迅速な復旧・復興を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 二次災害や浸水被害、災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける <p>5 四国の防災拠点としての機能を果たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 四国の防災拠点としての機能を確保し、国や他の3県と十分に連携・協力を図る |
| <p><計画に盛り込むべき本県の特徴></p> <p>本県の地勢的状况等を考慮して、計画に盛り込むべき以下の3つの特徴を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 四国の防災拠点としての機能確保 ② 全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策 ③ 島しょ部等における大規模災害対策 |
| <p><想定するリスク></p> <p>本県における「最悪の事態の要因」となるリスクとして、以下の2点を想定し、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波 ② 大規模な風水害(想定し得る最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害等) |
| <p><「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 想定するリスクについて、本件の特性を考慮し、以下の通り9つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。 |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|--|--|
| <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> | <p>1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> <p>1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態</p> <p>1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> |
| <p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</p> | <p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生</p> <p>2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足</p> <p>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足</p> <p>2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺</p> <p>2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> |
| <p>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> | <p>3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p> <p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <p>3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> |
| <p>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p> | <p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> |
| <p>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</p> | <p>5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>5-2 コンピナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>5-3 食料等の安定供給の停滞</p> |
| <p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> | <p>6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止</p> <p>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態</p> |
| <p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p> | <p>7-1 市街地での大規模火災の発生</p> <p>7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p> <p>7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> |
| <p>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p> | <p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> |
| <p>9 四国の防災拠点としての機能を確保する</p> | <p>大規模災害により、高松自動車道を含めた「四国8の字ネットワーク」が被災・分断し、四国における物資の緊急輸送などの役割が果たせなくなる事態（6-4）</p> <p>高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態（6-4）</p> <p>重要港湾（高松港・坂出港）の被災により、物資等の緊急輸送など四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態（5-1、6-4）</p> <p>番の州地区石油コンビナート等特別防災区域の被災等により、四国のエネルギー拠点としての役割が果たせなくなる事態（4-1、5-1、5-2）</p> <p>被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態（3-3）</p> <p>警察や消防などの被災により、四国における応援・支援の機能が果たせなくなる事態（1-1、1-3、1-5、2-3、3-3）</p> <p>国の合同庁舎、県庁舎や災害拠点病院など、防災上重要な拠点が被災し、施設が使用できなくなる事態（1-1、1-2）</p> <p>食料・飲料水等県民の生命に関わる物資供給が長期停止する事態（2-1）</p> <p>発災により医療機能が麻痺し県内の医療活動や四国の医療活動の拠点としての機能が果たせなくなる事態（2-4、2-6）</p> |

＜脆弱性評価とこれに対応する推進方針＞

- 33の「起きてはならない最悪の事態」毎に、本県の現状について脆弱性(対応すべき課題)を評価、これに対応する推進方針を全部で153個策定している。施策を推進する主体としては県民、事業者、行政の3区分により明確化している。

また、対応のポイントとなるべき事項を以下の4つとしている。

脆弱性評価結果のポイント

(1)ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

香川県における防災・減災等に資する施策は、現在計画中の段階にあるものが多い。想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえ、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2)代替性・冗長性等の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

(3)四国の他の3県との連携が必要

東日本大震災では、県域を越えた広域な範囲にわたり甚大な人的・物的被害が生じた。このことから、起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、香川県のみならず四国全体で甚大な被害が想定されるため、早期に復旧・復興できるよう、四国の他の3県と連携する必要がある。

(4)市町、県民、事業者などとの連携が必要

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、各市町、県民、事業者など多岐にわたる。県以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、各市町における組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、徹底した情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要である。

- なお、策定された153個の推進方針は、施策の分野(11の個別施策分野と4の横断的分野)毎に分類し直している。

(個別施策分野)

a. 行政機能／警察・消防等 b. 住宅・都市 c. 保健医療・福祉 d. エネルギー e. 情報通信 f. 産業 g. 交通・物流 h. 農林水産 i. 県土保全 j. 環境 k. 土地利用

(横断的分野)

l. 地域防災力強化 m. 老朽化対策 n. 新技術対策 o. 広域連携

<重点化プログラムの選定と重要業績指標の設定>

● 13の重点化プログラムの選定

さらに、施策を推進するための資源は限られることから、効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、13の重点化すべきプログラムを選定した。

これは、本県が直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先に、5つの基本目標に対する効果や効率性、計画に盛り込むべき本県の特徴、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、また国の基本計画との一体性等を考慮して選定されている。

● 進捗管理のための重要業績指標の設定

選定した重点化プログラムについては、進捗管理のための重要業績指標を特に設定する。その上で、実施に係る問題点、国土強靱化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、PDCAサイクルによる点検、見直しを行っていく。

また、その他の施策についても、関連事業の実施状況等を把握する中で同様にPDCAサイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。なお、PDCAサイクルを効率的にフィードバックさせるために、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、重点化した施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。

13の重点化プログラムとこれに係る重要業績指標は以下の通りである。平成27年度(計画策定年度)時点の実績値を基準値とし、最終目標年度(令和2年(計画策定時は「平成32年」(H32)と表記されている。))の最終目標値を定めている。

| 重点プログラムにより回避すべき起きているのではない最悪の事態 | 重要業績指標 |
|---|---|
| 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | ・民間住宅耐震対応援事業による耐震診断・耐震改修の戸数 耐震診断 1,051 戸(H26)→2,800 戸(H32) |
| | 耐震改修 334 戸(H26)→900 戸(H32) |
| | ・公立学校の耐震化率 92.5%(H25)→100%(H32) |
| | ・公立学校屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策未実施棟 111 棟(H26)→0 棟(H32) |
| | ・大規模盛土造成地マップ公表率 0%(H25)→100%(H32) |
| 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | ・地震・津波対策海岸堤防等整備事業の I 期計画延長に対する整備率 0%(H26)→66%(H32) |
| | ・自主防災組織活動カバー率 80.8%(H25)→100%(H32) |
| 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 | ・土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数 14,747 戸(H27)→15,860 戸(H31) |
| | ・周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数 1,027 集落(H26)→1,045 集落(H32) |
| 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | ・停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 58 基(H26)→73 基(H32) |
| | ・ホテル旅館生活衛生同業組合を通じた、観光客避難誘導の周知会開催 1 回(H27)→毎年実施 |
| 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | ・上水道の基幹管路の耐震化率 14.2%(H25)→21.6%(H32) |
| | ・香川県建設業 BCP 認定業者数 85 業者(H26)→100 業者(H30) |
| 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 | ・飛行場外離着陸場を有する離島(有人島)のカバー率 45.8%(H26)→50%(H32) |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)の参加医療機関数 106 医療機関(H26)→200 医療機関(H32) |
| 2-3 警察、消防等の被災者等による救助・救急活動の絶対的不足 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊数 44 隊(H25)→57 隊(H30) ・防災拠点となる警察本部・警察署の耐震化率 93.9%(H26)→100%(H31) ・防災拠点となる消防本部・消防署の耐震化率 60.5%(H26)→100%(H32) ・高松地方合同庁舎(II 期)の整備 整備中(H27)→整備完了(H29) |
| 2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関の耐震化率 73.7%(H26)→100%(H32) ・第二次救急医療機関の耐震化率 80.0%(H26)→100%(H32) ・災害派遣医療チーム(DMAT)の数 25 チーム(H25)→30 チーム(H32) ・災害医療コーディネーター連絡会、DMAT 連絡会、四国 DMAT 実働訓練等の毎年実施 1 回実施(H27)→1 回実施(H32) ・災害拠点病院における 3 日分程度の水・食料の備蓄維持 年 1 回確認(H26)→年 1 回確認(H32) ・社会福祉施設等被害状況確認システムの訓練実施 年 1 回訓練(H26)→年 1 回訓練(H32) |
| 3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内自治体の BCP 策定数 県及び 5 市 1 町(H26)→県内全市町(H29) |
| 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給途絶時に 72 時間以上、通信施設を使用することができる警察庁舎 26.3%(H26)→100%(H32) |
| 5-3 食料等の安定供給の停滞 | <ul style="list-style-type: none"> ・基幹水路保全対策延長(累計) 79km(H26)→125km(H32) ・老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計) 3,422 箇所(H26)→3,536 箇所(H32) ・農業者や地域住民などの協働による、ため池や水路等の農地保全管理実施面積 13,784ha (H26)→16,340ha (H31) ・長寿命化計画策定漁港数 31 漁港(H26)→72 漁港(H32) ・漁港施設の機能強化整備延長 0m(H26)→193m(H32) |
| 6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・高松自動車道 4 車線化(鳴門 IC~高松市境)の整備率 0%(H26)→100%(H30) ・新幹線実現に向けた取組み(勉強会などの開催) 1 回実施(H26)→毎年実施(H32) ・重要港湾における港湾の BCP 策定 1 港湾(H26)→2 港湾(H28) |
| 7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模ため池の耐震化整備箇所数 1 箇所(H26)→43 箇所(H32) ・中小規模ため池の防災対策箇所数 19 箇所(H26)→140 箇所(H32) |

2.2.1.2 計画の進捗状況の調査と評価

設定した重要業績指標については、毎年度進捗状況の調査を実施し、達成率について評価を行っている。進捗率の算定方法と進捗状況の評価方法は以下の通りである。

(1)進捗率の算定方法

- ① 「平成 27 年度時点(計画策定年度時点)の実績値」を「基準値」とし、「基準値」と「最終目標値」との差を求める。
- ② ①の数値を、平成 27 年度から「最終目標年度」までの「年数」で除し、「平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で達成すべき目標値」を求める。
- ③ 「基準値」(平成 27 年度時点の実績値)と「令和 2 年度時点の実績値」の差を求め、「実際の平成 28 年度中から令和 2 年度までの 5 年間の実績値」を求める。

④ ②の数値に対する③の数値の割合を求めることにより、進捗率を算定する。

(2)進捗状況の評価方法

それぞれの重要業績指標における達成状況(進捗率)について、次のとおり評価する。

【達成状況(進捗率)の評価方法】

- A:28年度から令和2年度までの実績(5年間)で、進捗率が100%以上
→おおむね順調に推移している。
 - B:28年度から令和2年度までの実績(5年間)で、進捗率が100%未満で50.0%以上
→順調ではないが計画策定時より一定程度進展している。
 - C:28年度から令和2年度までの実績(5年間)で、進捗率が50.0%未満で0%超
→順調ではないが計画策定時より少しは進展している。
 - D:28年度から令和2年度までの実績(5年間)で、進捗率が0%以下
→計画策定時より進展していない。
- :統計の調査年度等の関係で評価ができないもの。

(出典:「香川県国土強靱化地域計画」の進捗状況について)

これらを踏まえた重要業績指標の達成率及びその評価結果は以下の通りであった。なお、令和2年度は計画の最終目標年度である。

重点化KPIの実施状況調査及び評価の結果

| 「起きてはならない最悪の事態」 | | 重点化KPI | 担当課 | 評価 |
|-----------------|---|--|-------------------|----|
| 1-1 | 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | ①民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数 耐震診断 1,264戸(H27)→2,794戸(R2)(→2,800戸(R2)) 耐震改修 424戸(H27)→1,109戸(R2)(→900戸(R2)) | 住宅課 | B |
| | | ②公立学校の耐震化率 98.5%(H27)→100%(R2)(→100%(R2)) | 住宅課 | A |
| | | ③公立学校屋内運動場の吊り天井等の落下防災対策未実施棟 66棟(H27)→2棟(R2)(→0棟(R2)) | 総務課、高校教育課、特別支援教育課 | A |
| | | ④大規模盛土造成地マップ公表率 0%(H27)→100%(R2)(→100%(R2)) | 総務課、高校教育課、特別支援教育課 | B |
| 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | ⑤地震・津波対策海岸堤防等整備事業の1期計画延長に対する整備率 0%(H27)→65.7%(R2)(→66.1%(R2)) | 河川砂防課 港湾課 | B |
| | | ⑥自主防災組織活動カバー率 92.5%(H27)→96.8%(R2)(→100%(R2)) | 危機管理課 | B |
| 1-5 | 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 | ⑦土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数 14,747戸(H27)→15,386戸(R2)(→15,860戸(R1)) | 河川砂防課 | B |
| | | ⑧周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数 1,030集落(H27)→1,044集落(R2)(→1,045集落(R2)) | みどり整備課 | B |
| 1-6 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | ⑨停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 59基(H27)→79基(R2)(→73基(R2)) | 交通規制課 | A |
| | | ⑩ホテル旅館生活衛生同業組合を通じた、観光客避難誘導の周知会開催 1回(H27)→実施なし(R2)(→毎年実施(R2)) | 観光振興課 | B |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | ⑪上水道の基幹管路の耐震化率 15.6%(H27)→23.3%(R1)(→21.6%(R2)) | 水資源対策課 | A |
| | | ⑫香川県建設業BCP認定業者数 95業者(H27)→102業者(R2)(→100業者(H30)) | 技術企画課 | A |
| 2-2 | 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 | ⑬飛行場外離発着場を有する離島(有人島)のカバー率 45.8%(H27)→50%(R2)(→50%(R2)) | 危機管理課 | A |
| | | ⑭かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIK)の参加医療機関数 127医療機関(H27)→196医療機関(R2)(→200医療機関(R2)) | 医務国保課 | B |
| 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 | ⑮緊急消防援助隊数 46隊(H27)→60隊(R2)(→57隊(H30)) | 危機管理課 | A |
| | | ⑯防災拠点となる警察本部・警察署の耐震化率 97.87%(H27)→100%(R1)(→100%(R1)) | 警察本部 | A |
| | | ⑰防災拠点となる消防本部・消防署の耐震化率 86.1%(H27)→100%(R2)(→100%(R2)) | 危機管理課 | A |
| | | ⑱高松地方合同庁舎(Ⅱ期)の整備 整備中(H27)→整備完了(H29) | 政策課 | - |
| 2-6 | 医療施設等及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺 | ⑲公的医療機関の耐震化率 75.0%(H27)→87%(R2)(→100%(R2)) | 医務国保課 | C |
| | | ⑳二次救急医療機関の耐震化率 84.2%(H27)→94.7%(R2)(→100%(R2)) | 医務国保課 | B |
| | | ㉑災害派遣医療チーム(DMAT)の数 25チーム(H27)→47チーム(R2)(→30チーム(R2)) | 医務国保課 | A |
| | | ㉒災害医療コーディネーター連絡会、DMAT連絡会、四国DMAT実働訓練等の毎年実施 1回実施(H27)→実施なし(R2)(→年1回実施(R2)) | 医務国保課 | B |
| | | ㉓災害拠点病院における3日分程度の水・食料の備蓄維持 年1回確認(H27)→年1回確認(R2)(→年1回確認(R2)) | 医務国保課 | A |
| 3-3 | 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | ㉔県内自治体のBCP策定数 県及び7市2町(H27)→県内全市町(H29)(→県内全市町(H30)) | 危機管理課 | A |
| | | ㉕電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | 警察本部 | A |
| 5-3 | 食料等の安定供給の停滞 | ㉖基幹水路保全対策延長(累計) 92km(H27)→138km(R2)(→125km(R2)) | 土地改良課 | A |
| | | ㉗老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計) 3,440箇所(H27)→3,541箇所(R2)(→3,536箇所(R2)) | 土地改良課 | A |
| | | ㉘農業者や地域住民などの協働による、ため池や水路等の農地保全管理実施面積 14,425ha(H27)→14,280ha(R2)(→16,340ha(R2)) | 農村整備課 | D |
| | | ㉙長寿命化計画策定漁港数 38漁港(H27)→92漁港(R2)(→72漁港(R2)) | 水産課 | A |
| 6-4 | 陸・海・空のネットワークが分断する事態 | ㉚漁港施設の機能強化整備延長 39m(H27)→193m(R2)(→193m(R2)) | 水産課 | A |
| | | ㉛高松自動車道4車線化(鳴門IC～高松市境)の整備率 0%(H27)→100%(H31.3供用開始)(→100%(H30)) | 道路課 | - |
| | | ㉜新幹線実現に向けた取組み(勉強会などの開催) 1回実施(H27)→実施(R2)(→毎年実施(R2)) | 交通政策課 | A |
| 7-3 | ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | ㉝重要港湾における港湾BCP策定 1港湾(H27)→2港湾(H29)(→2港湾(H29)) | 港湾課 | A |
| | | ㉞大規模ため池の耐震化整備箇所数 12箇所(H27)→39箇所(R1)(→39箇所(R1)) | 土地改良課 | A |
| | | ㉟中小規模ため池の防災対策箇所数 31箇所(H27)→49箇所(R2)(→125箇所(R2)) | 土地改良課 | C |

進捗状況の評価が C(順調ではないが計画策定時より少しは進展している。)又は D(計画策定時より進展していない) となっている重要業績指標について

前述の「重点化 KPI の実施状況調査及び評価の結果」において、評価が C 又は D となっているものについて、その理由等を聴取した結果は以下の通りであった。

やむを得ない理由のものも見られるが、指標が県による取組み以外の要因に左右されることや設定した重要業績指標には表れない取組みを推進したこと等で結果として C 又は D 評価となっているものがあり、これらについては重点化 KPI の選定方法について問題があると考えられる。

| No. | 重要業績指標(重点化 KPI) | 計画策定年度(H27)実績 | R2 年度達成目標 | R2 年度実績値 | 評価 |
|--|-----------------|---------------|-----------|----------|----|
| ⑲ | 公的医療機関の耐震化率 | 75% | 100% | 87% | C |
| C 評価となった理由: 県内の公的医療機関は 23 箇所(計画策定年度(H27)は 24 箇所)あり、このうち 20 箇所について耐震化が完了しているため、耐震化率は 87%となり、達成率が 48% $((87\%-75\%) \div (100\%-75\%) = 48\%)$ で C 評価となっている。残りの 3 箇所については、間もなく耐震化が完了する医療機関と計画が策定されている医療機関、及び今後計画策定が必要な医療機関となっている。 公的医療機関のうち、県立病院の耐震化は全て完了しており、耐震化が完了していない 3 箇所は県立病院以外の公的医療機関である。県立病院以外の公的医療機関の耐震化に係る意思決定や資金負担は、原則として各医療機関及びこれを主管する(県以外の)各自治体が行う。そのため、県として直接耐震化を進める立場にはないため、結果として令和 2 年度の目標であった耐震化率 100%が未達となり、達成率も 48%となっている。 | | | | | |

| No. | 重要業績指標(重点化 KPI) | 計画策定年度(H27)実績 | R2 年度達成目標 | R2 年度実績値 | 評価 |
|---|-------------------------------------|---------------|-----------|----------|----|
| ⑳ | 農業者や地域住民などの協働による、ため池や水路等の農地保全管理実施面積 | 14,425ha | 16,340ha | 14,280ha | D |
| D 評価となった理由: 農村整備課が推進する中山間地域等直接支払事業(*)及び多面的機能支払事業(**)では、急傾斜農用地やその他の農地・農業用施設等を地域で保全する活動に対して交付金を交付している。重点化 KPI となっているのはこの 2 つの事業で取り組んだ対象となった農地の面積であり、急傾斜農用地を含む農地等が地域の力で保全されることが、水害等を含めた防災に有効な手立てと考えられている。 単年度の取り組み面積が重点化 KPI となっており、農業者の高齢化等により活動を断念した組織等の影響で取り組み面積が小さくなってしまっていることが D 評価となった主な原因である。 (*)中山間地域等直接支払事業:急傾斜農用地等の農用地での農業生産活動や多面的機能の維持継続を図る目的で集落単位で交付金を交付する事業等 (**)多面的機能支払事業:農地・農業用施設の保全管理や多面的機能の維持・発揮を実施する農業者等で構成される活動組織(農業者・自治会・子供会・農協等で構成)に対して交付金を交付する事業等 | | | | | |

| No. | 重要業績指標(重点化 KPI) | 計画策定年度(H27)実績 | R2 年度達成目標 | R2 年度実績値 | 評価 |
|--|-----------------|---------------|-----------|----------|----|
| ㉑ | 中小規模ため池の防災対策箇所数 | 31 箇所 | 125 箇所 | 49 箇所 | C |
| C 評価となった理由: 「中小規模ため池の防災対策箇所数」とは、農業従事者の高齢化や減少によって受益地がなくなり、管理者が不在となった防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する(水を抜く)等 | | | | | |

の対策を行った箇所数のことである。災害の未然防止を目的とするこれらの対策は市町が事業主体となっており、県は市町と連携しつつこの対策を支援・指導するとともに、事業費の一定割合を市町に対する補助金として交付するものである。

C 評価となったのは、地元との合意形成に時間がかかったことや、それ以外の取組み(地元で引き続き維持管理をお願いして危険ため池としない取組み)の推進によって指標となっている対策の数が想定より少なくなったことが原因である。

2.2.2 他の計画との連携

前述のとおり、香川県国土強靱化地域計画は防災に関する県の他の計画等の指針となるべきもの(いわゆる「アンブレラ計画」)であり、防災に関する他の計画は、香川県国土強靱化地域計画を指針として作成、必要に応じて見直しが行われている。

2.2.2.1 総合計画(新・せとうち田園都市創造計画)

「新・せとうち田園都市創造計画」は平成 28 年度から令和 2 年度までの新たな香川づくりの指針となる総合計画のことである。「せとうち田園都市の新たな創造」を基本目標に掲げ、「成長する香川」、「信頼・安心の香川」、「笑顔で暮らせる香川」の 3 つの基本方針の下、人口減少問題の克服や地域活力の向上につながる効果的な施策に取り組み、人口の社会増を伴う、魅力ある瀬戸内香川の生活圏域づくりを目指している。

重点施策は 21 あるが、このうちの 1 つに「周到な防災・減災対策で災害に備える」ことが掲げられている。また、県の施策を総合的、体系的に整理した施策体系においては、「防災・減災社会の構築」という分野の中で「南海トラフ地震・津波対策の推進」「大規模な風水害に強いまちづくりの推進」「危機管理体制の強化」「安心につながる社会資本の整備」という施策の総合的展開を計画したものとなっている。

なお、これらの施策には業績評価のための指標が設定されている。香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標と同一の指標もあるが、例えば「老朽ため池整備箇所数」のように、香川県国土強靱化地域計画では過去に整備した箇所の累計を指標としている一方、総合計画では計画期間中の整備箇所数を指標としている等、同様の性質でありながら異なる捉え方で指標を設定している場合がある。さらに香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標にはない指標が織り込まれているケースも見られる。

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (H26年度) | 目標値 (H32年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 |
|------|-----------------------------------|---------------|----------------|--|--|
| 61 | 地震・津波対策海岸堤防等の整備率(第Ⅰ期計画:H27～H36年度) | — | 66% | 地震津波対策として整備を行う海岸堤防や河川堤防のうち、特に優先度の高い区間の整備状況を示す指標 | 南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえ、平成26年度末に策定した「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、特に優先度の高い区間(第Ⅰ期の前半)の整備に係る整備率を設定。 |
| 62 | 老朽ため池整備箇所数(全面改修)[累計] | — | 100箇所 | 防災・減災対策を推進するため、老朽化の進行により決壊のおそれのあるため池の整備状況を把握する指標 | 老朽化が進行したため池の決壊を未然に防止するため、年間20箇所の整備を目標に設定し、計画的かつ効率的にため池の防災・減災対策を実施する。 |
| 63 | 自主防災組織の活動カバー率 | 92.5% | 100% | 全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれる世帯数の割合を把握 | 県内全域において自主防災組織が活動できるよう、その活動カバー率100%をめざす。 |
| 64 | 防災情報メールの登録件数 | 13,332件 | 20,000件 | 携帯電話等に登録した県民に対して、気象情報・避難情報等を直接・迅速に提供する配信サービスの登録件数を把握 | 過去の実績を踏まえ、現在の登録件数(13,332件)から、概ね5割増をめざす。 |
| 65 | 県管理道における橋梁の補修箇所数[累計] | — | 105橋 | 平成25年度末時点の橋梁点検結果に基づき、県管理道における橋梁長寿命化修繕計画による補修状況を示す指標 | 香川県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理による長寿命化を考慮するとともに、毎年度の橋梁点検結果を反映し、計画更新時点から50年間のライフサイクルコストが最も安価となる最適な修繕時期及び工法を橋梁ごとに設定し、最小ライフサイクルコストとなる計画に対して、橋梁の重要度、部材の損傷度を勘案し決定。 |

2.2.2.2 香川県地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、香川県防災会議が作成する計画である。県の地域に係る防災に関し、県、市町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱などを定めており、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的としている。計画は、「一般対策編」「地震対策編」及び「津波対策編」の3編から構成されており、それぞれ「総則」の次に「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧計画」に係る詳細な計画が策定されている。

香川県国土強靱化地域計画は地域防災計画の上位計画に位置付けられているため、そこで示された指針に基づいて必要に応じて地域防災計画の見直しを行い、香川県国土強靱化地域計画

の基本目標を踏まえて地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図ることになっている。

2.2.3 その他

他にも、防災に関する種々の計画が県にはある。例えば水防法に基づく「香川県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法に基づく「香川県石油コンビナート等防災計画」等は地域防災計画との調整が図られることが求められており、間接的に香川県国土強靱化地域計画を指針とする計画の1つである。この他にも「香川県環境基本計画」、「香川県みどりの基本計画」、「香川県保健医療計画」「香川県農業・農村基本計画」等でも防災に関連した事項についての記載があり、これらについては香川県国土強靱化地域計画を指針として作成・必要に応じて見直しが行われることとなっている。

また、各計画の中には業績評価のための指標がそれぞれで定められているものもある。ただし、これらについて例えば防災に係る指標を全体として体系化しとりまとめられているような状況にはない。

2.2.4 香川県国土強靱化地域計画の改定(令和3年10月8日)

なお、平成27年12月に策定した香川県国土強靱化地域計画は、その改定版が令和3年10月に策定されている。平成30年12月の国による国土強靱化基本計画の見直しや、令和元年東日本台風等の近年の大規模災害における課題、新型コロナウイルス感染症など社会を取り巻く新たな課題等を踏まえ、災害へのより一層の対策の充実・強化を図るための見直しとなっている。

施策内容を閲覧したところ、改定前の計画期間で既に目標達成したハード面(公立学校耐震化、警察・消防施設等の耐震化、大規模ため池耐震化等)を中心とした施策がなくなる一方で、以下のような取組みが新設・強化されていた。国土強靱化基本計画の改定や県の実情を踏まえた見直し、新たな災害の発生で検出された課題等へ適切に対応していかうとする計画内容の見直しであると見受けられた。

- (1) 民間による自助共助の取組みのより一層の推進・支援(防災士の育成、地区防災計画の策定促進や「自らの命は自らが守る」という防災意識の向上のための取組み等)
- (2) 小型無人機の導入やAI・ビッグデータの利活用方法の構築、防災アプリの普及促進等、新技術導入による防災・減災対策の促進

- (3) 感染症対策や要配慮者への対応、指定避難所以外の避難場所の確保等、新たな災害を経て認識されてきた避難所に係る課題への対応
- (4) ため池については、大規模ため池の整備が完了したことにより、次のステップとして防災上重要な中小規模ため池の耐震化整備等に移行
- (5) 南海トラフ地震に備えたより具体的な対応への取組み(「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応の計画策定の促進、電力事業者と電力の優先供給先の統制を行う等の供給体制の構築や重要港湾の訓練強化等)
- (6) 文化財の保護

なお、本報告は監査対象年度を令和2年度としているため、以下で香川県国土強靱化地域計画について記載している内容は全て改定前の計画についての記述となっている。

2.2.5 監査の結果及び意見

2.2.5.1 重要業績指標の選定方法(「中小規模ため池の防災対策箇所数」)(意見事項1)

(発見事項)

香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標の1つである「中小規模ため池の防災対策箇所数」とは、農業従事者の高齢化や減少によって受益地がなくなり、管理者が不在となった防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する(水を抜く)等の対策を行った箇所数のことである。この対策は市町が事業主体となっており、県は市町と連携しつつこの取組みを支援・指導するとともに、事業費の一定割合を市町に対する補助金として交付している。

目標は5年間で94箇所の対策実施としていたが、実績では5年間で18箇所の対策実施と大幅に目標を下回っている。この点について県は、地元との合意形成に時間がかかったこと、県内の水不足等の影響からため池については貯水機能を廃止せず、なるべく維持管理をお願いすることで防災上も危険なため池を作らないという方針もあり、その取り組みによる影響等も原因であると分析している。

この点、貯水機能を廃止せずなるべく維持管理を地元をお願いする方針がありながら重要業績指標では貯水機能を廃止する対策の箇所数を選定しており、事業の方向性と業績評価のための指標が必ずしも整合していない状況にあると言える。

(問題点)

事業の取組みの方向性と重要業績指標が整合していないと、指標の達成状況によって事業の業績評価や進捗管理を行うという本来の目的に指標が十分活かされず、結果として事業の見直しや改善が十分かつ適切に行われない可能性があり問題である。

(意見事項 1) 重要業績指標の選定方法(「中小規模ため池の防災対策箇所数」)

香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の1つである「中小規模ため池の防災対策箇所数」とは、管理者不在となった防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する(水を抜く)等、ため池の貯水機能を廃止する対策を行った箇所数のことであるが、県では水不足の状況もあってなるべく継続的なため池の維持管理を地元にお願いすることで防災上危険なため池を作らないようにする取組みも行っており、必ずしも貯水機能を廃止する前述のような対策だけを進めている訳ではない。県による施策の方向性と一部で整合していない指標となっているため、施策の方向性と整合した、事業の進捗状況が可能な限り定量的に把握できるような指標への見直しを行い、併せて本対策の事業主体である市町とこれを共有することが望ましい。

具体的には、防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する数だけでなく、地元との協議によって継続して維持管理することが決まったため池数も含めた指標とすること等が考えられる。

なお、令和3年10月8日に改定された香川県国土強靱化地域計画において本指標は見直され、重要業績指標ではなくなっている。ただし施策自体は継続して取り組まれているため、施策・事業の評価を行うための指標を何等かの形で設定することが望まれる。

2.2.5.2 重要業績指標の達成に向けた取り組み(「公的医療機関の耐震化率」)(意見事項 2)

(発見事項)

香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標である「公的医療機関の耐震化率」は、県内の23箇所の公的医療機関において耐震化整備が完了した箇所の割合を指標としたものである。公的医療機関の中には県立病院以外にも、国立病院、市・町立病院等が含まれており、これらの病院の耐震化工事的意思決定及び資金負担は各病院及びこれを所管する国又は市町が行うことになる。県では国立病院及び市・町立病院の耐震化を直接的には推進する立場にないが、これらの病院で耐震化が完了していないことによって重要業績指標による進捗評価がC(順調ではないが計画策定時より少しは進展している)となっている。

一方で、県内の公的医療機関の全てについて耐震化を達成するという目標は、災害時の医療提供体制の確保の観点から県として達成すべき重要な課題であるとの認識を持っている。従って、県立病院以外の公的医療機関の耐震化の取組みを県としても促進・支援していく必要があり、県立病院の耐震化が完了した今、県立病院以外の耐震化への間接的な支援・促進にどのように取り組む、その結果として公的医療機関の全ての耐震化をどのように迅速に完了させるか、という点がますます重要なものとなっている。

(問題点)

県立病院以外の公的医療機関に対する耐震化の働きかけをより積極的に実施しないと、災害時における県内医療提供体制の十分な確保の取組みの目標として掲げている公的医療機関の耐震化率 100%という目標が早急に達成されない可能性があり問題である。

(意見事項 2) 重要業績指標の達成に向けた取組み(「公的医療機関の耐震化率」)

香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の1つである「公的医療機関の耐震化率」は、県内の23ある公的医療機関の耐震化を令和2年度までに100%とすることを目標として設定している指標であるが、令和2年度までの実績で耐震化率は87%となっている。

公的医療機関のうち県立病院の耐震化は完了しており、県立病院以外での耐震化が一部で完了していない。これら医療機関の耐震化の意思決定や資金負担は国または市町が直接的には行うが、災害発生時の県内の医療提供体制の確保を重要な防災対策の1つとしている県としても、これらの医療機関の耐震化は喫緊の課題であると認識されている。従って、耐震化率が100%となるよう、指標達成に向けて県としてどのように取り組んでいくか、今まで以上に県立病院以外の公的医療機関の耐震化整備に向けて積極的に方針・計画を策定し、より一層の推進をしていくことが望ましい。

2.2.5.3 防災に関連する業績評価のための指標の体系的な整理(意見事項 3)

(発見事項)

香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標以外にも、県の種々の計画(例えば前述の総合計画だけでなく、香川県地域防災計画、香川県農業・農村基本計画、香川県水産業基本計画、香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画、香川県保健医療計画、香川県老朽ため池整備促進計画等)において防災に関連する種々の業績評価のための指標が設定されている。

業績評価のための指標は、施策の進捗状況を把握し、施策の取り組み内容の評価に資するものであり、また施策実施に係る問題点等の検出にも役立つものである。指標の、現状の数値と目標となる数値との比較を行うことで、今後の施策の見直し・改善やより一層の推進等の必要性を判断することが可能となる。そのため、防災に係る業績評価のための指標が県の実施する種々の取り組みにおいて体系的に適切かつ必要十分に設定されれば、これを利用することで県全体での防災に関する施策がより一層有効かつ効率的に推進できるものと考えられる。

ただし、現在のところ、県では香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標は危機管理課において網羅的に取りまとめ毎年進捗管理を適切に実施しているものの、その他の計画等における業績評価のための指標については、計画毎、または施策を遂行する各部課毎に管理されており、防災に関する業績評価のための指標が全体として適切に設定されているか、実績としての全体の進捗状況はどうか、これらを踏まえて見直し又はより一層の推進が必要な施策はないか、等の全庁的な把握・フィードバック等が行われていないのが現状である。

(問題点)

県が実施する防災に関する各種施策に係る業績評価のための指標について、全体として体系的かつ網羅的に設定状況と実績の把握ができないと、防災に関する施策の最適化、或いは全体として効果的かつ効率的な取り組みとなっているかの把握等が行えない可能性があり、問題である。

(意見事項 3) 防災に関連する業績評価のための指標の体系的な整理

防災に関する業績評価のための指標は、香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標以外にも県の種々の計画等において設定されている。防災に関する施策をより一層効果的かつ効率的に遂行するためには、防災に関する県の指標を全体として体系的に整理することで、県全体としての防災・減災施策の最適化を行っていくことが望ましい。

具体的には、担当部局又は担当課単位で、それぞれが有する防災に係る指標を整理し、これを全庁的に集約して一覧化することで、県全体で取り組むべき指標を明確にすること等が考えられる。

3 香川県における防災・減災関連事業と監査対象

3.1 令和2年度における防災・減災関連事業と監査対象

「令和2年度当初予算(一般会計)の概要」の中の「令和2年度当初予算 防災・減災関連予算」によれば、令和2年度の防災・減災に関する事業は以下の通りである。ここから、ハード・ソフトの別に金額的重要性、香川県国土強靱化地域計画における重点化プログラムに対応する事業及び関連する担当部課等を勘案し、監査対象を選定した。

令和2年度当初予算 防災・減災対策関連予算

21,099,450 千円

(注)「監査対象」の列の数字は後述「5. 監査の結果及び意見」での検討箇所を指している。

(単位:千円)

| ハード対策 | 分野①～⑦の合計 | 20,386,876 | 監査対象 |
|-------------------|----------|------------|------|
| 分野①【河川・砂防】 | | 10,973,100 | |
| 通常砂防事業等 | 河川砂防課 | 1,385,900 | 5.1 |
| 地すべり対策事業 | 河川砂防課 | 58,600 | |
| 直轄河川改修費負担金 | 河川砂防課 | 316,000 | 5.2 |
| 河川改修事業等(一部) | 河川砂防課 | 2,319,600 | 5.3 |
| 砂防整備事業等 | 河川砂防課 | 430,000 | 5.4 |
| 市町急傾斜地施設整備費補助事業 | 河川砂防課 | 65,000 | |
| 津波等対策河川事業※単独 | 河川砂防課 | 81,517 | |
| 津波等対策河川事業※公共 | 河川砂防課 | 718,483 | 5.5 |
| 広域河川改修事業等 | 河川砂防課 | 1,788,000 | 5.6 |
| 急傾斜地崩壊対策事業 | 河川砂防課 | 189,000 | |
| 香東川総合開発事業 | 河川砂防課 | 3,261,000 | 5.7 |
| 綾川治水ダム建設事業 | 河川砂防課 | 260,000 | |
| 湊川総合開発事業 | 河川砂防課 | 100,000 | |
| 分野②【港湾・海岸】 | | 1,286,614 | |
| 地震・津波対策事業 | 水産課 | 67,514 | 5.8 |
| 津波等対策港湾海岸事業 | 港湾課 | 1,043,000 | 5.9 |
| 海岸改修事業 | 河川砂防課 | 136,000 | |

| | | | |
|-------------------------|---------|-----------|------|
| 津波等対策海岸事業 | 河川砂防課 | 40,100 | |
| 分野③【道路】 | | 2,129,102 | |
| 道路整備交付金事業(一部) | 道路課 | 1,912,402 | 5.10 |
| 街路整備交付金事業(一部) | 都市計画課 | 216,700 | |
| 分野④【ため池】 | | 2,818,046 | |
| 県営ため池等整備事業(一般型) | 土地改良課 | 725,891 | 5.11 |
| 県営ため池等整備事業(地域ため池総合整備事業) | 土地改良課 | 1,092,315 | 5.12 |
| 県営ため池耐震化整備事業 | 土地改良課 | 714,000 | 5.13 |
| 小規模ため池防災対策特別事業 | 土地改良課 | 100,000 | |
| 県営ため池緊急防災対策事業(耐震性点検調査) | 土地改良課 | 185,840 | |
| 分野⑤【公共施設】 | | 1,793,650 | |
| 生活基盤施設耐震化等交付金事業 | 水資源対策課 | 1,175,774 | 5.14 |
| 県有建物長寿命化推進事業 | 財産経営課 | 206,985 | |
| 保健所非常用自家発電設備整備事業 | 健康福祉総務課 | 44,278 | 5.15 |
| ふじみ園改修事業 | 障害福祉課 | 42,202 | |
| 高等学校施設・設備整備事業(一部) | 高校教育課 | 305,425 | 5.16 |
| 特別支援学校施設整備事業(一部) | 特別支援教育課 | 14,144 | |
| 県立保健医療大学等管理運営事業(一部) | 医務国保課 | 4,842 | |
| 分野⑥【民間住宅】 | | 143,668 | |
| 民間住宅耐震対策支援事業 | 住宅課 | 63,622 | 5.17 |
| 空き家対策総合推進事業 | 住宅課 | 1,746 | |
| 老朽危険空き家除却支援事業 | 住宅課 | 78,300 | 5.18 |
| 分野⑦【その他ハード対策】 | | 1,242,696 | |
| 私立学校耐震化促進事業 | 総務学事課 | 3,803 | |
| 治山事業(一部) | みどり整備課 | 766,380 | 5.19 |
| 高松空港 SCU 資機材整備・保守事業 | 医務国保課 | 7,602 | |
| 地域公共交通特別支援事業(一部) | 交通政策課 | 152,000 | 5.20 |
| 緊急輸送道路沿道建築物耐震対策支援事業 | 建築指導課 | 45,000 | |
| 民間建築物耐震対策支援事業 | 建築指導課 | 45,000 | |
| 民間危険ブロック塀等撤去支援事業 | 建築指導課 | 23,820 | |
| 地域介護・福祉空間整備等事業 | 長寿社会対策課 | 146,298 | |
| 災害拠点精神科病院体制整備事業 | 障害福祉課 | 2,352 | |

| | | | |
|------------------------------|----------------|---------|------|
| 災害派遣医療チーム(DMAT)カー導入促進事業 | 医務国保課 | 45,420 | |
| 農業用ハウス強靱化緊急対策事業 | 農業生産流通課 | 5,021 | |
| ソフト対策 分野⑧～⑭の合計 | | 712,574 | 監査対象 |
| 分野⑧【県民の防災意識向上】 | | 480,096 | |
| 男女共同参画協働事業 | 男女参画・ 県民活動課 | 500 | |
| 県民防災・減災意識啓発事業(一部) | 危機管理課 | 261 | |
| 防災アプリによる避難行動促進事業 | 危機管理課 | 2,805 | |
| ため池ハザードマップ支援事業 | 土地改良課 | 410,500 | 5.21 |
| 通常砂防事業等 | 河川砂防課 | 1,030 | |
| 浸水想定図等検討事業 | 河川砂防課 | 65,000 | 5.22 |
| 分野⑨【防災教育・防災リーダー等人材育成】 | | 8,693 | |
| 災害ボランティア等との連携強化事業 | 男女参画・ 県民活動課 | 826 | |
| 多文化共生の社会づくり推進事業(一部) | 国際課 | 230 | |
| 県民防災・減災意識啓発事業(一部) | 危機管理課 | 668 | |
| 香川 DMAT 研修等事業 | 医務国保課 | 5,101 | 5.23 |
| 学校安全総合支援事業(一部) | 保健体育課 | 1,868 | |
| 分野⑩【防災情報の収集・伝達】 | | 74,661 | |
| 県民防災・減災意識啓発事業(一部) | 危機管理課 | 2,339 | |
| 広域河川改修事業等 | 河川砂防課 | 53,052 | 5.24 |
| 通常砂防事業等 | 河川砂防課 | 12,270 | 5.25 |
| 水害危険性の周知促進事業 | 河川砂防課 | 7,000 | |
| 分野⑪【防災訓練】 | | 6,848 | |
| 多文化共生の社会づくり推進事業(一部) | 国際課 | 924 | |
| 防災訓練実施事業 | 危機管理課 | 3,367 | |
| 災害対応実践力強化訓練事業 | 危機管理課 | 400 | |
| 災害時連絡員派遣訓練等事業 | 危機管理課 | 1,561 | |
| 国民保護訓練実施事業 | 危機管理課 | 96 | |
| 災害廃棄物処理広域訓練事業 | 廃棄物対策課 | 500 | |
| 分野⑫【備蓄物資の整備】 | | 17,564 | |
| 支援物資供給体制整備事業 | 危機管理課 | 725 | |
| 備蓄物資整備事業 | 危機管理課 | 14,402 | 5.26 |
| 震災対策用生活必需品等備蓄事業 | 健康福祉総務課 | 344 | |

| | | | |
|-----------------------------|----------|---------------|-------------|
| 震災時用医薬品確保事業 | 薬務感染症対策課 | 1,773 | |
| 動物愛護センター運営管理費(一部) | 生活衛生課 | 320 | |
| 分野⑬【防災・減災推進体制の整備】 | | 93,354 | |
| 地域防災力強化促進事業 | 危機管理課 | 12,051 | 5.27 |
| 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業 | 危機管理課 | 80,000 | 5.28 |
| 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)体制整備事業 | 健康福祉総務課 | 892 | |
| 学校安全総合支援事業(一部) | 保健体育課 | 411 | |
| 分野⑭【その他ソフト対策】 | | 31,358 | |
| 家具類転倒防止対策促進事業 | 危機管理課 | 4,355 | |
| 地域強靱化研究事業 | 危機管理課 | 10,000 | 5.29 |
| 国土強靱化地域計画策定事業 | 危機管理課 | 686 | |
| 災害派遣福祉チーム(DWAT)体制整備事業 | 健康福祉総務課 | 2,770 | |
| 災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備事業 | 障害福祉課 | 1,524 | |
| 災害時医療確保事業 | 医務国保課 | 3,156 | |
| 災害医療コーディネーター事業 | 医務国保課 | 232 | |
| 災害時における薬剤師の対応体制整備事業 | 薬務感染症対策課 | 1,360 | |
| 中小企業 BCP 策定運用促進事業 | 経営支援課 | 6,875 | 5.30 |
| 外国人観光客受入環境向上事業 | 国際観光推進室 | 400 | |

(危機管理総局とりまとめ)

4 監査の結果及び意見(総括)

監査の結果、10 項目の指摘事項を発見し、23 項目の意見事項を併せて報告した。その主な内容は以下の通りである。

自助・共助の取組み強化とソフト面の施策の充実

阪神・淡路大震災では死者数の約 8 割の方が家屋の圧壊等により亡くなっており、この時必要となったのは家屋倒壊で家の下敷きになった人を近所の人が一瞬も早く助け出すことであった。その際「公助」による救助では間に合わず、また「公助」だけでは救助の手も足りなかった。東日本大震災では 40m を超える大津波が発生し、防潮堤は津波を遅らせる等の効果はあったが完全に防ぐことはできなかった。ここでも必要となったのは声を掛け合って高台にすぐに避難することであった。こうした経験を通じて、「公助」には限界があり、「自助」・「共助」の重要性は極めて大きなものであると改めて認識された。

「自助」とは災害が発生した時にまず自分自身の身の安全を守ることであり、「共助」とは地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うことである。県による防災・減災の取組みは基本的には「公助」となるが、県の施策の最終目標が災害発生時の被害の最小化であるとする、そのためには災害発生時に「自助」「共助」「公助」がバランスよく機能することが重要で、県民の「自助」「共助」の意識・取組みを支援・促進する県の施策は非常に重要なものと言える。

ダム・堤防・道路・河川・ため池等の改修・整備といったハード面の取組みと比べると予算規模こそ小さいが、これらの施策(県民の「自助」「共助」の意識・取組みをより高めるための支援・促進策)をどのように実施していくかを、国の計画や方針・指針等を踏まえながら県内の状況に合わせて検討し、有効な手立てを講じていくことはまさに県としての腕の見せ所ではないだろうか。この点は県でも十分に意識されているところであり、令和 3 年 10 月に改定された香川県国土強靱化地域計画においてもこうした姿勢がより強く見受けられる。今後も、より一層の強化・充実・工夫を期待したい。

またそのためには、防災・減災に関する県職員の知識やスキルの向上が必要不可欠であり、防災・減災に係る知識やスキルの習得を目指す教育・研修・人材育成等の重要性は極めて高いと考えられる。この点についても、より一層の充実・強化を期待したい。

以上を踏まえ、主にソフト対策に係る指摘・意見事項として以下の 8 項目を発見・報告している。

<指摘事項>

| 事業名 | No. | タイトル |
|---------------|-----|-------------------------------------|
| 5.26 備蓄物資整備事業 | 10 | 5.26.8.1 備蓄物資に係る帳簿と現品の照合方法及び報告体制の整備 |

※「No.」は「5 監査の結果及び意見」で記載した指摘事項の番号に対応している。

<意見事項>

| 事業名 | No. | タイトル |
|---------------------------|-----|---|
| 5.17 民間住宅耐震対策支援事業 | 12 | 5.17.6.1 低コスト工法等に関する普及・啓発活動 |
| 5.17 民間住宅耐震対策支援事業 | 13 | 5.17.6.2 耐震診断のみで耐震改修工事が行われない事案の削減 |
| 5.26 備蓄物資整備事業 | 16 | 5.26.8.2 賞味期限・消費期限の関係から更新された備蓄物資の有効活用 |
| 5.27 地域防災力強化促進事業 | 17 | 5.27.8.1 自主防災組織への参加率を高める施策の実施 |
| 5.27 地域防災力強化促進事業 | 18 | 5.27.8.2 防災の専門的知識を有する職員の計画的な育成・配置に関する体制整備 |
| 5.28 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業 | 20 | 5.28.8.2 家具類の転倒防止対策への補助金の更なる利用促進策の検討 |
| 5.29 地域強靱化研究事業 | 21 | 5.29.8.1 香川県防災ナビをより利用しやすいものに改善する研究 |

※「No.」は「5 監査の結果及び意見」で記載した意見事項の番号に対応している。

入札・契約関連の適切な運用

地方公共団体における調達には、その財源が主に税金によって賄われるものであるため、より良いものをより安く調達しなければならない。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。一方、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなる等の弊害が生じることがあり得る。このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められている。(総務省 HP:「入札・契約制度について」抜粋)

今回、防災に係る事業に関する財務事務の執行状況を監査する過程で、入札・契約関連の事務の執行状況についても閲覧し、その中で発見した指摘事項又は報告すべき意見事項が以下の通りあった。

<指摘事項>

| 事業名 | No. | タイトル |
|-----------------------|-----|-----------------------------------|
| 5.1 通常砂防事業等(ハード) | 1 | 5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前公表 |
| 5.7 香東川総合開発事業 | 3 | 5.7.7.1 適正な工期設定に基づいた年度協定の締結 |
| 5.10 道路整備交付金事業(一部) | 4 | 5.10.7.1 建設工事の予定価格の事前公表 |
| 5.13 県営ため池耐震化整備事業 | 5 | 5.13.7.1 入札・発注後の工事範囲の大幅な追加による契約変更 |
| 5.15 保健所非常用自家発電設備整備事業 | 6 | 5.15.7.1 委託業務を再委託する際の決裁書類の記載内容の不備 |
| 5.19 治山事業(一部) | 7 | 5.19.7.1 適正な工期設定に基づいた入札及び契約締結 |
| 5.20 地域公共交通特別支援事業(一部) | 8 | 5.20.7.1 補助金の交付決定に係る文書の記録及び保存 |
| 5.22 浸水想定図等検討事業 | 9 | 5.22.7.1 入札・発注後の委託内容の大幅な追加による契約変更 |

※「No.」は「5 監査の結果及び意見」で記載した指摘事項の番号に対応している。

<意見事項>

| 事業名 | No. | タイトル |
|----------------------|-----|--------------------------------------|
| 5.1 通常砂防事業等(ハード) | 4 | 5.1.7.2 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続 |
| 5.4 砂防整備事業等 | 6 | 5.4.7.1 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続 |
| 5.7 香東川総合開発事業 | 7 | 5.7.7.2 簡易公募型プロポーザル方式の入札における同一者提案の継続 |
| 5.9 津波等対策港湾海岸事業 | 9 | 5.9.7.1 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討 |
| 5.10 道路整備交付金事業(一部) | 10 | 5.10.7.1 予定価格の適正な設定 |
| 5.11 県営ため池等整備事業(一般型) | 11 | 5.11.7.1 積極的な参加を促すための入札要件・参加資格等の再検討 |

※「No.」は「5 監査の結果及び意見」で記載した意見事項の番号に対応している。

全体として入札・契約事務について真摯に対応されているとの感想を持ったが、内部的に一般的と思われる運用方法が実際には法令その他に厳密には準拠した運用とは言い難くなっている事案(予定価格の事前公表、契約締結時の工期設定、契約内容の追加による変更契約の締結、業務再委託時の決裁書類の記載不備)や、入札の形骸化の防止や実効性確保のための対応が必要と判断される事案(一者応札・一者提案の継続、予定価格の適正な設定、入札要件等の再検討)、その他の事案(補助金交付決定時期と補助対象工事の工期のずれに係る文書化)等が一部でみられた。これらについては改めて法令等の原則や趣旨に基づいた対応が望まれる。

事業評価を適切に実施するための業績評価のための指標の設定や取組内容の記録・保存

県は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することで取り組むべき課題を明らかにする必要があるが、これは防災・減災に関する1つ1つの事業においても当てはまる。具体的には、各事業は毎年その実施結果について有効性、効率性、経済性等の観点から評価され、評価結果・課題は次(又は次年度)の施策にフィードバックされることが必要で、この繰り返しによって県の施策全体がブラッシュアップされていくものと考えられる。

こうした観点に基づけば、各事業には業績評価のための指標が設定されるべきであり、指標を適切に設定することで事業の課題や進捗状況が定量的に把握される。また、実施・検討した内容や協議した内容等で重要なものは文書として記録・保存することが必要であり、文書として記録・保存することで県の取組み内容が明確になり、また現状しっかりと取り組まれていることが客観的に示されることにもつながると考えられる。

この点、業績評価のための指標の設定が望まれる事案や、文書の記録・保存が望ましいと考えられる事案が以下の通り一部で見られた。

<意見事項>

| 事業名 | No. | タイトル |
|---------------------------|-----|--|
| — | 1 | 2.2.5.1 重要業績指標の選定方法(「中小規模ため池の防災対策箇所数」) |
| — | 2 | 2.2.5.2 重要業績指標の達成に向けた取り組み(「公的医療機関の耐震化率」) |
| — | 3 | 2.2.5.3 防災に関連する業績評価のための指標の体系的な整理 |
| 5.2 直轄河川改修費負担金 | 5 | 5.2.7.1 土器川の改修工事に係る国との協議内容の記録及び保存 |
| 5.8 地震・津波対策事業 | 8 | 5.8.6.1 技術指導等の指導・監督業務の適切な記録及び保存 |
| 5.18 老朽危険空き家除却支援事業 | 14 | 5.18.6.1 業績評価のための指標の設定 |
| 5.23 香川 DMAT 研修等事業 | 15 | 5.23.8.1 業績評価のための指標の設定 |
| 5.28 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業 | 19 | 5.28.8.1 業績評価のための指標の設定 |
| 5.29 地域強靱化研究事業 | 22 | 5.29.8.2 研究成果のより一層の明確化 |
| 5.30 中小企業 BCP 策定運用推進事業 | 23 | 5.30.8.1 業績評価のための指標の設定 |

※ 「No.」は「2 香川県における防災・減災対策の概要」及び「5 監査の結果及び意見」で記載した意見事項の番号に対応している。

その他

その他、河川整備基本方針等の策定が行われていない事案についての指摘を行った。

<指摘事項>

| 事業名 | No. | タイトル |
|------------------------|-----|---------------------|
| 5.6 広域河川改修事業等 (ハード) | 2 | 5.6.7.1 河川整備基本方針の策定 |

※「No.」は「5 監査の結果及び意見」で記載した意見事項の番号に対応している。

5 監査の結果及び意見(個別論点)

<ハード対策事業>

5.1 通常砂防事業等(ハード)

5.1.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | |
|---|-------------|-------|--------|-------------|-------------|---------------|
| 河川砂防課 | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | |
| <p>土砂災害は毎年のように全国各地で発生している。本県の地質は総じて雨に脆く、過去にも以下の通り多くの土砂災害が起こっている。現状でも 2,902 箇所(土砂災害のうち土石流の被害のおそれのある箇所のこと)が散在しているため、ひとたび大雨に見舞われると大規模な土砂災害が発生する可能性がある。</p> <p>県内の危険度ランクが「Ⅰ」の土石流危険渓流(=保全人家が 5 戸以上又は 5 戸以下でも公共施設のある渓流)の整備状況は依然として 26.5%と低水準であり、砂防ダムや流路工(堤防を守る護岸工事や床固(川を横断して設置する低い帯状の構造物で川底の傾斜を緩やかに安定させるもの))等の砂防施設を整備して土砂災害の発生を未然に防止することは、下流域の住民の生命や財産の保全にとって必要である。</p> | | | | | | |
| 土石流危険渓流 ランク(注) | 箇所数(H14 公表) | 整備箇所数 | 整備率 | | | |
| Ⅰ | 1,592 | 422 | 26.5% | | | |
| Ⅱ | 1,211 | 93 | 7.7% | | | |
| Ⅲ | 99 | 0 | 0.0% | | | |
| 合計 | 2,902 | 515 | 17.7% | | | |
| <p>(注) 土石流危険渓流は以下のとおり、保全人家の戸数によって区分されている。</p> <p>危険度ランクⅠ: 保全人家が 5 戸以上又は 5 戸以下でも公共施設のある渓流 危険度ランクⅡ: 保全人家が 1~4 戸の渓流 危険度ランクⅢ: 調査時点では保全人家は無いが、今後住宅等の建設の可能性があると考えられる区域に流入する渓流を土石流危険渓流に準ずる渓流</p> | | | | | | |
| 【本県の過去の土砂災害】 | | | | | | |
| 昭和 49 年 7 月(台風 8 号による集中豪雨) | | | | | | |
| 降雨状況 | | 被害状況 | | | | |
| 観測箇所 | 内海町岩ヶ谷 | 死者(人) | 負傷者(人) | 家屋全壊 (棟) | 家屋半壊 (棟) | 床上床下 浸水(戸) |
| 最大 1 時間 雨量 | 90.0mm/日 | | | | | |
| 最大日雨量 | 396.0mm/日 | | | | | |
| 連続降雨量 | 406.0mm | 29 | 24 | 47 | 216 | 9,350 |

昭和 51 年 9 月(台風 17 号による集中豪雨)

| 降雨状況 | | 被害状況 | | | | |
|----------|-----------|-------|--------|-------------|-------------|---------------|
| 観測箇所 | 池田町四方指 | 死者(人) | 負傷者(人) | 家屋全壊 (棟) | 家屋半壊 (棟) | 床上床下 浸水(戸) |
| 最大 1h 雨量 | 85.0mm/日 | | | | | |
| 最大日雨量 | 754.0mm/日 | 50 | 127 | 274 | 317 | 19,701 |
| 連続降雨量 | 1,400.0mm | | | | | |

昭和 62 年 10 月(台風 19 号)

| 降雨状況 | | 被害状況 | | | | |
|-----------|-------------|-------|--------|-------------|-------------|---------------|
| 観測箇所 | 詫間町役場 | 死者(人) | 負傷者(人) | 家屋全壊 (棟) | 家屋半壊 (棟) | 床上床下 浸水(戸) |
| 最大 1 時間雨量 | 24.0mm/日 | | | | | |
| 最大日雨量 | 119.5.0mm/日 | 3 | 10 | 13 | 25 | 20,222 |
| 連続降雨量 | 135.0mm | | | | | |

平成 16 年 8 月(台風 15 号と前線)

| 降雨状況 | | 被害状況 | | | | |
|-----------|-----------|-------|--------|-------------|-------------|---------------|
| 観測箇所 | 大野原町曼陀 | 死者(人) | 負傷者(人) | 家屋全壊 (棟) | 家屋半壊 (棟) | 床上床下浸 水(戸) |
| 最大 1 時間雨量 | 51.0mm/日 | | | | | |
| 最大日雨量 | 246.0mm/日 | 5 | 4 | 1 | 6 | 453 |
| 連続降雨量 | 317.0mm | | | | | |

平成 16 年 9 月(台風 21 号)

| 降雨状況 | | 被害状況 | | | | |
|-----------|-----------|-------|--------|-------------|-------------|---------------|
| 観測箇所 | 観音寺市粟井 | 死者(人) | 負傷者(人) | 家屋全壊 (棟) | 家屋半壊 (棟) | 床上床下 浸水(戸) |
| 最大 1 時間雨量 | 66.0mm/日 | | | | | |
| 最大日雨量 | 234.0mm/日 | 0 | 0 | 2 | 14 | 311 |
| 連続降雨量 | 253.0mm | | | | | |

平成 16 年 10 月(台風 23 号)

| 降雨状況 | | 被害状況 | | | | |
|-----------|-----------|-------|--------|-------------|-------------|---------------|
| 観測箇所 | 東かがわ市日下峠 | 死者(人) | 負傷者(人) | 家屋全壊 (棟) | 家屋半壊 (棟) | 床上床下 浸水(戸) |
| 最大 1 時間雨量 | 116.0mm/日 | | | | | |
| 最大日雨量 | 593.0mm/日 | 11 | 28 | 48 | 357 | 17,767 |
| 連続降雨量 | 674.0mm | | | | | |

事業概要

流出土砂の調節や土石流の抑制・抑止を行う目的で砂防施設を整備する。具体的には一部国からの補助を受けながら、砂防ダムや流路工などの施設の築造を行う。

- 離島砂防事業として、浜脇西川外 11 箇所です砂防施設を整備する。

- 砂防事業として、岩崎川外 42 箇所です砂防施設を整備する。

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

- 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

<重要業績指標>

土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数

| 年度 | 実績値(累計) |
|-------------|----------|
| H27 年度 | 14,747 戸 |
| H28 年度 | 15,019 戸 |
| H29 年度 | 15,090 戸 |
| H30 年度 | 15,165 戸 |
| R 元 年度 | 15,328 戸 |
| R 2 年度 | 15,386 戸 |
| R 2 年度<目標値> | 15,860 戸 |
| 達成率 | 97.0% |

(出典:「香川県国土強靱化地域計画」に係る進捗状況調査結果)

重要業績指標の達成状況についての評価結果

計画の達成率が 97.0%と 100%未満 50%以上の範囲にあるため、順調ではないが計画策定時より一定程度進展している、と評価している。未達要因は、砂防ダム等築造のための用地取得に時間を要したことが主なものである。

その他の関連する県の計画・施策等

香川県地域防災計画

上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等

該当なし

遵守すべき(規制を受ける)法令等

砂防法

事業区分(継続事業または新規事業)

継続事業

5.1.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 1,306,900 | 1,619,900 | 1,385,900 |
| 補正予算額(増減) | 468,797 | 550,188 | 871,112 |
| 計:現年予算額 | 1,775,697 | 2,170,088 | 2,257,012 |
| 前年度明許繰越額 | 961,785 | 1,101,681 | 1,460,846 |
| 流用額(*) | - | - | 4,700 |
| 計:予算現額 | 2,737,482 | 3,271,769 | 3,722,558 |
| 決算額 | 1,635,801 | 1,810,762 | 2,075,965 |
| 翌年度明許繰越額 | 1,101,681 | 1,460,846 | 1,646,590 |
| 不用額 | - | 161 | 4 |

(注*)流用額は、急傾斜地崩壊対策費の「王の下地区工事」の工事請負費で発生した不用額につき、「予算流用伺書」による承認を経て流用されたものである。令和2年度の「中村北川工事」の工事請負費として全額執行された。

5.1.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|----------------------|
| 工事請負費 | 1,592,073 | 砂防ダム築造等 |
| 委託料 | 292,128 | 砂防ダム築造のための測量・設計業務委託等 |
| その他 | 191,763 | |
| 合計 | 2,075,965 | |

5.1.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|------|
| 国庫支出金 | 996,314 | |
| 県債 | 1,037,000 | |
| 一般財源 | 17,685 | |
| 繰越金 | 24,966 | |
| 合計 | 2,075,965 | |

5.1.5 検証サンプル

前述の「決算額の主な内訳」の工事請負費 1,592,073 千円及び委託料 292,128 千円の中から以下の請負工事を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧、現場視察等を含め検証した。

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 決算額 | 工事名 | 現場視察 |
|-----------|-------|--------|---------------------|------|
| 四国建設工業(株) | 工事請負費 | 48,371 | 岩崎川事業間連携砂防工事(令和元年度) | |
| 四国建設工業(株) | 工事請負費 | 35,912 | 西川通常砂防工事(令和元年度) | 実施 |
| 四国建設工業(株) | 工事請負費 | 7,304 | 西川通常砂防工事(令和2年度) | 実施 |
| 大字建設(株) | 工事請負費 | 52,514 | 田口川 通常砂防工事(第3工区) | 実施 |

| | | | |
|-------------|-----|---------|-------------------------------|
| 工事請負費 計 | | 144,101 | |
| (株)香川設計センター | 委託料 | 10,678 | 松谷川 通常砂防工事(第2堰堤) 砂防堰堤詳細設計業務委託 |
| 委託料 計 | | 10,678 | |

(出典:工事管理システムデータ)

<現場視察の状況>

- 田口川 通常砂防工事における砂防ダムとダム下流域の状況



- 西川 通常砂防工事における砂防ダム築造現場



5.1.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施。

- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧（「執行伺書」、「支出命令書」、「出来形部分確認通知書」、「工事請負契約書」、「竣工検査（復命）報告書」、「引渡書」、「委託業務検査調書」、「完了通知書」等）及び資料のサンプルテストの実施並びに現場視察。

5.1.7 監査の結果及び意見

5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前公表（指摘事項1）

（発見事項）

予定価格の事前公表は、香川県建設工事執行規則によれば、「特に必要があると認めるとき」に限って可能との取扱いとなっている。これは、国土交通省の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定、平成23年8月9日一部変更）」とも整合した取扱いとなっている。

香川県建設工事執行規則

（予定価格及び最低制限価格）

第11条

4 契約担当者は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定により定められた予定価格を入札前に公表することができる。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（国土交通省）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

（前略）予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

予定価格を事前に公表することは、業者が職員に対して予定価格を探ろうとする行為(いわゆる官製談合)等の不正行為を防止する効果が期待できる反面、前述の指針に記載されているような問題点・デメリットも数多く存在する。

そのため、前述の指針では「事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行う」ことを地方公共団体に求めている。これを受けて、県の規則でも「特に必要があると認めるとき」に限って事前公表ができる取り扱いとなっている。

一方で、県の運用上は、「建設工事の予定価格の事前公表の実施について」(平成16年7月23日16土監第22342号土木部長通達)に基づいて、全ての建設工事(随意契約を除く)について予定価格の事前公表を行うこととしており、「特に必要があると認めるとき」に該当するかどうかの検討は行われていない。

**建設工事の予定価格の事前公表の実施について
(平成16年7月23日16土監第22342号土木部長通達)**

- 1 予定価格の事前公表を行う工事
すべての工事(随意契約を除く)

なお、予定価格の公表方法に関する全国の地方自治体等の運用状況は以下の通りである。

| 機関・団体 | 全案件事後公表 | 案件により事後公表及び事前公表を併用 | 原則事前公表、一部案件で事後公表を試行 | 全案件事前公表 | 全案件非公表 | その他 |
|-------|---------|--------------------|---------------------|---------|--------|------|
| 国 | 17(17) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 1(1) | 1(1) |
| 都道府県 | 16(16) | 9(8) | 9(9) | 13(14) | 0 | 0 |
| 指定都市 | 6(7) | 10(8)) | 0(1) | 4(4) | 0 | 0 |

注: ()内は令和元年度の団体数

(出典:令和元年度及び2年度 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査の結果について 別紙1)

(問題点)

香川県建設工事執行規則において、入札前に予定価格を公表できるのは「特に必要があると認めるとき」に限定しているにもかかわらず、運用上は「特に必要があると認めるとき」に該当するかどうかの検討が行われず、全ての案件について事前公表が行われている。この点は実際の運用が規則に従っておらず、予定価格を事前公表することによる弊害(入札談合が容易に行われる可能性がある等)を生じさせる恐れがあり問題である。

(指摘事項 1) 建設工事の予定価格の事前公表

建設工事の入札時の予定価格については、事前公表の必要性が検討されることなく全案件について事前公表されているが、香川県建設工事執行規則では、「特に必要があると認めるとき」に限って事前公表が認められる規定となっているため、適切にこれに準拠する必要がある。

具体的には、全案件について事前公表を行うと定めた運用上の通達の見直しや、予定価格の事前公表をする場合には事前公表が「特に必要」であることを十分に検討し、それを文書として明記しこれを適切に保管する、等の対応が考えられる。

5.1.7.2 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続(意見事項 4)

(発見事項)

「岩崎川事業間連携砂防工事」及び「西川通常砂防工事」は、いずれも一つの構造物であるダム本体の築造工事等を数年(およそ4年程度)かけて築造する事業であるが、築造工事を年度毎の予算で分割して入札し、年度毎に別の契約として発注している。一つの構造物ということもあり、実際には最初の工事(前工事)を受注した業者が次年度以降も継続して次の工事(後工事)を1者応札で落札して受注している。また、結果としてこれらの後工事の落札率は、いずれも高い水準となっている。

● 岩崎川事業間連携砂防工事

| 年度 | 平成30年度 | 平成30年度補正 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 落札業者 | 四国建設工業(株) | 四国建設工業(株) | 四国建設工業(株) | 四国建設工業(株) |
| 予定価格 | 49,911千円 | 91,294千円 | 90,700千円 | 95,452千円 |
| 落札価格 | 48,600千円 | 89,856千円 | 89,650千円 | 94,600千円 |
| 落札率 | 97.3% | 98.4% | 98.8% | 99.1% |
| 参加業者数 | 1者 | 1者 | 1者 | 1者 |
| 予定価格の公表 | 事前 | 事前 | 事前 | 事前 |

(出典:工事台帳)

● 西川通常砂防工事

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-----------|-----------|
| 落札業者 | 四国建設工業(株) | 四国建設工業(株) |
| 予定価格 | 49,833千円 | 66,198千円 |
| 落札価格 | 48,950千円 | 64,900千円 |
| 落札率 | 98.2% | 98.04% |
| 参加業者数 | 1者 | 1者 |
| 予定価格の公表 | 事前 | 事前 |

(出典:工事台帳)

砂防ダムは全体で一つの構造物で、前工事と後工事は密接不可分の関係にある。後工事を別業者が受注すると瑕疵担保責任の範囲が不明確になる可能性が考えられ、また前工事を実施した知識・経験による有利性等から前工事を請け負った事業者が他の事業者より低い価格で応札しやすい状況が考えられる。実際に前工事を実施した事業者が1者応札することが多くなっているのは、こうした状況から他の業者が応札する動機に乏しくなっているからではないかと類推される。

なお、県が年度毎に分割して入札・発注している理由は、会計年度独立の原則や地元業者への受注機会の確保等を考慮したものである。また、砂防ダムは基礎から堤体を積み重ねるように築造されるが、防災上必要と考えて設計された完成時の高さまで積み重ねる以前から、一定の高さに整備された段階で防災機能を発揮し始めるため、予算を分割して複数の防災箇所について同時並行で築造工事を進めており、その点も理由の1つとなっていると説明を受けている。

(問題点)

完成まで複数年かかる砂防ダム本体の築造工事を年度毎に分割して入札し発注しているが、2年目以降の入札に別の事業者が応札しにくい状況と推測され、初年度に受注した事業者が次年度以降も落札、受注することが最初からある程度見込まれているような案件が散見される。この場合2年目以降の入札が実質的に形骸化し、県民財産を無駄なく有効活用するために入札制度を適正に運用している状況とは言えず問題である。

(意見事項4) 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続

完成まで複数年かかる砂防ダム本体の築造工事を年度毎に分割して入札・発注しているが、実質的には2年目以降に他の業者が応札しにくい状況と推測され、最初に受注した事業者が1者応札かつ高落札率で落札している事案が散見される。県民財産の有効活用のためには、こうした事案についても入札制度が形骸化しないよう、適切な対応が望まれる。

具体的には、砂防ダムの経済性・有効性及び緊急度等も踏まえた工事の実施順位を十分に検討し、例えば工事を年度毎の分割発注とせず、債務負担行為の積極的な活用により工事全体を1つの工事として一括して入札・発注することや、複数年1者応札が続くような場合には(瑕疵担保責任の明確化や継続して発注した方が工事全体に及ぶ共通経費の合理化等で経済性に優れている点等、随意契約とすべき根拠を明らかにした上で)随意契約としつつ、単年度毎の契約よりも経済的と考えられる点を契約価格に十分反映させるような対応を検討すること等が考えられる。

5.2 直轄河川改修費負担金

5.2.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 河川砂防課 |
| 事業実施の必要性 |
| <p>国の直轄河川である一級河川土器川については、戦後の河川整備の進捗とともに堤防の決壊を伴う甚大な被害は発生していないが、増水のたびに海岸浸食や護岸崩壊などの被災が各所で繰り返し発生している。特に平成 16 年 10 月の台風 23 号では戦後最大流量を記録し、溢水はん濫が 0.2ha 発生した。</p> <p>こうした観点から、国と協調しつつ河川改修事業を推進することは、県にとって必要な事業である。</p> |
| 事業概要 |
| <p>国が土器川水系河川整備計画に基づき進める土器川の河川改修事業に対して、県が地域に及ぶ便益に見合う額として国の事業費の 3 分の 1 を負担する。河川法第 60 条の規定に基づく負担である。</p> <p>具体的には、当年度実施予定の事業費の 3 分の 1 を次年度に精算、納付する。</p> <p>令和 2 年度の実施箇所等は下記であった。</p> <ul style="list-style-type: none">● 土器・飯野地区：河道掘削・引堤等● 土器川潮止堤開閉装置改善等● 飯野地区：浸食対策等 |
| 河川法 |
| <p>(一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担)</p> <p>第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用(指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。)については、政令で定めるところにより、改良工事のうち政令で定める大規模な工事(次項において「大規模改良工事」という。)に要する費用にあつてはその十分の三を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一を、災害復旧事業に要する費用にあつてはその十分の四・五を、改良工事及び修繕以外の河川工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する。</p> |
| 地方財政法 |

| |
|--|
| (地方公共団体の負担金) |
| <p>第十七条の二 国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額(以下「地方公共団体の負担金」という。)を国に対して支出するものとする。</p> <p>2 国が行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。</p> |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p><重要業績指標></p> <p>本事業に関連する重要業績指標は設定されていない。</p> |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 該当なし |
| その他の関連する県の計画・施策等 |
| 土器川水系河川整備計画 |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等 |
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 河川法 |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 実施箇所等について国と事前に協議するとともに、国から負担金の予定額を当該工事着手前にあらかじめ通知を受けている。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業であり、土器川水系河川整備計画に基づき20年から30年後までに順次完成する |

ことを目途としている。

5.2.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 160,000 | 216,000 | 316,000 |
| 補正予算額(増減) | 22,136 | 159,389 | 196,932 |
| 計:現年予算額 | 182,136 | 375,389 | 512,932 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | 182,136 | 375,389 | 512,932 |
| 決算額 | 181,802 | 375,359 | 512,926 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | - |
| 不用額 | 334 | 30 | 6 |

5.2.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|---------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 512,926 | 負担金 |
| 合計 | 512,926 | |

5.2.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|---------|------|
| 県債 | 482,000 | |
| 一般財源 | 30,926 | |
| 合計 | 512,926 | |

5.2.5 主な節別の内訳

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|-------|------------|---------|---------|
| 国土交通省 | 負担金補助及び交付金 | 512,926 | 直轄河川負担金 |
| 合計 | | 512,926 | |

5.2.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。

- ② 国土交通大臣からの令和2年度の「直轄河川事業に対する地方負担金予定額通知書」及び令和元年度の「直轄河川事業等に対する地方公共団体負担金精算調書」、四国地方整備局長からの令和2年度「香川県における事業計画書」の閲覧。

5.2.7 監査の結果及び意見

5.2.7.1 土器川の改修工事に係る国との協議内容の記録及び保存(意見事項5)

(発見事項)

県の負担予定額は、「直轄河川事業に対する地方負担金予定額通知書」によって国から通知されるが、そこまでの過程で、県と国の担当者間で予算額・工事個所・工法・工事内容等について事前協議が行われる。国直轄の一級河川とはいえ、県内最大規模の河川の改修に関する事項であり、県としても相当額の負担を行うものであるため、国との十分な協議は重要であり、県としてもこの事前協議によって県の意見を改修工事の計画に反映させることとしている。

ただし、その協議内容については記録・保存を行うルールとはなっていない。

(問題点)

県としても相当額の負担を行う、県内最大規模の河川の改修工事に係る国との協議について、仮にその協議内容が適切に記録・保存されていなければ、国の計画を県がどのようにチェックし、県の見解をどのように適切に反映させたか等が事後的に検証できないと問題である。

(意見事項5) 土器川の改修工事に係る国との協議内容の記録及び保存

直轄河川改修費負担金事業は、国が実施する一級河川土器川の改修事業に対し、県が費用の3分の1を負担するものであり、令和2年度には512,000千円を負担金として国に納付している。国直轄の一級河川とはいえ、県内最大規模の河川の改修に関する事項であり、県としても相当額の負担を行っているため、国との十分な協議は不可欠であり、県としても十分な事前協議によって県の意見を改修工事の計画に反映させることとしている。県の意見を十分に反映させ、かつ国の計画を適切にチェックしていることを事後的にも検証可能とし、また業務の引継ぎを円滑に実施するためにも、国との協議内容を適切に記録し保存することを仕組みとして取り入れることが望ましい。

5.3 河川改修事業等(一部)

5.3.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|-----------|-----------|----|----|-----|-------|--------------------|---|---|--------|-----------------|---|----|--------|---------|---|-----------|--------|------|----|-----|-----------|------|----|-----|--------|----|---|--|-----------|
| 河川砂防課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>県内には多数の河川が存在しており、県では主として県知事管理の一級河川及び二級河川の管理を行っている。これらの県管理河川の洪水による被害を防止するため、計画的・効率的な河川改修や適切な維持管理等に取り組む必要がある。</p> <p>● 本県の河川概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>水系</th> <th>河川数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川 (国土交通大臣管理)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>18,850</td> </tr> <tr> <td>一級河川 (県知事管理)</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>68,307</td> </tr> <tr> <td>一級河川(計)</td> <td>2</td> <td>16 (注)</td> <td>87,157</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>79</td> <td>275</td> <td>1,008,126</td> </tr> <tr> <td>準用河川</td> <td>43</td> <td>116</td> <td>83,137</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> <td></td> <td>1,178,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)一級河川合計欄は、同一河川内に国土交通大臣と県知事の管理区間が双方存在するため整合しない。 (出典:香川県ホームページ)</p> | | | | 種別 | 水系 | 河川数 | 延長(m) | 一級河川 (国土交通大臣管理) | 1 | 1 | 18,850 | 一級河川 (県知事管理) | 2 | 16 | 68,307 | 一級河川(計) | 2 | 16 (注) | 87,157 | 二級河川 | 79 | 275 | 1,008,126 | 準用河川 | 43 | 116 | 83,137 | 合計 | - | | 1,178,420 |
| 種別 | 水系 | 河川数 | 延長(m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一級河川 (国土交通大臣管理) | 1 | 1 | 18,850 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一級河川 (県知事管理) | 2 | 16 | 68,307 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一級河川(計) | 2 | 16 (注) | 87,157 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二級河川 | 79 | 275 | 1,008,126 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 準用河川 | 43 | 116 | 83,137 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | - | | 1,178,420 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>昭和 20 年に綾川において中小河川改修事業として着手して以来、中小 19 河川、小規模 31 河川、局部改良 123 河川において、改修整備を行っており、現在単独事業として 29 水系 70 河川において改修整備を進めている。また、81 水系 291 河川、76 海岸の維持管理を行っている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p><重要業績指標></p> <p>該当なし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|--|
| 該当なし |
| その他の関連する県の計画・施策等 |
| 香川県地域防災計画 |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等 |
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 河川法 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5.3.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 2,408,700 | 2,330,600 | 2,319,600 |
| 補正予算額(増減) | 743,500 | 820,523 | 845,170 |
| 計:現年予算額 | 3,152,200 | 3,151,123 | 3,164,770 |
| 前年度明許繰越額 | 1,049,438 | 950,307 | 1,093,850 |
| 計:予算現額 | 4,201,638 | 4,101,430 | 4,258,620 |
| 決算額 | 3,239,626 | 2,999,854 | 3,023,412 |
| 翌年度明許繰越額 | 950,307 | 1,093,850 | 1,231,834 |
| 不用額 | 11,705 | 7,726 | 3,374 |

5.3.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|----------------|
| 工事請負費 | 2,551,099 | 河川改修工事、維持修繕工事等 |
| 委託料 | 188,371 | 測量・設計委託 |
| その他 | 283,942 | |
| 合計 | 3,023,412 | |

5.3.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|-----------|------|
| 繰越金 | 248,780 | |
| 県債 | 1,851,000 | |
| 一般財源 | 923,632 | |
| 合計 | 3,023,412 | |

5.3.5 検証サンプル

前述の「決算額の主な内訳」の工事請負費 2,551,099 千円及び委託料 188,371 千円の中から以下の請負工事を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧、現場視察を含め検証した。

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 決算額 | 工事名 | 現場視察 |
|------------|-------|---------|--------------------------|------|
| (株)重成土建 | 工事請負費 | 72,411 | 買田川 河川改修工事(橋梁下部工) | 実施 |
| (株)えびす石材土木 | 工事請負費 | 51,021 | 相引川 河川改修工事(第2工区) | 実施 |
| (株)村上組 | 工事請負費 | 41,347 | 詰田川 津波等対策河川工事(注) | 実施 |
| 山本建設(株) | 工事請負費 | 19,647 | 財田川 河川改修工事 | |
| 工事請負費 計 | | 184,426 | | |
| 四国旅客鉄道(株) | 委託料 | 17,111 | 高德線栗林・木太町間詰田川橋りょう津波等対策工事 | |
| 委託料 計 | | 17,111 | | |

(出典:工事管理システムデータ)

(注)「詰田川 津波等対策河川工事」については、「津波等対策河川事業」で別途検証している。

抽出サンプルについては、入札状況や契約変更内容についても検証を実施した。例えば、下記のような状況であり、特に問題あるような内容のものは識別されなかった。

● 「相引川 河川改修工事(第2工区)」

| | |
|--------|---|
| 契約名 | 相引川 河川改修工事(第2工区) |
| 工事内容 | 老朽化した護岸の改修工事。隣接道の交通量が多く、道路掘削幅を減少させる目的で矢板護岸工を採用している。 |
| 入札方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 落札業者名 | (株)えびす石材土木 |
| 予定価格 | 43,945,000 円(税込み) |
| 落札価格 | 41,800,000 円(税込み) |
| 落札率 | 95.12% |
| 最低制限価格 | 38,962,000 円(税込み) |
| 入札参加者数 | 1 者 |

1 者応札となったのは、いわゆる一抜け方式を採用しており、同日開札の「相引川 河川改修工事(第1工区)」工事の落札業者が入札失格となった結果である。

また、9,221 千円の増額変更については、近隣住民からの要望もあり交通誘導員を常駐させたことによる増加が主な要因であるが、住宅密集地の道路であり現場視察の状況からも特段の問題は認められなかった。なお、交通誘導員の配置については一般的に工事現場の出入口のほか、工事用車両が通行する見通しが悪い個所など、交通安全上必要と思われる箇所に配置するようにしており、地形的な要因のほか、車両や歩行者の交通量も配置判断の基準となるが、数値的な基準はない。

● 買田川 河川改修工事(橋梁下部工)

| | |
|--------|----------------------------|
| 年度 | 令和2年度 |
| 契約名 | 買田川 河川改修工事(橋梁下部工) |
| 契約期間 | 令和2年8月3日～令和3年2月26日 |
| 工事内容 | 河川拡幅工事にもなう橋梁架け替えのための橋梁下部工事 |
| 入札方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 落札業者名 | (株)重成土建 |
| 予定価格 | 60,522,000 円(税込み) |
| 落札価格 | 60,500,000 円(税込み) |
| 落札率 | 99.96% |
| 入札参加者数 | 1 者 |

1 者応札であり、かつ、落札率 99.96%と高落札率である。県による分析では、工事施工箇所が住宅密集地であり、進入路が狭い等で不測のトラブルが発生すること懸念し工事業者が積極的に入札せず、落札業者も事前公表された予定価格に近い価格で応札したのではないかとの説明を受けた。

現場視察を行ったが、後述の現場写真のとおり護岸上に住居が存在し、工事用車両通行経路が狭い状況も確認できており、県の分析も不合理ではないと判断できる。

また、11,911 千円の増額変更については、橋台仮締切の矢板の貫入箇所に設計時のボーリング調査で把握できていなかった地中玉石が多くあったことから、硬質岩盤クリア工法に変更したためである。計画橋台位置が人家連坦地区内の幅員の狭い生活道路上であり、ボーリング調査時に通行止ができないため、現況河川内で橋梁位置に近い調査可能な箇所で調査することとしたことはやむを得ないと思われ、未把握の玉石の発生により直ちに設計時のボーリング調査箇所数が妥当でなかったと判断するものではないため、当該変更にも特段の問題点は識別されなかった。

<現場視察の状況>

● 買田川 河川改修工事(橋梁下部工)



河川拡幅工事にもなう橋梁架け替えのための橋梁下部(兩岸)工事

- 相引川 河川改修工事(第2工区)



老朽化した護岸の改修工事。隣接道の交通量が多く、道路掘削幅を減少させる目的で矢板護岸工を採用している。

5.3.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧（「執行伺書」、「支出命令書」、「出来形部分確認通知書」、「工事請負契約書」、「設計書の変更事前協議書」、「竣工検査(復命)報告書」、「引渡書」、「委託業務検査調書」、「完了通知書」等）及び資料のサンプルテストの実施並びに現場視察。

5.3.7 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5.4 砂防整備事業等

5.4.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|------|---------|------|---------|
| 河川砂防課 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>県には6,972箇所にも及ぶ土砂災害危険箇所が散在している。また、風化の進行した脆弱な地質であることから、梅雨や台風等の集中豪雨による土砂災害の潜在的危険性が非常に高い状況にあるが、土砂災害危険個所の整備率は、依然として低い状況にある。</p> <p>こうした危険個所への迅速な対応は、県民の生命と財産を守る上で極めて必要な取り組みとなっている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の中で、国の補助対象外であり、治水上緊急な対策が必要なもの、または補助砂防事業に密接に関連する緑地整備等、周辺整備事業等の整備、砂防関係施設等の点検、修繕等を行う事業である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 砂防関係施設 | 施設数(H29年4月現在) | | | | | | | | | | | | | | |
| 砂防設備(堰堤) | 906基 | | | | | | | | | | | | | | |
| 地すべり防止施設 | 12施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 急傾斜地崩壊防止施設 | 229施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,147基・施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| (出典:砂防関係施設の長寿命化計画) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態</p> <p><重要業績指標></p> <p>土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績値(累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27年度</td> <td>14,747戸</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>15,019戸</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>15,090戸</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>15,165戸</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>15,328戸</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>15,386戸</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 実績値(累計) | H27年度 | 14,747戸 | H28年度 | 15,019戸 | H29年度 | 15,090戸 | H30年度 | 15,165戸 | R元年度 | 15,328戸 | R2年度 | 15,386戸 |
| 年度 | 実績値(累計) | | | | | | | | | | | | | | |
| H27年度 | 14,747戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| H28年度 | 15,019戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| H29年度 | 15,090戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| H30年度 | 15,165戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| R元年度 | 15,328戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| R2年度 | 15,386戸 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|------------|----------|
| | R2 年度<目標値> | 15,860 戸 |
| | 達成率 | 97.0% |
| (出典:「香川県国土強靱化地域計画」に係る進捗状況調査結果) | | |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 | | |
| 計画の達成率が 97.0%と 100%未満 50%以上の範囲にあるため、順調ではないが計画策定時より一定程度進展している、と評価している。未達要因は、砂防ダム等築造のための用地取得に時間を要したことが主なものである。 | | |
| その他の関連する県の計画・施策等 | | |
| 香川県地域防災計画 | | |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等 | | |
| 該当なし | | |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 | | |
| 砂防法 | | |
| 事業区分(継続事業または新規事業) | | |
| 継続事業 | | |

5.4.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|---------|---------|
| 当初予算額 | 381,100 | 359,100 | 430,000 |
| 補正予算額(増減) | 283,000 | 252,682 | 239,296 |
| 計:現年予算額 | 664,100 | 611,782 | 669,296 |
| 前年度明許繰越額 | 280,591 | 362,843 | 303,720 |
| 計:予算現額 | 944,691 | 974,625 | 973,016 |
| 決算額 | 580,734 | 655,521 | 604,547 |
| 翌年度明許繰越額 | 362,843 | 303,720 | 367,540 |
| 不用額 | 1,114 | 15,384 | 929 |

5.4.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|---------------|
| 工事請負費 | 430,775 | 砂防堰堤の修繕・築造工事等 |
| 委託料 | 119,871 | 砂防施設の点検、設計業務等 |
| その他 | 53,901 | |
| 合計 | 604,547 | |

5.4.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|---------|------|
| 繰越金 | 152,720 | |
| 県債 | 331,000 | |
| 一般財源 | 120,827 | |
| 合計 | 604,547 | |

5.4.5 検証サンプル

前述の「決算額の主な内訳」の工事請負費 430,775 千円及び委託料 119,871 千円の中から以下の請負工事等を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧、現場視察等を含め検証した。

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 | 現場視察 |
|----------|-------|--------|--------------------|------|
| (株)光石工務店 | 工事請負費 | 21,133 | 前田川 砂防維持修繕工事 | 実施 |
| 東讃建設(株) | 工事請負費 | 11,032 | 亀屋川 事業間連携砂防工事 | |
| 工事請負費 計 | | 32,165 | | |
| (株)五星 | 委託料 | 8,969 | 福ヶ谷川 砂防整備工事 設計業務委託 | |
| 委託料 計 | | 8,969 | | |

(出典:工事管理システムデータ)

<現場視察の状況>

- 前田川 砂防維持修繕工事(土砂崩れによる土砂の除去工事)



災害により堆積した土砂の除去を行っている。

なお県では、「砂防関係施設の長寿命化計画」に基づいて、平成 29 年 4 月現在完成又は概ね完成している砂防関係施設の全件について点検を実施し、点検結果と施設の健全度及び社会的影響額等を勘案して重要度を評価、対策の優先度を決定する作業を行っている。

今回現場視察の対象となった工事箇所に隣接する砂防ダムについては、平成 29 年 4 月時点で現存していたにもかかわらずその際の点検対象から漏れていた。今回の工事に先行して行われ

た隣接箇所の災害復旧工事(今回と同じ土砂崩れの土砂の除去工事)の際に施設の存在が初めて認識され、その後直ちに健全度と優先度の評価が行われている。

この点、河川砂防課で同様の事案(検査漏れ)がないかは注視しているところであるが、これ以外には発見されていないとの回答であった。

5.4.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画(「砂防関係施設の長寿命化計画」)等に関する事務の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料(「砂防施設一覧表」等)の閲覧の実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧(「執行伺書」、「支出命令書」、「出来形部分確認通知書」、「工事請負契約書」、「竣工検査(復命)報告書」、「引渡書」、「委託業務検査調書」、「完了通知書」等)及び資料のサンプルテストの実施並びに現場視察。

5.4.7 監査の結果及び意見

5.4.7.1 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続(意見事項6)

(発見事項)

「亀屋川 事業間連携砂防工事」は、一つの構造物であるダム本体の築造工事等を数年(およそ3年程度)かけて築造する事業であるが、築造工事を年度毎に分割して入札し、年度毎に別の契約として発注している。実質的には1つの工事であり、実際に最初の工事(前工事)を受注した業者が次年度以降も継続して次の工事(後工事)を1者応札で落札して受注している。また、結果としてこの後工事の落札率は、いずれも高い水準となっている。

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|----------|----------|-----------|
| 落札業者 | 東讃建設(株) | 東讃建設(株) | 東讃建設(株) |
| 予定価格 | 42,989千円 | 49,369千円 | 51,728千円 |
| 落札価格 | 39,960千円 | 48,070千円 | 50,160千円 |
| 落札率 | 93.0% | 97.4% | 97.0% |
| 参加業者数 | 1者 | 1者 | 1者 |
| 工事内容 | 砂防堰堤 | 砂防堰堤 | 前庭保護工、流路工 |

これは前述の「5.1 通常砂防事業等(ハード)」における一者応札の継続と同じ状況である。(具体的な記載は「5.1.7.2 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続」を参照。)

(問題点)

「5.1.7.2 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続」で記載した問題点と同様である。

(意見事項 6) 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続

「5.1.7.2 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続」で記載した意見事項(意見事項 4)と同様である。

5.5 津波等対策河川事業 ※公共

5.5.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 河川砂防課 |
| 事業実施の必要性 |
| <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大津波が発生し、沿岸部の市街地が広範囲にわたり浸水し、戦後最大の人命が失われるとともに、海岸堤防や港湾・漁港施設、河川堤防も被災するなど甚大な被害が発生した。</p> <p>本県でも南海トラフ地震による被害が懸念されている。また、津波対策のための既存施設の経年劣化による老朽化が顕著となっていることから、これらに対応するための施設の対策工事を行うことが必要となっている。</p> |
| 事業概要 |
| <p><河川堤防の対策></p> <p>堤防の高さを確保するための対策を行うほか、堤防の沈下を抑制する液状化対策等の耐震補強を行う。</p> <p>なお、河川における地震・津波対策としては、津波防御の方式として、以下の 2 通りが計画されている。</p> <p>①「津波水門方式」:</p> <p>既設水門がある河川では、水門で津波の遡上を止めることとし、水門の耐震補強とその下流の堤防の耐震補強や嵩上げにより防御する。</p> <p>②「堤防方式」</p> <p>既設水門が無い河川では、津波の遡上に対する対策が必要なところまで、堤防の耐震補強や嵩上げにより防御する。</p> <p>また、海岸堤防・河川堤防の整備については、重要度に応じて 10 年間を整備目標とするⅠ期と、概ね 10 年から 30 年を整備目標とするⅡ・Ⅲ期に分類し、整備が進められている。</p> |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> |

<重要業績指標>

地震・津波対策海岸堤防等の整備率(第I期計画:H27年度～R6年度)

| 基準値(H27年度) | 実績値(R2年度) | 目標値(R2年度) |
|------------|-----------|-----------|
| 0% | 65.7% | 66.1% |

(出典:「香川県国土強靱化地域計画」に係る進捗状況調査結果)

重要業績指標の達成状況についての評価結果

計画の達成率が99.4%と100%未満50%以上の範囲にあるため、順調ではないが計画策定時より一定程度進展している、と評価している。ただし後述の通り、特に優先度が高いI期(前期)部分の整備は予定の5年間で全て完了している。

その他の関連する県の計画・施策等

香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

重要業績指標と比べてより詳細かつ具体的に設定されており、I期の中でも地震直後に堤防等が沈下し、甚大な被害が想定される等、特に優先度が高い箇所を「I期(前期)」としている。これについては令和元年度までの5年間で整備することとし、実際に必要な整備は完了した。

- I期前期(平成27年度から令和元年度)の整備計画と実績

| | 当初整備計画 | 実績 |
|------|--------|-------|
| 整備延長 | 約32km | 約26km |
| 事業費 | 約172億円 | 約96億円 |

(出典:香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画)

当初計画より実績の方が整備延長距離が短く、事業費も減少しているのは、

- 詳細な現地調査等により安全性を確認した結果、一部の区間で対策不要となった
- 対策が必要となった区間でも、液状化沈下量が想定よりも小さく、液状化対策のための地盤改良が不要となる等、施設の嵩上げ・増厚のみで耐震性等を確保できた箇所があったこと等によるものであり、計画時に対策が必要と考えられていた箇所の整備は全て完了した。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

河川法

事業区分(継続事業または新規事業)

継続事業

5.5.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 907,000 | 747,315 | 718,483 |
| 補正予算額(増減) | △277,000 | 70,805 | 61,518 |
| 計:現年予算額 | 630,000 | 818,120 | 780,001 |
| 前年度明許繰越額 | 204,450 | 505,722 | 443,346 |
| 計:予算現額 | 834,450 | 1,323,842 | 1,223,347 |
| 決算額 | 328,628 | 880,496 | 731,895 |
| 翌年度明許繰越額 | 505,722 | 443,346 | 491,452 |
| 不用額 | 100 | - | - |

5.5.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|-------------|
| 工事請負費 | 548,365 | 護岸嵩上げ・強化工事等 |
| 委託料 | 151,886 | 測量・設計業務委託等 |
| その他 | 31,644 | |
| 合計 | 731,895 | |

5.5.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|------|
| 国庫支出金 | 350,181 | |
| 繰越金 | 6,228 | |
| 県債 | 359,000 | |
| 一般財源 | 16,486 | |
| 合計 | 731,895 | |

5.5.5 検証サンプル

前述の「決算額の主な内訳」の工事請負費 548,365 千円の中から以下の請負工事を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧、現場視察等を含め検証した。

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 決算額 | 工事名 | 現場視察 |
|---------|-------|---------|---------------------|------|
| (株)村上組 | 工事請負費 | 51,021 | 詰田川津波等対策河川工事 | 実施 |
| 田村石材(株) | 工事請負費 | 46,251 | 木庄川 津波等対策河川工事 | |
| (株)高木産業 | 工事請負費 | 51,084 | 鴨部川 津波等対策河川工事(第2工区) | 実施 |
| 関西建設(株) | 工事請負費 | 46,030 | 鴨部川 津波等対策河川工事(第6工区) | 実施 |
| 合計 | | 194,386 | | |

(出典:工事管理システムデータ)

抽出サンプルについては、入札状況や契約変更内容についても検証を実施した。例えば、上記の「詰田川津波等対策河川工事」については、以下の通りの状況であった。検証した結果、特に不合理な点は識別されなかった。

| | |
|--------|---|
| 契約名 | 詰田川津波等対策河川工事 |
| 契約期間 | 令和2年5月26日～令和2年12月25日 |
| 工事内容 | 護岸堤防の液状化による倒壊を防止するため、基礎部分に薬液を注入し基礎地盤の強化を行う。 |
| 入札方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 落札業者名 | (株)村上組 |
| 予定価格 | 94,226,000 円(税込み) (金額は、河川改修事業と合わせた額。以下同じ) |
| 落札価格 | 89,100,000 円(税込み) |
| 落札率 | 94.6% |
| 最低制限価格 | 84,519,600 円(税込み) |
| 入札参加者数 | 2 者 なお、薬液注入という特殊性を有する工法であるが、実施実績を有する業者が 11 者あることを調査した上で公告を行っている。 |

8,341 千円の増額変更については、施工方法の変更に伴い、通行止めが発生し迂回路が必要となったことから、通行車両の安全を考慮し誘導員の配置を再検討した結果、配置人数が増加したことによる。住宅密集地の道路であり現場視察の状況からも特に不合理ではないと判断した。

<現場視察の状況>

- 鴨部川 津波等対策河川工事(第2工区)



津波対策として、堤防の嵩上げ工事を実施している。

「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき L1 津波(発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波)を想定した堤防等整備高 3.1m での整備を実施している。なお、南海トラフを震源とする最大クラスの地震は L2 となる。

● 鴨部川 津波等対策河川工事(第6工区)



津波対策としての堤防のかさ上げ工事であり、第2工区の対岸となる。

● 詰田川 津波等対策河川工事



堤防の沈下を抑制する液状化対策等の耐震補強である。通常は下記のような液状化対策工事を行うが、当該箇所については河床下に下水道管が埋設されていたことから、基礎部分に薬液を注入し地盤改良を行っている。



通常の液状化対策の施工
(それぞれ別箇所)



5.5.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧（「執行伺書」、「支出命令書」、「出来形部分確認通知書」、「工事請負契約書」、「竣工検査（復命）報告書」、「引渡書」等）及び資料のサンプルテストの実施並びに現場視察。

5.5.7 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5.6 広域河川改修事業等(ハード)

5.6.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 河川砂防課 |
| 事業実施の必要性 |
| 風水害等の自然災害を未然に防止するため、計画的・効率的な河川改修等に取り組むことは県の事業として必要なものである。特に、平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所洗堀等によって洪水氾濫による著しい被害が生ずる恐れのある河川について、緊急対策を実施することが必要となっている。 |
| 事業概要 |
| 本津川(高松市)など13河川において河川改修を実施。また、近年浸水実績がある箇所又は河川の浸水想定区域の家屋数が一定以上ある箇所等において、樹木伐採・河道掘削を実施している。 |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p><重要業績指標></p> <p>該当なし</p> |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 該当なし |
| その他の関連する県の計画・施策等 |
| 河川整備計画 |
| 社会資本総合整備計画 |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等 |
| <p><業績評価のための指標(社会資本総合整備計画)></p> <p>事業実施河川毎に既往(過去の)最大浸水被害家屋数が発生した出水と同程度の出水により、浸水の恐れがある家屋数の減少</p> |

| | 当初現況値(H28年度) | 実績値(R2年度) | 最終目標値(R2年度) |
|------------|--------------|-----------|-------------|
| 浸水の恐れのある戸数 | 1,853戸 | 1,467戸 | 1,467戸 |
| 減少戸数 | 0戸 | 386戸 | 386戸 |

(出典:社会資本総合整備計画 総合的な浸水対策の推進(防災・安全)緊急対策 事後評価)

目標は達成されている。

| |
|--------------------------|
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 河川法 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5.6.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 1,489,283 | 1,717,600 | 1,788,000 |
| 補正予算額(増減) | 218,217 | 2,094,300 | 888,830 |
| 流用額 | - | - | 4,000 |
| 計:現年予算額 | 1,707,500 | 3,811,900 | 2,680,830 |
| 前年度明許繰越額 | 1,855,029 | 1,058,888 | 2,597,997 |
| 計:予算現額 | 3,562,529 | 4,870,788 | 5,278,827 |
| 決算額 | 2,503,630 | 2,272,786 | 3,630,623 |
| 翌年度明許繰越額 | 1,058,888 | 2,597,997 | 1,648,196 |
| 不用額 | 11 | 5 | 8 |

(注)流用額は、総合流域防災河川事業(ソフト対策)の情報基盤整備事業からの流用である。

5.6.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|-----------------|
| 工事請負費 | 2,791,860 | 河道掘削、護岸工等 |
| 委託料 | 292,542 | 地質調査、測量、設計業務等委託 |
| その他 | 546,220 | |
| 合計 | 3,630,622 | |

5.6.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|------|
| 国庫支出金 | 1,755,844 | |
| 繰越金 | 32,742 | |
| 県債 | 1,807,000 | |
| 一般財源 | 35,036 | |
| 合計 | 3,630,622 | |

5.6.5 検証サンプル

前述の「決算額の主な内訳」の工事請負費 2,791,860 千円及び委託料 292,542 千円の中から以下の請負工事を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧、現場視察等を含め検証した。

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 決算額 | 工事名 | 現場視察 |
|-------------------|-------|---------|----------------------------------|------|
| (株)重成土建 | 工事請負費 | 53,276 | 広域河川 弘田川 改修工事 | |
| 川田建設(株) 四国営業所 | 工事請負費 | 34,567 | 広域河川 綾川改修工事(城山橋上部工) | |
| 高島建設(株) | 工事請負費 | 42,466 | 柞田川 河川改修工事(河道掘削)(第1工区) | 実施 |
| 工事請負費 計 | | 130,309 | | |
| (株)東洋コンサル タレント | 委託料 | 21,678 | 広域河川 新川(吉田川) 改修工事 橋梁詳細 設計業務委託 | |
| 委託料 計 | | 21,678 | | |

(出典:工事管理システムデータ)

<現場視察の状況>

- 柞田川 河川改修工事(河道掘削)(第1工区)



河道掘削工事である。

<入札・変更契約の状況>

抽出サンプルについては、入札状況及び契約変更内容についても検証を実施した。例えば以下の通りであり、特に不合理なものは識別されなかった。

- 柞田川 河川改修工事(河道掘削)(第1工区)

| | |
|-------|------------------------|
| 契約名 | 柞田川 河川改修工事(河道掘削)(第1工区) |
| 契約期間 | 令和2年3月19日～令和2年10月30日 |
| 工事内容 | 河道掘削工事 |
| 入札方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 落札業者名 | 高島建設(株) |
| 予定価格 | 49,936,700 円(税込み) |

| | |
|--------|-------------------|
| 落札価格 | 48,400,000 円(税込み) |
| 落札率 | 96.2% |
| 最低制限価格 | 45,760,000 円(税込み) |
| 入札参加者数 | 3 者 |

契約金額について 5,783 千円の減額変更を行っている。主な内容は、河道掘削で発生した残土を別工事で再利用できたことによる処分費用の減少に伴うものである。

● 広域河川 綾川改修工事(城山橋上部工)

| | |
|--------|--------------------------------|
| 契約名 | 広域河川 綾川改修工事(城山橋上部工) |
| 契約期間 | 令和 2 年 3 月 6 日～令和 3 年 3 月 25 日 |
| 工事内容 | コンクリート橋上部工事(3 径間連続プレビューム合成鈹桁) |
| 入札方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 落札業者名 | 川田建設(株) 四国営業所 |
| 予定価格 | 298,709,400 円(税込み) |
| 落札価格 | 298,100,000 円(税込み) |
| 落札率 | 99.8% |
| 最低制限価格 | 269,399,900 円(税込み) |
| 入札参加者数 | 1 者 |

落札率が 99.8%と高落札率となっているが、令和 2 年度第 1 回の入札監視委員会において抽出事案として審議が行われている。特に問題があるとの指摘はされていなかった。

5.6.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧の実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧(「執行伺書」、「支出命令書」、「出来形部分確認通知書」、「工事請負契約書」、「竣工検査(復命)報告書」、「引渡書」、「委託業務検査調書」、「完了通知書」等)及び資料のサンプルテストの実施並びに現場視察。

5.6.7 監査の結果及び意見

5.6.7.1 河川整備基本方針の策定(指摘事項 2)

(発見事項)

河川整備基本方針とは、

- 洪水・高潮等の災害への対応を含む河川環境の整備と保全に関する住民のニーズに的確に応え、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するためには、河川管理者だけによる整備計画でなく、地域との連携を踏まえた整備計画とすることが不可欠である。
- 長期的な視点に立った具体的な川づくりの姿を明らかにする必要がある。
- 将来の災害等により今後事業化する事由が生じた際に迅速に着手するための計画を備えておく必要がある。

等の観点から、河川法第 16 条第 1 項において河川管理者によって策定することが求められている方針である。

河川法

(河川整備基本方針)

第 16 条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

また、平成 9 年の河川法改正以前では、河川管理者は水系毎に「工事实施基本計画」を策定しておくこととされていた。

つまり、河川管理者である県は、自らが管理する河川について改正前の「工事实施基本計画」又は改正後の「河川整備基本方針」のいずれかを策定していることが求められている。

一方で、河川整備は完了するまでに概ね 20 年から 30 年という長い期間を要し、予算上の制約もあって整備できる河川及びその範囲にも限界がある。そのため、県では優先順位をつけて過去に水害被害が発生した河川から順次整備していく方針としている。河川整備基本方針についても河川整備に着手する段階で初めて策定することとしているため、結果として県が管理する河川 81 水系のうち 54 水系については、工事实施基本計画が未策定かつ河川整備基本方針の策定に着手していない。

- 県が管理する水系の河川整備基本方針又は工事实施基本計画の策定状況

| | |
|---------------------|-------|
| 工事实施基本計画策定済みの河川 | 11 水系 |
| 河川整備基本方針策定済み又は策定中河川 | 16 水系 |

| | |
|-------------------------------|-------|
| 工事实施基本計画未策定かつ河川整備基本方針の策定未着手河川 | 54 水系 |
| 合計(県管理河川数) | 81 水系 |

(注) 平成9年の河川法改正により工事实施基本計画は、河川整備基本方針と河川整備計画に変更されたが、河川整備基本方針を策定するまでは、経過措置により工事实施基本計画が河川整備基本方針とみなされる。

(問題点)

県が管理する河川について、河川法で義務付けられている河川整備基本方針等が策定されていないと、河川整備を地域との連携を図りつつ長期的な視点で実施することや、将来の災害発生等によって優先順位を繰り上げて事業化する事由が生じた際に迅速に河川整備に着手することができなくなる可能性があり問題である。

(指摘事項 2)河川整備基本方針の策定

県が管理する河川 81 水系のうち 54 水系について、河川法で策定が義務付けられている河川整備基本方針等が策定されていない。河川整備を地域との連携を図りつつ長期的な視点で実施するために、また将来の災害発生等によって優先順位を繰り上げて事業化する事由が生じた際に迅速に整備に着手するためにも、河川整備基本方針を網羅的に策定する必要がある。

またそのためには、危険度や事業化見込等を勘案しながら策定の優先度を判断し、現段階での策定スケジュールをある程度決定しておくことも必要な対応と考えられる。

5.7 香東川総合開発事業

5.7.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|----|----------|-------|-----------------------------|-----------|---------|---------------------|-------|-------|------|---|-------|-----|--|-----------|--------|-----------|----------|------------------------|--|--------|-----|--|---------|
| 河川砂防課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>本事業によって栂川(かばがわ)ダムが建設されることにより、香東川の洪水対策と高松市の新たな水道用水の確保(9,000 m³/日)が可能となるため、必要な事業である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>香東川総合開発事業の一環として、2級河川香東川水系栂川の高松市塩江町安原上東(旧香川郡塩江町大字安原上東)に、多目的ダムとして栂川ダムを建設する事業である。なお、香東川は阿讃山脈を源とし、瀬戸内海に注ぐ延長約33km、流域面積約113km²の香川県を代表する2級河川である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総事業費:463億円 ● 規模:堤高88.5m、堤頂長265.5m、総貯水容量10,560千m³の重力式コンクリートダム ● 栂川ダム事業による便益 <p>栂川ダムを建設することによる県民の受ける純便益は775億円と見積られている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>便益/費用(△)</th> <th>現在価値化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栂川ダム事業実施による氾濫被害軽減額(完成後50年間)</td> <td>2,215.5億円</td> <td>915.3億円</td> </tr> <tr> <td>流水の正常な機能の維持の効果による便益</td> <td>242億円</td> <td>284億円</td> </tr> <tr> <td>残存価値</td> <td>-</td> <td>4.7億円</td> </tr> <tr> <td>総便益</td> <td></td> <td>1,203.9億円</td> </tr> <tr> <td>ダム建設費用</td> <td>△361.9億*1</td> <td>△424.7億円</td> </tr> <tr> <td>施設完成後に必要となる維持管理費(50年分)</td> <td></td> <td>△3.9億円</td> </tr> <tr> <td>純便益</td> <td></td> <td>775.3億円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 項目 | 便益/費用(△) | 現在価値化 | 栂川ダム事業実施による氾濫被害軽減額(完成後50年間) | 2,215.5億円 | 915.3億円 | 流水の正常な機能の維持の効果による便益 | 242億円 | 284億円 | 残存価値 | - | 4.7億円 | 総便益 | | 1,203.9億円 | ダム建設費用 | △361.9億*1 | △424.7億円 | 施設完成後に必要となる維持管理費(50年分) | | △3.9億円 | 純便益 | | 775.3億円 |
| 項目 | 便益/費用(△) | 現在価値化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栂川ダム事業実施による氾濫被害軽減額(完成後50年間) | 2,215.5億円 | 915.3億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流水の正常な機能の維持の効果による便益 | 242億円 | 284億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 残存価値 | - | 4.7億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総便益 | | 1,203.9億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ダム建設費用 | △361.9億*1 | △424.7億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設完成後に必要となる維持管理費(50年分) | | △3.9億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 純便益 | | 775.3億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>*1: ダム建設費用(消費税抜)=ダム建設総事業費(消費税抜)×河川事業者の負担割合=431.3億円(税抜)×83.9%=361.9億 (出典:令和2年度香川県公共事業再評価委員会資料)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他関連する県の計画・施策等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香東川河川整備計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|--|
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 河川法 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 実施計画調査が平成6年度から平成7年度まで行われ、建設事業は平成8年度から令和3年度までの継続事業となっている。 |

5.7.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 当初予算額 | 6,230,000 | 6,480,000 | 3,261,000 |
| 補正予算額(増減) | 193,200 | 84,000 | - |
| 計:現年予算額 | 6,423,200 | 6,564,000 | 3,261,000 |
| 前年度明許繰越額 | 3,970,700 | 4,003,000 | 4,267,000 |
| 事故繰越 | - | - | - |
| 計:予算現額 | 10,393,900 | 10,483,000 | 7,528,000 |
| 決算額 | 6,390,900 | 6,300,000 | 5,839,000 |
| 翌年度明許繰越額 | 4,003,000 | 4,267,000 | 1,689,000 |
| 不用額 | - | - | - |

5.7.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 工事請負費 | 5,525,599 | ダム本体工事(3,484,324千円)、付替道路建設工事等 |
| 委託料 | 198,516 | 環境調査、設計業務等の業務委託 |
| その他 | 114,885 | |
| 合計 | 5,839,000 | |

5.7.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|------|
| 国庫支出金 | 2,436,423 | |
| 県債 | 2,216,000 | |
| 一般財源 | 67,612 | |
| 諸収入 | 940,080 | |
| 繰越金 | 178,885 | |
| 合計 | 5,839,000 | |

5.7.5 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧（「執行伺書」、「支出命令書」、「出来形部分確認通知書」、「年度協定」、「出来形部分検査命令書」等及び資料のサンプルテストの実施。

5.7.6 検証サンプル

前述の「決算額の主な内訳」の工事請負費 5,525,599 千円及び委託料 198,516 千円の中から以下の請負工事費及び委託料を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を含め検証した。

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|---------------------|---------|-----------|-----------------------------------|
| 大成・飛島・村上特定建設工事共同企業体 | 工事請負費 | 2,726,800 | ダム本体工事令和元年度工事分 (中間前払金及び出来高払金) |
| 大成・飛島・村上特定建設工事共同企業体 | 工事請負費 | 757,524 | ダム本体工事令和2年度工事分 (着手時前払金及び中間前払金) |
| | 工事請負費 計 | 3,484,324 | |
| ㈱四電技術コンサルタント | 委託料 | 24,285 | 栂川ダム環境調査業務委託 |
| | 委託料 計 | 24,285 | |

(出典:工事管理システムデータ)

5.7.7 監査の結果及び意見

5.7.7.1 適正な工期設定に基づいた年度協定の締結(指摘事項3)

(発見事項)

本事業は完成までに25年程度を要する長期的な事業であり、令和2年度に執行された工事も平成26年10月に締結された工事請負契約に基づいたものとなっている。県における事務手続としては、平成26年度の契約締結に際して債務負担行為の承認が行われ、その後毎年の執行額について、年度毎に請負業者と協議した出来高予定に基づいて年度協定を締結し、これに基づいて支出負担行為の承認を行っている。

過去の年度協定締結等の状況を見ると、年度協定の変更が毎年度のように行われており、その変更理由は「契約工期内の完成が見込めないため」というものとなっている。

令和2年度に執行された金額の中には、令和元年度の年度協定に基づく支出予定額で令和2年度に繰越された支払額と、令和2年度の年度協定に基づく支払額が含まれているが、令和元年度及び令和2年度の年度協定の締結とその変更の手続を時系列で表すと以下の通りである。

例えば令和元年度協定は令和2年3月4日付けで締結し、先行工事の遅れと工事規模から令和元年度末までに完了できる状況ではないにもかかわらず工期を令和2年3月31日までとしている。その後締結から2週間後の令和2年3月18日付けで年度変更協定を締結し、明許繰越しの議会承認を受けたことで工期を令和2年10月30日まで延長している。令和2年度協定でもほぼ同様の流れで工期の変更(延長)が行われている。

(単位:千円)

| 年度協定 | 締結日付 | 工期 | 金額 (出来高 予定額) | 変更理由 |
|---------------|------------|---------------------------|--------------------|--------------------------|
| 令和元年度協定 | 令和2年3月4日 | 令和2年3月4日から 令和2年3月31日 | 4,773,600 | |
| 令和元年度 変更協定 | 令和2年3月18日 | 令和2年3月4日から 令和2年10月30日 | 4,773,600 | 契約工期内の完成が見 込めないため工期延長 |
| 令和2年度 協定 | 令和2年10月31日 | 令和2年10月31日から令 和3年3月31日 | 1,262,541 | 同上 |
| 令和2年度 変更協定 | 令和3年3月19日 | 令和2年10月31日から令 和3年7月30日 | 1,262,541 | 同上 |

(出典:令和元年度協定書及び令和元年度変更協定書、令和2年度協定書及び令和2年度変更協定書)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」によると、適正な工期設定の考え方として、「工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する」旨が定められており、前述の年度協定の締結においてこうした工期設定の考え方が適切に運用・反映されていたかという点に疑問が残る。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針(令和2年1月30日改正)

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(適正な工期設定)

(前略)

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

(後略)

(問題点)

客観的に実施不可能な工期により年度協定を締結することは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」等の規定を遵守しておらず問題であり、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成するという点から内部統制上も問題である。

(指摘事項3) 適正な工期設定に基づいた年度協定の締結

栂川ダム本体工事の年度協定は、令和元年度及び令和2年度のいずれにおいても当初協定で定めた工期内の完成が見込めないと見込まれるとして工期延長の変更協定を締結しているが、そもそも当初の年度協定で客観的に実施不可能な工期が設定されていたことを原因とする協定内容の変更であったと考えられる。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を適切に遵守するために、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期設定をした年度協定の締結ができる環境整備が必要である。

具体的には、年度内では適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越明許費の議決を行った上で現実的に実施可能な工期を設定して年度協定を締結すること等を検討する必要がある。

5.7.7.2 簡易公募型プロポーザル方式の入札における同一者提案の継続(意見事項7)

(発見事項)

柵川ダム建設にあたり、環境への負荷を調査するために平成8年度以降毎年度環境調査に係る業務委託を行っているが、下記のとおり、直近5か年の簡易公募型プロポーザル方式による入札参加業者は全て同じ1者のみで、当該業者が毎年度受託している。

| 年度 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|--------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 受託業者 | ㈱四電技術コンサルタント | ㈱四電技術コンサルタント | ㈱四電技術コンサルタント | ㈱四電技術コンサルタント | ㈱四電技術コンサルタント |
| 参加業者 | 1者 | 1者 | 1者 | 1者 | 1者 |
| 主な委託内容 | 法面緑化追跡調査、重要な猛禽類及び鳥獣のモニタリング、カジカ保護養殖・移植、魚類補足モニタリング調査、ダム関連工事の着手前の重要な魚類の採捕、ダム環境委員会資料作成、ダム環境委員会現地視察対応等1式 | | | | |

この点、平成27年度行政監査結果報告書における要望として、①一者提案となった原因について様々な角度から分析し必要な措置を講じる必要がある旨、②毎年同様の業務を発注するものについてはノウハウを蓄積する仕組みを構築し、本県が主体的に仕様書を作成し、競争入札の方式により発注することを検討するべきとの旨等が要望されているが、当該要望に対する対応が図られていない。

また、県として参加可能業者への不参加理由の聞き取り調査や提案書提出期間の延長等によって複数の参加者を募る対応等も行われていない。

簡易公募型プロポーザル方式の入札を行う目的は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル(提案書)を提出させ、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定することにある。前述の通り5年間同一の者しか入札に参加していない状況は、簡易公募型プロポーザル方式を適切に活用しているとは言い難い。

(問題点)

簡易公募型プロポーザル方式を採用していながら、複数の事業者からの提案がなく、過去5年間同一の1者のみしか入札に参加していない状況は、簡易公募型プロポーザル方式を採用した目的が十分に達成されておらず問題である。

(意見事項7)簡易公募型プロポーザル方式の入札における同一者提案の継続

柵川ダム建設における環境調査に係る業務委託は、毎年度簡易公募型プロポーザル方式での入札を行っているが、過去5年とも同一者のみが入札に参加し、業務を受注している。簡易

公募型プロポーザル方式の入札は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル(提案書)を提出させ、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定することを目的としており、この入札方式の利点を十分に活用するためにも、複数の事業者が積極的に参加するような環境づくりが望まれる。

具体的には、平成 27 年度の行政監査において指摘されている、①一者提案となった原因について様々な角度から分析し、必要な措置を講じること、②併せて毎年同様の業務を発注するものについては、ノウハウを蓄積する仕組みを構築し、本県が主体的に仕様書を作成し、競争入札の方式により発注することを検討すること、等の取組みを着実に実施することが考えられる。

5.8 地震・津波対策事業

5.8.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 水産課 |
| 事業実施の必要性 |
| <p>2011年3月の東日本大震災ではこれまでの想定を超える巨大津波が発生し、沿岸部の市街地が広範囲にわたり浸水し、甚大な被害が発生している。</p> <p>県でも、今後発生が予想される南海トラフ地震による被害を最小化することが重要な課題となっている。これに備えるためにも、海岸保全施設の新設・改良を図り、経年劣化による老朽化が顕著となっている既存施設の長寿命化計画を策定して対策工事等を実施することは、県として必要な事業と認識されている。</p> |
| 事業概要 |
| <p>本事業では、海岸保全基本計画に基づき市町が行う漁港区域内の海岸保全事業に対する補助金の交付及び指導監督を実施する。</p> <p>具体的には、①市町(高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町)が行う脇元漁港海岸ほか4漁港海岸における海岸耐震対策及び高潮対策のための施設整備事業について補助金を交付するとともに、②市町が実施するこれらの事業に対する指導・監督(技術指導及び行政指導等)を実施する。</p> <p><海岸保全基本計画について></p> <p>1999年の海岸法改正により、主務大臣である農林水産大臣及び国土交通大臣は、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針(「海岸保全基本方針」)」を定めることが義務づけられ(海岸法第2条の2)た。これは、従来の津波・高潮・波浪などによる被害から海岸を「防護」する目的に加え、海岸の管理に「環境」及び「利用」の視点を明確に位置付け、総合的かつ適正な海岸管理を積極的に推進することを目的としている。</p> <p>また都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画(「海岸保全基本計画」)」を定めることが義務づけられた(海岸法第2条の3)。</p> <p>主務大臣による海岸保全基本方針は、2000年5月16日に作成され、2014年の海岸法改正を踏まえ2015年2月に一部変更された。県では2003年に海岸保全基本計画(「燧灘沿岸海岸保全基本計画」及び「讃岐阿波沿岸 海岸保全基本計画」)を策定、2015年12月に改正を行っている。改正は、海岸保全基本方針の変更や、近い将来発生が予想されている南海トラフを震源とする地震・津波対策を効果的、効率的に推進するために2015年3月に策定した地震・津波対策海岸堤防等整備計画等を盛り込んだものとなっている。</p> |

| 香川県国土強靱化地域計画との関連 | | | | | | | | |
|---|------------|------------|-------------|------------|------------|------|-------|-------|
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> <p><重要業績指標></p> <p>地震・津波対策海岸堤防等の整備率(第I期計画:平成27年度～令和6年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値(平成27年度)</th> <th>実績値(令和2年度)</th> <th>目標値(令和2年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6%</td> <td>65.7%</td> <td>66.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:令和2年度 主要施策の成果説明書)</p> | | | 基準値(平成27年度) | 実績値(令和2年度) | 目標値(令和2年度) | 1.6% | 65.7% | 66.0% |
| 基準値(平成27年度) | 実績値(令和2年度) | 目標値(令和2年度) | | | | | | |
| 1.6% | 65.7% | 66.0% | | | | | | |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 | | | | | | | | |
| <p>100%の達成率ではないため「順調ではないが計画策定時より一定程度進捗している」との評価となるが、概ね計画通りであると判断している。</p> | | | | | | | | |
| その他の関連する県の計画・施策等 | | | | | | | | |
| 香川県水産業基本計画 | | | | | | | | |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等 | | | | | | | | |
| <p>漁港海岸保全施設の整備延長</p> <p>平成28年度に目標を設定し、令和2年度までの5年間で375メートルの整備を目指していたが、令和2年度までの実績は375メートルとなり、計画通りの進捗である。</p> | | | | | | | | |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 | | | | | | | | |
| 海岸法 | | | | | | | | |
| 国、市町との連携・協力の状況 | | | | | | | | |
| <p>全て市町事業で国庫補助事業を活用している。</p> <p>県は市町に上乘せ補助を実施するほか、香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に沿った着実な施設整備を推進するために市町に積極的な助言・指導を行っている。</p> | | | | | | | | |
| 事業区分(継続事業または新規事業) | | | | | | | | |
| 継続事業 | | | | | | | | |

5.8.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|--------|---------|
| 当初予算額 | 50,700 | 65,490 | 67,514 |
| 補正予算額(増減) | △4,402 | 92 | △1,872 |
| 計:現年予算額 | 46,298 | 65,582 | 65,642 |
| 前年度明許繰越額 | 22,706 | 27,638 | 43,215 |
| 計:予算現額 | 69,004 | 93,220 | 108,857 |
| 決算額 | 40,773 | 46,445 | 85,769 |
| 翌年度明許繰越額 | 27,638 | 43,215 | 20,094 |
| 不用額 | 593 | 3,560 | 2,994 |

5.8.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 82,459 | 補助金 |
| 需用費 | 840 | |
| 役務費 | 150 | |
| その他 | 2,320 | |
| 合計 | 85,769 | |

5.8.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|------|
| 国庫支出金 | 1,578 | |
| 一般財源 | 84,191 | |
| 合計 | 85,769 | |

5.8.5 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧の実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料(香川県水産基盤整備事業等補助金交付要綱)の閲覧および資料(房前漁港、白方漁港、脇元漁港に関する補助金の交付決定資料等)のサンプルテストの実施。

5.8.6 監査の結果及び意見

5.8.6.1 技術指導等の指導・監督業務の適切な記録及び保存(意見事項8)

(発見事項)

本事業では補助金交付だけに留まらず、市町が行う漁港区域内の海岸保全事業の指導・監督も実施している。具体的には、自治体の人材不足、特に技術者の不足が多く市の町で課題となっている状況に鑑み、主に技術指導を中心に積極的に対応しているところである。

ただし、これらの技術指導の実施に関して、実際の運用では担当者が個人的に面談の備忘録を作成し、重要な指導内容等については課内で簡易的に決裁・情報共有等を行っているものの、こうした運用方針(指導・監督を実施した履歴等を記録・保存する方針)が部課として明確にはルール化されていない。

(問題点)

市町に対する指導・監督の履歴を記録・保存することがルール化されていないと、担当者によっては適切な指導・監督が実施されたことの履歴が残らない恐れがあり、その場合には指導・監督の内容や県職員の取組みを事後的に評価できないだけでなく、過去の指導・監督内容が明確にならないことで人事異動等の際に適切な業務の引継ぎが行われない可能性があり、問題である。

(意見事項8)技術指導等の指導・監督業務の適切な記録及び保存

地震・津波対策事業では、市町が行う漁港区域内の海岸保全事業に対する補助金の交付だけでなく、市町が実施するこれらの事業に対する技術指導等の指導・監督業務も積極的に展開しているが、適切に指導・監督していることを事後的にも明確にする観点から、また人事異動等の際に適切に業務の引継ぎを行う観点からも、実施した指導・監督内容については適切に記録・保存するルールとすることが望ましい。

5.9 津波等対策港湾海岸事業

5.9.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | |
|--|---------------|--------------|--------------|------|-------|-------|
| 港湾課 | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | |
| <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大津波が発生し、沿岸部の市街地が広範囲にわたり浸水し、戦後最大の人命が失われるとともに、海岸堤防や港湾・漁港施設、河川堤防も被災するなど甚大な被害が発生した。</p> <p>政府の地震調査委員会は、令和 3 年 1 月時点の南海トラフでマグニチュード 8～9 級の地震が 30 年以内に発生する確率が、「70～80%」とこれまでと同様に高い水準の評価を発表しており、地震・津波への対策を早急に行う必要がある。</p> | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>県では、地震・津波対策を効果的・効率的に推進するため、2015 年 3 月に「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を策定した。この整備計画では、地震・津波対策の全体像を示すとともに、海岸堤防や河川堤防の地震・津波対策の施設整備を効率的に推進するための方策を明記している。具体的には、地震及び津波に対して対策が必要となる防護施設を抽出し、施設の状況及び後背地の状況等によって整備必要箇所を選定、整備時期の優先度を決定している。</p> <p>本事業は「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先順位の高い海岸堤防から重点的・集中的に対策工事を行うものである。</p> | | | | | | |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 | | | | | | |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> <p><重要業績指標></p> <p>地震・津波対策海岸堤防等の整備率(第 I 期計画:平成 27 年度～令和 6 年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">基準値(平成 27 年度)</th> <th style="background-color: #cccccc;">実績値(令和 2 年度)</th> <th style="background-color: #cccccc;">目標値(令和 2 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6%</td> <td>65.7%</td> <td>66.0%</td> </tr> </tbody> </table> | 基準値(平成 27 年度) | 実績値(令和 2 年度) | 目標値(令和 2 年度) | 1.6% | 65.7% | 66.0% |
| 基準値(平成 27 年度) | 実績値(令和 2 年度) | 目標値(令和 2 年度) | | | | |
| 1.6% | 65.7% | 66.0% | | | | |

| | |
|--|--|
| (出典:令和2年度 主要施策の成果説明書) | |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 | |
| 100%の達成率ではないため「順調ではないが計画策定時より一定程度進捗している」との評価となるが、概ね計画通りであると判断している。 | |
| その他の関連する県の計画・施策等 | |
| 香川県地域防災計画 | |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等 | |
| 該当なし | |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 | |
| 海岸法 | |
| 国、市町との連携・協力の状況 | |
| 整備費の一部について国から補助を受けるとともに、市町と連携して整備計画の推進を実施している。 | |
| 事業区分(継続事業または新規事業) | |
| 継続事業 | |

5.9.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 1,047,270 | 1,115,278 | 1,043,000 |
| 補正予算額(増減) | 357,888 | 156,476 | △166,903 |
| 計:現年予算額 | 1,405,158 | 1,271,754 | 876,097 |
| 前年度明許繰越額 | 281,876 | 776,960 | 696,350 |
| 計:予算現額 | 1,687,034 | 2,048,714 | 1,572,447 |
| 決算額 | 910,074 | 1,352,364 | 1,120,900 |
| 翌年度明許繰越額 | 776,960 | 696,350 | 451,547 |
| 不用額 | - | - | - |

5.9.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|-------|
| 委託料 | 574,042 | 設計業務等 |
| 工事請負費 | 509,966 | |
| その他 | 36,892 | |
| 合計 | 1,120,900 | |

5.9.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-----------|------|
| 国庫支出金 | 454,624 | |
| 一般財源 | 47,870 | |
| 県債 | 551,000 | |
| 分担金及び負担金 | 67,406 | |
| 合計 | 1,120,900 | |

5.9.5 検証サンプル

「決算額の主な内訳」の中から、以下の取引についてサンプルを抽出し、支出負担行為に至る一連の関連資料等を閲覧した。

| | |
|-----------|--|
| 契約名 | 土庄港 離島港湾海岸津波等対策工事(吉ヶ浦地区) 基本設計業務委託 |
| 契約期間 | 令和2年7月17日～令和3年1月29日 |
| 業務委託内容 | 基本設計業務 |
| 契約方法 | 指名競争入札 |
| 業務委託業者名 | バシフィックコンサルタンツ株式会社 |
| 予定価格 | 21,063 千円(税抜) |
| 落札価格 | 8,550 千円(税抜) |
| 落札率 | 40.6% |
| 低入札調査基準価格 | 8,736 千円(税抜) |
| 入札参加者数 | 7 者入札/7 者指名 A 社 8,550 千円(税抜) B 社 8,850 千円(税抜) C 社 14,300 千円(税抜) D 社 14,420 千円(税抜) E 社 14,500 千円(税抜) F 社 20,300 千円(税抜) G 社 21,000 千円(税抜) |

5.9.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.9.7 監査の結果及び意見

5.9.7.1 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討(意見事項9)

(発見事項)

土庄港 離島港湾海岸津波等対策工事(吉ヶ浦地区)基本設計業務委託は、落札価格(8,550千円(税抜))が低入札調査基準価格(8,736千円(税抜))を下回ったため、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定している。港湾課において令和2年度に支出した同様の基本設計業務委託は16件あり、そのうち9件が低入札価格調査対象業務に該当している。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更)」では、発注者の責務として、予定価格を適正に設定することが求められると同時に、ダンピング受注の防止に関する適正な措置を講ずることも併せて求めている。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更)

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

8 調査等の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の品質確保が重要な役割を果たしており、その成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査等についても、公共工事と同様に、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、国及び地方公共団体並びに公共工事に関する調査等の発注者及び受注者がそれぞれ下記の役割を果たさなければならない。

(1) 調査等における発注関係事務の適切な実施

公共工事に関する調査等の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、(中略)発注関係事務を適切に実施しなければならない。また、国及び地方公共団体等は、公共工事に関する調査等においても、予定価格の適正な設定、災害時の緊急対応の推進、ダンピング受注の防止、調査等の実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

① 予定価格の適正な設定

公共工事に関する調査等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人材を中長期的に育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に

定められることが不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における最新の労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に関する調査等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、調査等の履行期、調査等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。

(中略)

国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、公共工事に関する調査等に従事する者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した技術者単価を適切に設定するものとする。また、国は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保や市場の実態の的確な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを行うものとする。

なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に関する調査等に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが必要である。

(中略)

③ダンピング受注の防止

ダンピング受注は、調査等の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事に関する調査等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるものとする。

低入札価格調査制度

工事・製造その他についての請負契約において、低入札価格調査基準価格を下回る低価格の申込をした者の順番に契約の相手方として適当か否かを調査し、①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの(地方自治法施行令 167 の 10①)

最低制限価格制度

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもつ

て申込みをした者を落札者とするもの(地方自治法施行令 167 の 10②)

(総務省 HP 「低入札価格調査制度 最低制限価格制度」を参考に記載)

(問題点)

予定価格が適切に設定されないと、受注者の適正な利潤の確保という目的を超えた不当な価格設定となって業務委託の経済性・効率性に支障が生じる可能性があり、一方でダンピング受注が行われると業務の品質確保に支障を来す可能性や公共工事を施工する担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤が確保されなくなる可能性があり、いずれも問題である。

(意見事項 9) 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成 17 年 8 月 26 日閣議決定、令和元年 10 月 18 日一部変更)」では、公共工事の調査等の発注者に、予定価格を適正に設定することと同時にダンピング受注の防止に関する適正な措置を講ずることを併せて求めている。港湾課において令和 2 年度に支出した津波等対策工事に係る基本設計業務委託は 16 件のうち 9 件が低入札価格調査対象業務に該当しており、本事案についても同方針に照らして予定価格が適切であったか、ダンピング受注の防止に関する対応が適切であったか、の両面から十分な検証が望まれる。

例えば予定価格については、国の積算基準には適切に準拠して設定されていたものの、入札価格との間に乖離があったため、経済社会情勢の変化を反映する等、予定価格をより適切に定める積算基準に関する検討等が考えられる。ダンピング防止策については、令和 2 年度時点では低入札価格調査基準のみを採用しており、最低制限価格の設定は行っていないため、公共工事の調査等についても土木の請負工事と同様に低入札価格調査制度だけでなく最低制限価格制度も併せて採用すること等が考えられる。

5.10 道路整備交付金事業(一部)

5.10.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 道路課 |
| 事業実施の必要性 |
| <p>大規模な地震が起きた場合には、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等の応急対策活動を広域的に実施する必要がある。そのため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、県では主要な道路を緊急輸送道路として指定している。指定された道路等については、災害時においても機能が保全されるよう優先的に整備を行うこととしており、本事業はこれに対応するものとして必要な事業と考えられている。</p> |
| 事業概要 |
| <p>緊急輸送道路に該当する道路について、道路法面の崩壊・路面の損傷などが予想される箇所の整備及び修繕、道路橋の修繕及び耐震補強工事、トンネルの修繕工事等を実施する。</p> <p>なお、道路整備交付金事業自体は従来から「道路の整備に関するプログラム」等に基づいて様々な取り組みがなされており、この中の一部として防災に関する道路整備の取り組みが行われているが、香川県国土強靱化地域計画に係る防災・減災事業は令和2年度から予算化し、実施している。</p> |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む) 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p><重要業績指標></p> <p>該当なし</p> |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 該当なし |

| | |
|--|---------|
| その他の関連する県の計画・施策等 | |
| 香川県地域防災計画 | |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等 | |
| 緊急輸送道路の橋梁の耐震補強完了率 | |
| 令和2年度目標 | 令和2年度実績 |
| 100% | 97% |
| 緊急輸送道路の要対策箇所の対策率 | |
| 令和2年度目標 | 令和2年度実績 |
| 82% | 81% |
| いずれも、概ね計画通りの進捗となっている。 | |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 | |
| 道路法 | |
| 国、市町との連携・協力の状況 | |
| 該当なし | |
| 事業区分(継続事業または新規事業) | |
| 道路整備交付金事業としては継続事業であるが、香川県国土強靱化地域計画に係る事業としては新規事業となっている。 | |

5.10.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|--------|-------|-----------|
| 当初予算額 | - | - | 1,912,402 |
| 補正予算額(増減) | - | - | 2,883,481 |
| 計:現年予算額 | - | - | 4,795,883 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | - | - | 4,795,883 |
| 決算額 | - | - | 1,810,297 |
| 他の予算からの充当額 | - | - | 9,967 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | 2,995,553 |

5.10.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|------|
| 工事請負費 | 1,398,082 | |

| | | |
|------------|-----------|--|
| 委託料 | 226,736 | |
| 負担金補助及び交付金 | 25,260 | |
| 公有財産購入費 | 21,955 | |
| その他 | 138,264 | |
| 合計 | 1,810,297 | |

5.10.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|------|
| 国庫支出金 | 905,712 | |
| 県債 | 898,000 | |
| 一般財源 | 6,585 | |
| 合計 | 1,810,297 | |

5.10.5 検証サンプル

| | |
|--------------|---|
| 契約名 | (防災・安全社会資本整備交付金) 県道丸亀詫間豊浜線(多度津西工区)道路整備工事(仮称:多度津トンネル) |
| 契約期間 | 平成30年10月12日～令和2年11月30日 |
| 工事請負内容 | トンネル工事 |
| 契約方法 | 総合評価方式による一般競争入札 |
| 業務委託業者名 | 佐藤・枝園特定建設工事共同企業体 |
| 予定価格 | 2,477,482 千円(税抜) |
| 予定価格の公表 | 事前公表 |
| 落札価格 | 2,229,733 千円(税抜) |
| 落札率 | 90.0% |
| 低入札調査基準価格 | 2,229,733 千円(税抜) |
| 低入札調査基準価格の公表 | 計算式:公表 個別価格:非公表 |
| 入札参加者数 | 9 者入札 A 社 2,229,733 千円(税抜) B 社 2,229,733 千円(税抜) C 社 2,229,734 千円(税抜) D 社 2,229,733 千円(税抜) E 社 2,229,734 千円(税抜) F 社 2,229,734 千円(税抜) G 社 2,229,734 千円(税抜) H 社 2,332,600 千円(税抜) I 社 2,229,733 千円(税抜) |

5.10.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧の実施。

- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.10.7 監査の結果及び意見

5.10.7.1 建設工事の予定価格の事前公表(指摘事項 4)及び予定価格の適正な設定(意見事項 10)

(発見事項)

「(防災・安全社会資本整備交付金) 県道丸亀詫間豊浜線(多度津西工区)道路整備工事(仮称:多度津トンネル)」の入札に参加した9者のうち、4者が低入札調査基準価格と同額の2,229,733千円(税抜)で入札しており、4者が低入札調査基準価格よりも1千円高い2,229,734千円(税抜)で入札している。予定価格を事前公表しており、かつ低入札調査基準価格についても計算式を公表していることから、各入札参加者は低入札調査基準価格を類推し、その金額で入札を行った可能性がある。

予定価格の事前公表については、前述の「5.1 通常砂防事業等(ハード)」において指摘した通りであり(「5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前公表(指摘事項 1)」参照。)、本入札においても同様のことが言える。

また、予定価格の適正な設定については、前述の「5.9 津波等対策港湾海岸事業」において意見した予定価格の適正な設定に関する記載部分の通りであり(「5.9.7.1 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討」参照。)、本入札においても同様のことが言える。

(問題点)

予定価格の事前公表に係る問題点については、「5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前公表」と同様のことが言える。

また、予定価格の適正な設定に係る問題点については、「5.9.7.1 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討」の予定価格の適正な設定に関する事項と同様のことが言える。

(指摘事項 4) 建設工事の予定価格の事前公表

建設工事の予定価格の事前公表については、前述の「5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前

公表」で指摘した内容と同様である。

(意見事項 10) 予定価格の適正な設定

「5.9.7.1 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討」で記載している通り、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成 17 年 8 月 26 日閣議決定、令和元年 10 月 18 日一部変更)」では、公共工事の発注者に予定価格を適正に設定することを求めている。「県道丸亀詫間豊浜線(多度津西工区)道路整備工事(仮称:多度津トンネル)」の入札に参加した 9 者のうち、4 者が低入札調査基準価格と同額で入札し、4 者が低入札調査基準価格よりも 1 千円高い価格で入札しており、本事案についても同方針に照らして予定価格が適切であったかについて十分な検証が望まれる。

例えば予定価格については、国の積算基準には適切に準拠して設定されていたものの、本事案の様に低入札調査基準価格(又はその 1 千円高い価格)での入札に集中するような場合にはその理由を分析し、予定価格が経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、及び公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた、不当に引上げられたものとなっていないかの検討を実施すること等が考えられる。

5.11 県営ため池等整備事業(一般型)

5.11.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|------|----|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|---|------|------|----|-----|------|
| 土地改良課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>東日本大震災ではため池の決壊による被害が発生し、特に福島県内では約 3,730 箇所あったため池のうち 871 箇所が被災、死者・行方不明者が 8 名となる等、甚大な被害となった。全国のため池は約 21 万か所あり、東日本大震災を契機に改めてため池の震災対策の重要性が認識された。</p> <p>香川県には 12,269 か所のため池があり、ため池の数を県面積で割った「ため池密度」では全国第一位である。今から 1300 年も前に満濃池が築造されるなど、そのほとんどのため池が築造後 200～300 年を経過、老朽化している。実際に、平成 16 年の大型台風では 834 か所のため池が被災を受ける(決壊 114 か所、堤防の前面・裏面の法ズレや洪水吐、取水施設の被害 215 か所ほか)等、農業用水の安定確保だけでなく、防災上の観点からも早急な改修が求められる状況にある。</p> <p>ため池の改修・耐震化等の整備に関する事業は、ため池の決壊等の災害を未然に防止することによって下流の宅地や農地を守るものであり、南海トラフ地震などの大規模地震に備えた震災対策が急務と認識されている。こうした点から本事業は必要な事業として認識されている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  <p>■ 全国のため池密度ベスト10 (各県面積1km²あたりのため池数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>県名</th> <th>密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>香川県</td><td>7.79</td></tr> <tr><td>2</td><td>大阪府</td><td>5.93</td></tr> <tr><td>3</td><td>兵庫県</td><td>5.27</td></tr> <tr><td>4</td><td>広島県</td><td>2.48</td></tr> <tr><td>5</td><td>山口県</td><td>1.96</td></tr> <tr><td>6</td><td>奈良県</td><td>1.78</td></tr> <tr><td>7</td><td>岡山県</td><td>1.42</td></tr> <tr><td>8</td><td>佐賀県</td><td>1.28</td></tr> <tr><td>9</td><td>和歌山県</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>10</td><td>福岡県</td><td>1.06</td></tr> </tbody> </table> <p>なんと日本一! 香川県のため池</p> <p>ため池は、香川県内に14,619箇所あり、ため池の数は全国第3位です。ちなみに第1位は兵庫県で44,207箇所、第2位は広島県で21,010箇所です。しかし、ため池の数を県面積(1,876km²)で割った「ため池密度」はグラフのとおり香川県が第1位です。 (H11.各県農会調べ)</p> | 順位 | 県名 | 密度 | 1 | 香川県 | 7.79 | 2 | 大阪府 | 5.93 | 3 | 兵庫県 | 5.27 | 4 | 広島県 | 2.48 | 5 | 山口県 | 1.96 | 6 | 奈良県 | 1.78 | 7 | 岡山県 | 1.42 | 8 | 佐賀県 | 1.28 | 9 | 和歌山県 | 1.25 | 10 | 福岡県 | 1.06 |
| 順位 | 県名 | 密度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 香川県 | 7.79 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 大阪府 | 5.93 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 兵庫県 | 5.27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 広島県 | 2.48 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 山口県 | 1.96 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 奈良県 | 1.78 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 岡山県 | 1.42 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 佐賀県 | 1.28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 和歌山県 | 1.25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 福岡県 | 1.06 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (出典:農林水産省・中国四国農政局 HP) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><ため池整備に関する県の事業の全体像></p> <p><u>老朽ため池整備促進計画(第11次5か年計画):平成30年度～令和4年度</u></p> <p>県では、昭和41年にため池の保全に関する条例を制定するとともに、昭和43年度から「老</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

朽ため池整備促進計画」(5か年計画)を定めて計画的な整備を進めてきた。これによって、平成29年度までに全面改修3,484か所(進捗率:箇所ベース23.8%、貯水量ベース88.6%)、部分改修4,498か所のため池の改修整備と68地区のため池環境整備を実施している。

平成30年度を初年度とする「第11次5か年計画」では、「老朽ため池の整備推進」「ため池耐震化整備の推進」「中小規模ため池の防災対策の促進」を整備の基本方針として、ため池の総合的な防災対策に積極的に取り組んでいる。

(1) 老朽ため池の整備推進

- ため池の老朽度調査により、老朽化が進んでいる140か所を全面改修するとともに、堤体(ダムや堤防)、取水施設、洪水吐(洪水の流入に対して安全を確保するために設けられる放流設備)のいずれかが著しく老朽化しているため池165か所については、部分改修を行う。
- また、貯水量5万 m^3 以上のため池の整備はほぼ完了していることから、本計画では防災上重要であり、農業用水確保の観点からも重要な貯水量5千 m^3 以上5万 m^3 未満のため池に重点をおいた整備を進める。

(2) ため池耐震化整備の推進

- 耐震化が必要と判断されたため池の整備。老朽ため池の整備と併せて実施する場合と、老朽化対策は完了しているが更なる耐震化が必要と判断されて実施する場合がある。
- 貯水量10万 m^3 以上の大規模ため池で耐震化補強工事が必要と判断されたものうち、第10次5か年計画期間内で完了していないため池6か所の早期完了を図る。
- 貯水量10万 m^3 未満の中小規模ため池のうち、防災上重要なため池を対象に耐震性点検調査を実施し、そのうち耐震補強工事が必要なため池30か所(想定)を整備する。

(3) 中小規模ため池の防災対策の促進

- 貯水量5千 m^3 未満の中小規模ため池のうち、管理者不在など管理が行き届かず災害の発生が懸念される防災対策が必要なため池75か所を整備する。

県のため池関連の各事業と「老朽ため池整備促進計画」との関係

老朽ため池整備促進計画(第11次5か年計画)は、令和2年度においては以下の各事業をもって推進されている。

「(1) 老朽ため池の整備推進」を行う事業

老朽化への対応と耐震化への対応をセットで実施することを前提としている。これまで計画的に整備され、貯水量5万 m^3 以上のため池の整備は完了しているが、依然として中小規模ため池の改修が進んでいないため、これらのため池の整備を推進する。

- **県営ため池等整備事業(一般型)** ※本項で検討する事業
防災の観点からため池単位で整備を行う。

- **県営ため池等整備事業(地域ため池総合整備事業)** ※後述 5.12 で検討する事業

地域全体の防災・減災の観点から、地域内に位置する複数のため池の整備を行う。

「(2)ため池耐震化整備の推進」を行う事業

既に老朽化への対応が行われているものの、現行の国の安全基準が確認できないため池を対象とした点検調査によって、耐震化の対策が必要と判明したため池に対する整備を行う。

- **県営ため池緊急防災対策事業(耐震性点検調査)**

貯水量 10 万 m³未満の防災上重要な中小ため池について、耐震性点検調査を実施するとともに、調査結果をもとに耐震補強工事が必要とされたため池の基本計画を策定する。

- **県営ため池耐震化整備事業** ※後述 5.13 で検討する事業

耐震性点検調査の結果、耐震性を有していないと判断されたため池のうち、災害の発生を未然に防止するため、防災上重要な中小規模のため池において耐震補強工事を実施する。

大規模ため池の耐震化整備

貯水量 10 万 m³以上の大規模ため池の耐震化整備は、令和 2 年度に 2 箇所の工事を完了し、「老朽ため池整備促進計画(第 10 次 5 か年計画)」の目標であった 39 箇所すべての耐震化整備が完了した。

中小規模ため池の耐震化整備

中小規模のため池の耐震化整備については、決壊した場合に甚大な被害の発生が想定される防災上重要な中小規模ため池(大規模ため池と同等の被害、人家倒壊などの被害、公共施設への被害が想定されるもの)を市町と連携して選定し、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で 97 箇所について耐震性点検調査を実施した。その結果耐震性が不足していると判断された中小規模ため池 22 箇所について計画的な耐震補強工事に取り組んでいる。令和 4 年度までを計画期間とし、令和 2 年度には 6 箇所の耐震化整備が完了した。

「(3)中小規模ため池の防災対策の促進」を行う事業

- **小規模ため池防災対策特別事業**

農業従事者の高齢化や減少により、受益地がなくなり管理者が不在となった防災上危険な中小規模ため池が増加しており、こうした管理放棄された中小規模ため池の保全整備や防災対策を促進する。具体的には、防災上危険で放置することのできない貯水量 5 千 m³未満のため池について市町が事業主体となって行う防災対策に対し、事業費の一部を補助する。

(「2.2 香川県の防災・減災対策の概要」「2.2.1 香川県国土強靱化地域計画(平成 27 年 12 月 15 日)」「2.2.1.2 計画の進捗状況の調査と評価」参照。)

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

5-3 食料等の安定供給の停滞

<重要業績指標>

老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計)

(単位:箇所)

| 年度 | 実績値 (単年度) | 実績値 (累計) |
|------------|--------------|-------------|
| H27 年度 | 18 | 3,440 |
| H28 年度 | 17 | 3,457 |
| H29 年度 | 27 | 3,484 |
| H30 年度 | 22 | 3,506 |
| R 元年度 | 19 | 3,525 |
| R2 年度 | 16 | 3,541 |
| R2 年度<目標値> | - | 3,536 |

(出典:国土強靱化地域計画の進捗状況)

重要業績指標の達成状況についての評価結果

老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計)の達成率は、令和2年度末の目標値 3,536 箇所に対し、実績は 3,541 箇所であり、目標値を達成している。

その他の関連する県の計画・施策等

①香川県農業・農村基本計画

②香川県老朽ため池整備促進計画

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

①老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計)

前述の香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標と同じである。

②貯水量 5 千立方メートルから 5 万立方メートルのため池の整備率

| 年度 | 整備実績 [数(箇所)] | 整備済み累計 [数(箇所)] | 貯水量 5,000 m ³ ~50,000 m ³ の ため池数 | 実績値 [整備率(%)] |
|----------------|-----------------|-------------------|--|-----------------|
| H29 年度末(計画策定時) | | 1,263 | 1,877 | 67.3 |
| H30 年度 | 8 | 1,271 | 1,877 | 67.7 |
| R 元年度 | 7 | 1,278 | 1,877 | 68.1 |
| R2 年度 | 7 | 1,285 | 1,832 | 70.1 |
| R4 年度<目標値> | - | - | - | 71.0 |

| |
|------------------------------------|
| (出典:土地改良課資料) |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 該当なし |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 国庫補助事業を活用し、国及び市町と計画的、積極的な推進を図っている。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5.11.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 当初予算額 | 504,630 | 371,185 | 725,891 |
| 補正予算額(増減) | 364,172 | 21,991 | 547,260 |
| 計:現年予算額 | 868,802 | 393,176 | 1,273,151 |
| 前年度明許繰越額 | 535,023 | 429,472 | 145,092 |
| 計:予算現額 | 1,403,825 | 822,648 | 1,418,243 |
| 決算額 | 961,734 | 671,529 | 822,346 |
| 翌年度明許繰越額 | 429,472 | 145,092 | 593,653 |
| 不用額 | 12,619 | 6,027 | 2,244 |

5.11.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|----------|
| 工事請負費 | 688,976 | |
| 委託料 | 84,003 | |
| 給料 | 18,786 | |
| 職員手当等 | 11,374 | |
| その他 | 19,207 | 需用費、共済費等 |
| 合計 | 822,346 | |

5.11.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|----------|---------|--|
| 国庫支出金 | 438,845 | 最も金額が多額となる工事費(整備事業)の負担割合は、国55%、県32%もしくは29%、市町16%もしくは14%、地元2%となっている。 国庫支出金は国、分担金及び負担金は市町、県債は県、その他は |
| 分担金及び負担金 | 119,507 | |
| 県債 | 255,000 | |
| 一般財源 | 7,060 | |

| | | |
|-----|---------|-----------|
| その他 | 1,934 | 地元の財源となる。 |
| 合計 | 822,346 | |

5.11.5 検証サンプル

「決算額の主な内訳」の中から、工事請負費 688,976 千円うちの以下の取引(松ヶ浦池地区松ヶ浦池改修の土木工事 105,019 千円)をサンプルとして抽出し、支出負担行為に至る一連の資料を閲覧、検証を実施した。

| 項目 | 内容 | 閲覧資料等 |
|-------|--|---|
| 工事名 | 松ヶ浦池地区松ヶ浦池改修工事 | |
| 工事場所 | 坂出市大屋富町 | |
| 契約方法 | 一般競争入札(入札後審査型) | |
| 工種 | 土木一式 | |
| 設計概要 | 堤体工(139.0m) 掘削 5,264m ³ 盛土 5,737m ³ 取水施設工 2箇所 底樋管 HPφ600 推進管 φ800 58.0m 取水管 HPφ450 DCIP φ300 旧樋管間詰工 φ900 58.5m | |
| 全体設計額 | 入札時 97,105,800 円 変更契約後 106,564,700 円 | ・入札公告に係る伺書 ・入札後審査型一般競争入札公告個別事項 |
| 全体契約額 | 入札時 95,700,000 円 変更契約後 105,019,200 円 | ・「総合評価方式(実績評価型)」に係る評価値の算定および評価結果の通知について ・落札者の決定・通知に係る伺書 ・工事請負契約書 ・工事請負契約締結に係る伺書 ・工事請負変更契約の締結に係る執行伺変更書 |
| 請負比率 | 98.55% ※入札時の全体契約額÷全体設計額の比率 | |
| 入札者数 | 1 者 | ・入札者の入札関係の申請書類一式 |
| 工期 | 当初 令和2年7月3日から令和3年1月28日 変更後 令和2年7月3日から令和3年2月17日 | |
| 竣工検査日 | 令和2年2月22日 | ・竣工検査命令書 ・工事合格通知書 |
| 前金支払日 | 令和2年7月14日 | ・支出命令書 |
| 竣工支払日 | 令和3年3月31日 | ・支出命令書 |
| 請負人 | (株)サカケン 香川県坂出市 | |

(出典:定期監査資料 13-2 工事施行箇所別調)

5.11.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.11.7 監査の結果及び意見

5.11.7.1 積極的な参加を促すための入札要件・参加資格等の再検討(意見事項 11)

(発見事項)

前述の「松ヶ浦池地区松ヶ浦池改修工事」の入札参加者は1者であり、後述の「5.13 県営ため池耐震化整備事業」で検証した「先代池耐震補強その3工事」(168,821千円)も入札参加者が1者であった。ため池整備に係る請負工事の入札では、近年は2割～3割程度が1者入札となることだが、参加資格を有する事業者はA等級(30,000千円以上の請負工事を受注可能な事業者)69者・B等級(30,000千円未満の請負工事を受注可能な事業者)46者であり、特に少ないという状況ではない。

県の分析によると、雨天が続くとその後土砂が乾燥するまで作業が中断する等、天候等の外部要因で工期が長くなり採算が悪化するリスクがあるため入札が敬遠されがちであるとのことであった。また、ため池の工事には堤体工、取水施設工、洪水吐工等といった特殊な技術(特に「土で止水する」という特殊な技術)が必要となるため、入札参加資格要件の1つに「入札参加企業及び配置予定技術者が過去15年以内にため池工事の施工実績を有すること」との定めがあるが、長期間ため池工事を受注せず参加資格を失う事業者も出てきているとのことであった。

こうした状況を踏まえると、この要件の維持を目的として(約15年ぶりに)入札に参加するとみられる事業者がいる可能性も推察され、その場合は特殊な技術・ノウハウの蓄積や次世代への継承に支障が出ないか、という点も懸念される。

なお、過去に事業者の技術力不足によって完成後のため池が決壊する事例が発生しており、事業者の技術力には県もかなりの注意を払っているところである。そのため、経験の有無が工事の品質に影響することも考えられ、安易な入札要件の緩和も難しい状況にある。

(問題点)

ため池整備に係る工事の入札に事業者が積極的に参加しない状況が継続すると、応札者の減少や応札されない案件が生じることで老朽ため池の整備推進が遅れる可能性がある。さらにため池特有の特殊な技術・ノウハウが事業者に蓄積されにくくなり、技術者の高齢化や技術力の低下、将来的な品質面の影響等も懸念される状況となり問題である。

(意見事項 11) 積極的な参加を促すための入札要件・参加資格等の再検討

ため池の改修や耐震化に係る工事は、特殊な技術が必要となる一方で天候等の外部要因から工事が長期化して不採算化するリスクがあり、事業者が積極的に入札に参加しない傾向にある。こうした状況が継続すると、応札者の減少や応札されない案件の増加等によって老朽ため池の整備推進が遅れ、更には事業者によるノウハウの蓄積不足、技術者の高齢化、工事品質の懸念及び懸念される品質を一定水準に確保するための監督業務の負担増等を招くことが考えられる。従って、適切な工期を踏まえ、品質確保の担い手となる人材育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の見直しや、品質確保に十分配慮しつつも新規事業者が育成・参入できるような入札要件の再検討を行うことで、より事業者にとって魅力ある入札案件としていくことが望ましい。

入札要件の再検討としては、例えば現在は「過去 15 年以内にため池工事の施工実績を有すること」を参加者の資格要件としているが、これを「他の地方公共団体及び他部局発注工事であっても、ため池に係る工事であればその内容を発注者が確認のうえ施工実績に含めることができる」とする要件への見直し等が考えられる。

5.12 県営ため池等整備事業(地域ため池総合整備事業)

5.12.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|--------------|-------------|--------|----|-------|--------|----|-------|--------|----|-------|--------|----|-------|-------|----|-------|-------|----|-------|------------|---|-------|
| 土地改良課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ため池整備の必要性については、「5.11 県営ため池等整備事業(一般型)」の「5.11.1 事業の概要」参照。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>ため池の整備に関する事業の概要については、「5.11 県営ため池等整備事業(一般型)」の「5.11.1 事業の概要」参照。</p> <p>なお本事業では、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるよう、地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画を策定し、同計画に基づいた施策を実施する。</p> <p>つまり、地域全体のため池整備を複数のため池と併せて実施するのが本事業であり、ため池毎に整備する事業が「5.11 県営ため池等整備事業(一般型)」である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>5-3 食料等の安定供給の停滞</p> <p><重要業績指標></p> <p>老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (単位:箇所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">年度</th> <th style="width: 33%;">実績値 (単年度)</th> <th style="width: 33%;">実績値 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27 年度</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">3,440</td> </tr> <tr> <td>H28 年度</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">3,457</td> </tr> <tr> <td>H29 年度</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">3,484</td> </tr> <tr> <td>H30 年度</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">3,506</td> </tr> <tr> <td>R 元年度</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">3,525</td> </tr> <tr> <td>R2 年度</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">3,541</td> </tr> <tr> <td>R2 年度<目標値></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">3,536</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 実績値 (単年度) | 実績値 (累計) | H27 年度 | 18 | 3,440 | H28 年度 | 17 | 3,457 | H29 年度 | 27 | 3,484 | H30 年度 | 22 | 3,506 | R 元年度 | 19 | 3,525 | R2 年度 | 16 | 3,541 | R2 年度<目標値> | - | 3,536 |
| 年度 | 実績値 (単年度) | 実績値 (累計) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 年度 | 18 | 3,440 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 年度 | 17 | 3,457 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 年度 | 27 | 3,484 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 年度 | 22 | 3,506 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R 元年度 | 19 | 3,525 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 年度 | 16 | 3,541 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 年度<目標値> | - | 3,536 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (出典:国土強靱化地域計画の進捗状況) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|--|
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 令和2年度末の目標 3,536 箇所に対し、実績は 3,541 箇所であり、目標を達成している。 |
| その他の関連する県の計画・施策等 |
| 香川県農業・農村基本計画 |
| 上記で記載した計画における KPI 等 |
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 該当なし |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 国庫補助事業を活用し、国及び市町と計画的、積極的な推進を図っている。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5.12.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 709,370 | 1,089,901 | 1,092,315 |
| 補正予算額(増減) | 1,168,677 | 309,061 | 450,590 |
| 計:現年予算額 | 1,878,047 | 1,398,962 | 1,542,905 |
| 前年度明許繰越額 | 802,282 | 973,416 | 555,877 |
| 計:予算現額 | 2,680,329 | 2,372,378 | 2,098,782 |
| 決算額 | 1,694,852 | 1,798,848 | 1,452,394 |
| 翌年度明許繰越額 | 973,416 | 555,877 | 640,719 |
| 不用額 | 12,061 | 17,653 | 5,669 |

5.12.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|----------|
| 工事請負費 | 1,273,017 | |
| 委託料 | 101,125 | |
| 給料 | 23,227 | |
| 職員手当等 | 14,694 | |
| その他 | 40,331 | 需用費、共済費等 |
| 合計 | 1,452,394 | |

5.12.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-----------|--|
| 国庫支出金 | 770,430 | 最も金額が多額となる工事費(整備事業)の負担割合は、国 55%、県 29%、市町 14%、地元 2%である。国庫支出金は国、分担金及び負担金は市町、県債は県、その他は地元の財源となる。 |
| 分担金及び負担金 | 214,495 | |
| 県債 | 461,000 | |
| 一般財源 | 2,308 | |
| その他 | 4,161 | |
| 合計 | 1,452,394 | |

5.12.5 検証サンプル

決算額の主な内訳の工事請負費 1,273,017 千円の中から、以下の取引(詫間地区東香田新池改修の土木工事 84,357 千円)をサンプルとして抽出し、支出負担行為に至る一連の資料を閲覧、検証を実施した。

| 項目 | 内容 | 閲覧資料等 |
|-------|---|---|
| 工事名 | 詫間地区東香田新池改修工事 | |
| 工事場所 | 三豊市詫間町香田 | |
| 契約方法 | 一般競争入札(入札後審査型) | |
| 工種 | 土木一式 | |
| 設計概要 | 東香田新池 堤体工 42.2m 掘削 2,022 m ³ 鋼土 864 m ³ 盛土 708 m ³ さや土 108 m ³ 洪水吐工 1箇所 水路流入式 B=2.4m 19.5m 取水施設工 1箇所 底樋管 HP φ 300mm 33.8m 取水管 φ 150 1式 土砂吐ゲート 300mm 1門 | |
| 全体設計額 | 入札時 94,805,700 円 変更契約後 87,919,700 円 | ・入札公告に係る伺書 ・入札後審査型一般競争入札公告個別事項 |
| 全体契約額 | 入札時 90,970,000 円 変更契約後 84,357,900 円 | ・「総合評価方式(実績評価型)」に係る評価値の算定および評価結果の通知について ・落札者の決定・通知に係る伺書 ・工事請負契約書 ・工事請負契約締結に係る伺書 ・工事請負変更契約の締結に係る執行伺変更書 |
| 請負比率 | 95.95% ※入札時の全体契約額÷全体設計額の比率 | |
| 入札者数 | 6者 | ・入札者の入札関係の申請書類一式 |
| 工期 | 当初 令和2年7月29日から令和3年2月18日 | |

| | | |
|-------|-----------------------------|----------------------|
| | 変更後 令和2年7月29日から令和3年3月19日 | |
| 竣工検査日 | 令和3年3月22日 | ・竣工検査命令書 ・工事合格通知書 |
| 前金支払日 | 令和2年8月7日 | ・支出命令書 |
| 竣工支払日 | 令和3年4月23日 | ・支出命令書 |
| 請負人 | (株)安藤建設 香川県三豊市 | |

(出典:定期監査資料 13-2 工事施行箇所別調)

5.12.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.12.7 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5.13 県営ため池耐震化整備事業

5.13.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---------|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|-------|----|-------|----|------------|----|
| 土地改良課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ため池整備の必要性については、「5.11 県営ため池等整備事業(一般型)」の「5.11.1 事業の概要」参照。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ため池整備に関する事業の概要については「5.11 県営ため池等整備事業(一般型)」の「5.11.1 事業の概要」参照。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>7-3 ため池、ダム、防災士悦、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p><重要業績指標></p> <p>大規模ため池の耐震化整備箇所数</p> <p style="text-align: right;">(単位:箇所)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績値(累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27 年度</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H28 年度</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H29 年度</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>H30 年度</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>R 元年度</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>R2 年度</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>R2 年度<目標値></td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:国土強靱化地域計画の進捗状況)</p> | 年度 | 実績値(累計) | H27 年度 | 12 | H28 年度 | 21 | H29 年度 | 33 | H30 年度 | 36 | R 元年度 | 39 | R2 年度 | 39 | R2 年度<目標値> | 39 |
| 年度 | 実績値(累計) | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 年度 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 年度 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 年度 | 33 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 年度 | 36 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R 元年度 | 39 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 年度 | 39 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 年度<目標値> | 39 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大規模ため池の耐震化整備の達成率は、計画通りの進捗である。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の関連する県の計画・施策等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>① 香川県農業・農村基本計画</p> <p>② 香川県老朽ため池整備促進計画</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|---|
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等 |
| 「香川県ため池耐震化整備検討委員会」において、耐震補強が必要と判断されるため池について、年間7箇所の整備を目指す。 |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 該当なし |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 国庫補助事業を活用し、計画的、積極的な推進を図る。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5.13.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 当初予算額 | 699,400 | 808,500 | 714,000 |
| 補正予算額(増減) | △353,406 | △124,108 | △73 |
| 計:現年予算額 | 345,994 | 684,392 | 713,927 |
| 前年度明許繰越額 | 391,033 | 101,990 | 426,105 |
| 計:予算現額 | 737,027 | 786,382 | 1,140,032 |
| 決算額 | 633,083 | 360,267 | 634,777 |
| 翌年度明許繰越額 | 101,990 | 426,105 | 466,098 |
| 不用額 | 1,954 | 10 | 39,157 |

5.13.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|-------------------|
| 工事請負費 | 570,422 | |
| 委託料 | 28,044 | |
| その他 | 36,311 | 給料、職員手当等、需用費、共済費等 |
| 合計 | 634,777 | |

5.13.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|----------|---------|--------------------------|
| 国庫支出金 | 333,695 | |
| 分担金及び負担金 | 55,191 | |
| 県債 | 240,000 | |
| 一般財源 | 855 | |
| 繰越金 | 5,036 | 令和元年度の既収入特定財源として受け入れた負担金 |

| | |
|----|---------|
| 合計 | 634,777 |
|----|---------|

5. 13. 5 検証サンプル

決算額の主な内訳の工事請負費 570,422 千円の中から、以下の取引(先代池耐震補強その 3 工事 168,821 千円)をサンプルとして抽出し、支出負担行為に至る一連の資料を閲覧、検証を実施した。

| 項目 | 内容 | 閲覧資料等 |
|-----------------|--|--|
| 工事名 | 先代池耐震補強その 3 工事 | |
| 工事場所 | 丸亀市金倉町 | |
| 契約方法 | 一般競争入札(入札後審査型) | |
| 工種 | 土木一式 | |
| 設計概要 | 堤体工 809m 西堤(裏法面)292m 掘削 2,894 m ³ ・盛土 1,725 m ³ 北堤・東堤(前法面)517m 押え盛土 8,499 m ³ 法面保護用(ブロックマット)3,518 m ² 取水施設工 頭首部一式 底極管(φ350)継足 6.8m 底極管(φ400)継足 6.9m 底極管(φ200)継足 4.7m 洪水吐工一式 洪水吐継足 10.4m | |
| 全体設計額 (予定価格) | 入札時 99,407 千円 | ・入札公告に係る伺書 ・入札後審査型一般競争入札公告個別事項 |
| 全体契約額 | 入札時 99,000 千円 変更契約後 168,821 千円 | ・「総合評価方式(実績評価型)」に係る評価額の算定および評価結果の通知について ・落札者の決定・通知に係る伺書 ・工事請負契約書 ・工事請負契約締結に係る伺書 ・工事請負変更契約の締結に係る執行伺変更書 ・審査調書 |
| 請負比率 | 99.59% ※入札時の全体契約額÷全体設計額の比率 | |
| 入札者数 | 1 者 | ・入札者の入札関係の申請書類一式 |
| 工期 | 当初 令和元年 7 月 29 日から令和 2 年 3 月 10 日 変更後 令和元年 7 月 29 日から令和 2 年 5 月 15 日 | ・契約繰越に係る執行伺書 |
| 竣工検査日 | 令和 2 年 5 月 26 日 | ・竣工検査命令書 ・工事合格通知書 |
| 前金支払日 | 令和元年 8 月 9 日 | ・支出命令書 |
| 竣工支払日 | 令和 2 年 7 月 2 日 | ・支出命令書 |
| 請負人 | 榎岩崎建設 香川県丸亀市 | |

(出典:定期監査資料 13-2 工事施行箇所別調)

5.13.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.13.7 監査の結果及び意見

5.13.7.1 入札・発注後の工事範囲の大幅な追加による契約変更(指摘事項5)

(発見事項)

「先代池耐震補強その3工事」は、一般競争入札によって落札者が決定して工事請負契約が締結された後に、工事範囲の見直し(追加)が行われ、結果として大幅に契約金額が増額された。

| 当初契約 | 変更後契約 | 契約変更による増加金額 |
|-----------|------------|---------------------|
| 99,000 千円 | 168,821 千円 | 69,821 千円 (増額率 71%) |

追加した工事は同じ先代池の当初工事に隣接する部分(東堤及び北堤)の一部の押え盛り土及びブロックマット等である。これらはもともと別工事として一般競争入札を行ったが、2回の入札でいずれも1者も応札なく不調となり、工事期間の制約(*)もあったためやむを得ず追加工事(契約の変更)として取り扱ったものである。

(*) : 先代池の管理者が池を事業用資産として利用者に貸し出していた関係で、工期を延長すると高額な補償費が発生するため実質的に工期延長が難しかった、というもの。

なお、地方自治法、地方自治法施行令及び香川県建設工事執行規則では、随意契約ができる場合として、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」或いは「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」を定めている。随意契約は県と特定の業者との間に発生する特殊な関係から、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われる可能性があるため、その適用にはより厳格な運用が求められることは当然であるが、本当にやむを得ない事情がある場合には、契約変更手続を援用するのではなく、法令・規則に従って(厳格な運用ルール下で)随意契約の手続きを取るべきであったと考えられる。

地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(中略)

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

香川県建設工事執行規則

(随意契約によることができる場合)

第5条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(中略)

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(中略)

(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(問題点)

一般競争入札を経て締結した契約について、大幅に工事範囲を追加し契約金額を増額したにもかかわらずこれを契約変更として取り扱うことは、増額・追加された部分について適正な一般競争入札等の手続きを経たおらず、透明性・競争性・公平性・経済性の確保が十分に行われず不適正な価格で取引が行われる可能性が生じるため問題である。

(指摘事項 5) 入札・発注後の工事範囲の大幅な追加による契約変更

先代池の耐震補強工事について、一般競争入札を経て締結した契約について事後的に大幅に工事範囲を追加し、契約金額も大幅に増額(当初契約:99,000千円、契約変更後:168,821千円)する変更契約を締結している。工事範囲を追加した箇所はそもそも別工事として2度入札を実施しており、いずれも応札者が出ず不調となっていて、工期の制約があったためやむなく既に落札・契約済みの隣接する請負工事に追加し、契約変更として処理したものである。法令・規則等に基づけば、本事案のような入札不調や緊急の必要による場合は契約変更ではなく厳格な運用ルールの下で随意契約の手続きをとる必要があった。

契約変更は当初積算時に予見できない設計変更等に対応するためのものであり、工事範囲の追加・拡大等を契約変更で取扱うことは、本事案のようなやむを得ない場合だけでなく、本来入札にかけることで契約の透明性・競争性・公平性・経済性を確保する必要がある事案についても安易に契約変更で処理することを容認する風土を醸成しかねない。従って、設計変更や当初想定していなかった事態による変更以外の追加工事等を安易に契約変更とすべきではない。

また、こうした事案について契約変更とすべきかどうかの判断を各担当部局及び担当課に委ねることは職員の負担が大きすぎると考えられ、変更工事として扱える範囲に関する判断指針を、県として内規等によってより具体的に明示することが必要である。

5.14 生活基盤施設耐震化等交付金事業

5.14.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 水資源対策課 |
| 事業実施の必要性 |
| 水道は、災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであり、水道事業基盤の強化や水道施設の強靱化は重要な社会インフラを災害発生時においても確保するために必要である。 |
| 事業概要 |
| <p><生活基盤施設耐震化等交付金について></p> <p>生活基盤施設耐震化等交付金は、国(厚生労働省)から各都道府県に交付されるものである。都道府県が行う水道施設の耐震化の取組みや老朽化対策、水道事業の広域化の取組みを国が支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としている。</p> <p>交付金の対象事業は、各都道府県が提出する生活基盤施設耐震化等事業計画に記載された次に掲げる事業となる。</p> <ul style="list-style-type: none">● 水道施設等耐震化事業 水道施設の耐震化に関する事業● 水道事業運営基盤強化推進等事業 水道事業の広域化に関する事業● 官民連携等基盤強化推進事業 ※香川県ではこの事業は計画されていない 水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等に関する事業● 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 IoT技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業であって、厚生労働大臣が認める事業● 生活基盤施設耐震化等効果促進事業 ※香川県ではこの事業は計画されていない 生活基盤施設耐震化等事業計画に記載された事業等と一体的となってその効果を一層高めるため等を実施する事業 <p><県による生活基盤施設耐震化等交付金事業について></p> <p>県による生活基盤施設耐震化等交付金事業は、国から交付された前述の交付金を香川県広域水道企業団(*1)へ配分するとともに、交付金の円滑な運用のために香川県広域水道企業団に対する指導監督を行う事業である。</p> |

***1:香川県広域水道企業団:**

香川県広域水道企業団は、地方自治法で定める一部事務組合であり、各家庭等に水道水を給水する水道事業と中讃地区の工業用水道事業を行う地方公共団体である。

県内の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む水道施設の更新や、近い将来に高い確率で発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震への対応、また、水道事業従事者の技術承継のほか、渇水への対応等、多くの課題を抱えている。

これらの課題に係る長年の協議を経て、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給できる体制を確立するため、2017年11月1日付で県と8市8町で水道事業を統合し、施設の統廃合や業務の効率化、経費の削減などにより経営基盤の強化を図るべく、香川県広域水道企業団が設立されている。

(出典:香川県広域水道企業団ホームページ)

なお、令和2年度に県が実施する本事業の具体的な内容は以下の通りである。

- 水道施設等耐震化事業
 - 基幹水道構造物耐震化事業
香川県広域水道企業団において広域化後も継続的に使用する基幹水道構造物の耐震化工事を行う事業(善通寺市他)
 - 緊急用導水連絡管整備事業
緊急時に活用する相互融通連絡管として、東部浄水場と浅野浄水場の間に緊急用導水連絡管を整備する事業(高松市)
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - 広域整備事業(広域化事業)
水道の広域化の推進のために、連絡管の整備、統合浄水場等の整備、老朽施設の更新及び耐震化を行う事業(丸亀市他)
 - 広域整備事業(運営基盤強化等事業)
広域化事業と同様(高松市他)
- 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業
 - 配水コントロール中央監視設備改修事業 御殿浄水場から浅野浄水場へ移転更新する配水コントロール設備に、三木・綾川・府中の監視データ及び高松の水質自動監視データを加え、広域制御監視システムの拡充を図る事業(高松市他)

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

<重要業績指標>

2-1 上水道の基幹管路の耐震管率

| 年度 | 実績値(累計) |
|------------|---------|
| H27 年度 | 15.6% |
| H28 年度 | 16.4% |
| H29 年度 | 17.0% |
| H30 年度 | 21.7% |
| R 元年度 | 23.3% |
| R2 年度<目標値> | 21.6% |

※集計上の問題から調査結果公表時の実績が1年遅れとなっている。

(出典:「香川県国土強靱化地域計画」に係る進捗状況調査結果)

重要業績指標の達成状況についての評価結果

令和2年度の目標値21.6%に対し、令和元年度で実績率は23.3%であり、目標は達成できている。

その他の関連する県の計画・施策等

香川県地域防災計画

生活基盤施設耐震化等事業計画

香川県水道広域化基本計画

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

<香川県水道広域化基本計画における業績評価のための指標(KPI)>

香川県広域水道企業団における基幹管路の耐震管率の向上

| 年度 | 実績値(累計) |
|------------|---------|
| H29 年度 | 19.9% |
| H30 年度 | 21.7% |
| R 元年度 | 23.3% |
| R2 年度 | 未集計 |
| R9 年度<目標値> | 36.3% |

※ R2年度の集計結果はR4年1月～2月公表予定

※ 香川県水道広域化基本計画策定後はこちらの指標で主に事業の進捗管理を行っている。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

水道法

生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱及び生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領

国、市町との連携・協力の状況

厚労省から交付金の交付を受けており、それを香川県広域水道企業団及び直島町に交付す

ることにより、耐震化率の向上を図っている。

事業区分(継続事業または新規事業)

継続事業

5.14.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 729,000 | 1,327,000 | 1,175,774 |
| 補正予算額(増減) | 784,753 | 78,236 | - |
| 計:現年予算額 | 1,513,753 | 1,405,236 | 1,175,774 |
| 前年度明許繰越額 | - | 939,891 | 733,583 |
| 計:予算現額 | 1,513,753 | 2,345,127 | 1,909,357 |
| 決算額 | 573,862 | 1,611,544 | 1,457,447 |
| 翌年度明許繰越額 | 939,891 | 733,583 | 451,910 |
| 不用額 | - | - | - |

5.14.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|-----------|---|
| 負担金補助及び交付金 | 1,457,447 | 令和元年度繰越分 733,583 千円、 令和2年度分 723,864 千円 |
| 合計 | 1,457,447 | |

このうち令和2年度分の交付金の、事業内容別の内訳は以下の通りである。

(単位:千円)

| 事業区分(小) | 交付額 | 決算額 | 翌年度繰越 | 繰越理由 |
|---------------|-----------|---------|---------|--------------------------|
| 基幹水道構築物の耐震化事業 | 45,053 | 5,170 | 39,883 | 一部工事の完了予定日が令和4年2月となったため。 |
| 緊急用導水連絡管整備事業 | 5,350 | 5,350 | - | |
| 広域化事業 | 491,878 | 369,961 | 121,917 | 一部工事の完了予定日が令和3年8月となったため。 |
| 運営基盤強化等事業 | 491,877 | 343,383 | 148,494 | 同上。 |
| IoT活用推進モデル事業 | 141,616 | - | 141,616 | 一部工事の完了予定日が令和4年2月となったため。 |
| 合計 | 1,175,774 | 723,864 | 451,910 | |

5.14.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|------|
| 国庫支出金 | 1,457,447 | |

| | | |
|------|-----------|--|
| 一般財源 | - | |
| 合計 | 1,457,447 | |

5.14.5 検証サンプル

令和2年度分の交付金の中から、「基幹水道構築物の耐震化事業」についてサンプルとして支出負担行為に至る一連の関連資料を閲覧、検証を実施した。

実績報告書等についても適切に作成され、県としてもこれを適切にチェックしており、特段問題となるような事項は識別されなかった。

5.14.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等（「生活基盤施設耐震化等交付金要綱」、「生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領」等）の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料（「令和2年度水道事業運営基盤強化推進事業要望書」、「交付決定通知書」、「調定伺書」、「支出決定決議書」、「支出命令書」、「令和2年度生活基盤施設耐震化等交付金年度終了実績報告書」等）の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.14.7 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5.15 保健所非常用自家発電設備整備事業

5.15.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 健康福祉総務課 |
| 事業実施の必要性 |
| 保健所は地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である。そのため災害による停電時にもその機能を維持できる体制が必要となる。県の保健所のうち、東讃保健所は現在非常用自家発電設備の機能が2～3時間程度しか利用できないことから、災害時における保健所の機能を72時間維持できる非常用自家発電設備及び燃料槽の整備が必要と認識されている。 |
| 事業概要 |
| 東讃保健所のある大川合同庁舎に非常用自家発電設備を設置する。 |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p><重要業績指標></p> <p>該当なし</p> |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 該当なし |
| その他の関連する県の計画・施策等 |
| 該当なし |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等 |
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |

| |
|--------------------------|
| 該当なし |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 該当なし。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 新規事業 |

5.15.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|-------|--------|
| 当初予算額 | - | - | 44,278 |
| 補正予算額(増減) | - | - | - |
| 計:現年予算額 | - | - | 44,278 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | - | - | - |
| 決算額 | - | - | 1,760 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | 30,525 |
| 不用額 | - | - | 11,993 |

予算上は令和2年度に整備(施工)業務まで実施予定であったが、国庫補助金の額の決定が遅れたこと等から施工業務については令和2年度中に開始できなかった。結果として令和2年度は設計業務だけ実施され、実際の施工等についての予算が翌年度へ繰越されている。

5.15.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-----|-------|------|
| 委託料 | 1,760 | |
| 合計 | 1,760 | |

5.15.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|------|
| 国庫支出金 | - | |
| 一般財源 | 1,760 | |
| 合計 | 1,760 | |

5. 15. 5 検証サンプル

決算額の主な内訳の委託料 1,760 千円について、支出負担行為に至る一連の資料を閲覧、検証を実施した。

| | |
|--------|---|
| 契約名 | 大川合同庁舎発電機設備設置実施設計業務 |
| 契約期間 | 令和2年12月9日～令和3年3月26日 |
| 業務委託内容 | 設計業務 |
| 契約方法 | 指名競争入札 |
| 業者名 | 株式会社板見設備設計事務所 |
| 予定価格 | 1,733 千円(税抜) |
| 落札価格 | 1,600 千円(税抜) |
| 落札率 | 92.3% |
| 入札参加者数 | 5 者入札/5 者指名 <入札金額(税抜)> A 社 1,600 千円 B 社 1,750 千円 C 社 1,800 千円 D 社 1,850 千円 E 社 1,900 千円 |

(出典:支出命令書及び入札関連資料)

なお、本契約による設計業務は再委託されており、設計業務等委任(請負)承諾願に基づく再委託の内容は以下の通りである。

| | |
|----------|---------------|
| 再委託先の商号 | 合同会社アクア建築事務所 |
| 再委託の業務内容 | 建築設計図作成及び積算業務 |

(出典:設計業務等委任(請負)承諾願)

5. 15. 6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5. 15. 7 監査の結果及び意見

5.15.7.1 委託業務を再委託する際の決裁書類の記載内容の不備(指摘事項6)

(発見事項)

県が発注した大川合同庁舎発電機設備設置実施設計業務のうち、主たる業務である電気・機械設備設計以外の業務(建築設計図作成及び積算業務部分)が再委託されおり、県では香川県建築設計業務等委託契約約款第10条に基づいて「設計業務等委任(請負)承諾願」による再委託の決裁を規定通り行っている。ただし、「設計業務等委任(請負)承諾願」は、再委託を行うことが適切か否かを判断するための重要な情報となる再委託の金額を記載する様式となっていない。

県は委託した業務の適正な履行を確保するために再委託について審査を行う必要があるが、審査に必要な情報としては、再委託の業務の範囲や必要性の他に再委託の金額も当然に含まれるものと解される。

実際に、不適切な再委託が行われることを防止するため、香川県建築設計業務等委託契約約款第10条では次のように定められている。

香川県建築設計業務等委託契約約款

(一括再委託等の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 受注者は、発注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項について報告しなければならない。

さらに、再委託は国による公共調達においても一定の制限が設けられている。財務大臣通知「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)では、以下のように措置がされており、ここでは再委託の契約金額は契約の相手方に提出させる書面に記載すべき事項として明示されている。

「公共調達の適正化について」(財務大臣通知 平成18年8月25日付財計第2017号)

2.再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除

く。)する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅延なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合にならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(問題点)

県が発注した委託業務が例外的に再委託される際は、「設計業務等委任(請負)承諾願」によって業務の適正な履行を確保するための再委託の審査を行っているが、この決裁書類に再委託の金額の記載がないと再委託の適切性を合理的に判断できない可能性があり問題である。

(指摘事項 6) 委託業務を再委託する際の決裁書類の記載内容の不備

業務委託をした発注先が再委託を行う際は、受注者は県に「設計業務等委任(請負)承諾願」を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載がない。再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)において明記されているように、「設計業務等委任(請負)承諾願」に予定する再委託金額も記載する必要がある。

なお、この点土木部長通知「土木設計業務等に係る委託業務の再委託について」(令和 3 年 3 月 31 日付 2 土監第 75259 号)において、令和 3 年 3 月 31 日以降は「再委託する業務の契約金額(予定)」を記載する様式としていると説明を受けている。

5.16 高等学校施設・設備整備事業(一部)

5.16.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 高校教育課 |
| 高等学校施設・設備整備事業における防災・減災関連事業 |
| <p>高等学校施設・設備整備事業とは、主に老朽校舎等改築事業、大規模改修事業、老朽設備改修事業等種々の事業が含まれるが、このうち、防災・減災関連に関連する事業は主に以下の2事業である。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高等学校非構造部材改修事業● 県立学校ブロック塀等安全対策事業 |
| 事業実施の必要性 |
| <ul style="list-style-type: none">● 高等学校非構造部材改修事業 <p>学校施設は、生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所として指定されている学校もあることから、その安全性の確保は極めて重要である。したがって、学校施設の非構造部材(屋内運動場等の吊り天井等)の耐震対策を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">● 県立学校ブロック塀等安全対策事業 <p>ブロック塀が老朽化等により地震時等に倒壊した場合、生徒や隣接する公道の通行者などに危害を及ぼし、重大な事故を引き起こす恐れがある。また、倒壊したブロック塀が避難・救助・消火活動を妨げる恐れもあり、これらの点から耐震対策を進める必要がある。</p> |
| 事業概要 |
| <ul style="list-style-type: none">● 高等学校非構造部材改修事業 <p>平成26年12月に改正された建築基準法施行令により、特定天井(脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井)の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けるもののいずれかとするのが義務付けられた。</p> <p>これを受け、県では平成27年度から令和2年度を事業期間として公立高等学校の体育館、武道場、音楽ホール等の吊り天井の撤去や再設置の事業を実施するとともに、市町立学校における屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策を支援・促進する。</p> |
| 建築基準法施行令 (屋根ふき材等の緊結) |

第三十九条

3 特定天井(脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。)の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

● 県立学校ブロック塀等安全対策事業

平成 30 年に発生した大阪府北部地震における学校のブロック塀の倒壊事故を受け、県内の県立高校のブロック塀の状況を調査した。その結果、特に危険性が高く早急な対応が必要な箇所が 21 校・4,901.3m(公道に面しているもの等が対象)発見されたため、これらの箇所についてブロック塀を撤去のうえ学校管理上必要な囲障の改修を平成 30 年度から令和 3 年度までの事業期間で実施している。

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

<重要業績指標>

● 高等学校非構造部材改修事業

公立学校屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策未実施棟

(単位:棟)

| 年度 | 実績値 |
|------------|-----|
| H27 年度 | 66 |
| H28 年度 | 23 |
| H29 年度 | 14 |
| H30 年度 | 6 |
| R 元年度 | 3 |
| R2 年度 | 2 |
| R2 年度<目標値> | 0 |

(出典:国土強靱化地域計画の進捗状況)

● 県立学校ブロック塀等安全対策事業

該当なし

重要業績指標の達成状況についての評価結果

● 高等学校非構造部材改修事業

計画最終年度である令和 2 年度において、対策未実施校は 2 校となった。進捗率が 100%未済で 50%以上となっており、順調ではないが計画策定時より一定程度進展している、との評価結果となっている。なお、1 校は県立高校で改築計画を策定し今後対応する予定としている。もう 1

校は市立高校であり、県からも適切に指導しながら対策を促進しているところである。

● 県立学校ブロック塀等安全対策事業

該当なし

その他の関連する県の計画・施策等

県立学校ブロック塀等安全対策事業については、計画等はないものの、前述の通り21校(4,901.3m)の対策を平成30年度から令和3年度までに実施することを目標として事業を進めている。

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

<21校・4,901.3mのブロック塀撤去及び学校管理上必要な困障の改修>

| 実施区分 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度(予定) | 合計 |
|----------------|--|---|--|---|-----------|----------|
| 県立 高校 | 校数 | 8校 | 11校 | 7校 | 8校 | 21校 |
| | 延長 | 910.5m | 1,990.0m | 907.5m | 1,093.3m | 4,901.3m |
| | 累計 | 18.6% | 59.2% | 77.7% | 100.0% | 100.0% |
| ブロック塀等の改修を行う学校 | 三本松、津田 高松工芸 高松商業 飯山 普通寺第一 琴平、高瀬 | 志度、津田 高松工芸 高松東、高松南 坂出商業 坂出、琴平 丸亀城西 普通寺第一 観音寺総合 | 農業経営 坂出工業 丸亀、飯山 多度津、笠田 観音寺総合 | 志度、高松商業 高松東、高松南 坂出、丸亀 多度津 観音寺第一 | | |

(出典: 高校教育課作成資料)

令和3年度に8校の工事を実施予定で、これによって目標を達成する見込みとなっている。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

建築基準法

建築基準法施行令

国、市町との連携・協力の状況

該当なし

事業区分(継続事業または新規事業)

継続事業

5.16.2 予算額と決算額の推移

5.16.2.1 高等学校非構造部材改修事業

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 56,970 | 71,911 | 216,531 |
| 補正予算額(増減) | 847 | △19,933 | △40,591 |
| 計:現年予算額 | 57,817 | 51,978 | 175,940 |
| 前年度明許繰越額 | 43,191 | - | 4,816 |
| 計:予算現額 | 101,008 | 51,978 | 180,756 |
| 決算額 | 100,737 | 46,207 | 178,598 |
| 翌年度明許繰越額 | - | 4,816 | - |
| 不用額 | 271 | 955 | 2,158 |

5.16.2.2 県立学校ブロック塀等安全対策事業

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|---------|---------|
| 当初予算額 | - | 172,944 | 88,894 |
| 補正予算額(増減) | 93,063 | 21,994 | - |
| 計:現年予算額 | 93,063 | 194,938 | 88,894 |
| 前年度明許繰越額 | - | 75,820 | 43,431 |
| 計:予算現額 | 93,063 | 270,758 | 132,325 |
| 決算額 | 16,586 | 218,849 | 98,793 |
| 翌年度明許繰越額 | 75,820 | 43,431 | 22,133 |
| 不用額 | 657 | 8,481 | 11,399 |

5.16.3 決算額の主な内訳

5.16.3.1 高等学校非構造部材改修事業

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|-------------------------|
| 工事請負費 | 174,453 | |
| 委託料 | 2,312 | |
| その他 | 1,833 | 役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等 |
| 合計 | 178,598 | |

5.16.3.2 県立学校ブロック塀等安全対策事業

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|------|
| 工事請負費 | 94,300 | |
| 委託料 | 4,369 | |

| | | |
|-----|--------|---------------|
| その他 | 124 | 需用費、使用料及び賃借料等 |
| 合計 | 98,793 | |

5.16.4 決算額の財源内訳

5.16.4.1 高等学校非構造部材改修事業

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|---------|------|
| 一般財源 | 3,598 | |
| 県債 | 175,000 | |
| 合計 | 178,598 | |

5.16.4.2 県立学校ブロック塀等安全対策事業

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 12 | |
| 県債 | 97,000 | |
| 繰越金 | 1,781 | |
| 合計 | 98,793 | |

5.16.5 検証サンプル

決算額の主な内訳の中から、それぞれ個別の取引をサンプルとして抽出し、支出負担行為に至る一連の資料を閲覧、検証を実施した。

<高等学校非構造部材改修事業>

三本松高校第2 体育館天井改修工事

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|--------------|-------|--------|----------------------|
| (株)黒木建設設計事務所 | 委託料 | 1,584 | 体育館天井改修実施設計業務 |
| 矢野設備設計事務所 | 委託料 | 1,210 | 体育館天井その他改修電気設備実施設計業務 |
| (株)吉原工務店 | 工事請負費 | 28,243 | 体育館天井改修工事 |
| 三信電気水道(株) | 工事請負費 | 24,384 | 体育館天井その他改修電気設備工事 |
| 合計 | | 55,421 | |

(出典:支出命令書等)

<県立学校ブロック塀等安全対策事業>

農業経営高校外1 施設困障改修工事

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|--------------|-------|--------|------------|
| (有)曾根建築設計事務所 | 委託料 | 1,540 | 困障改修実施設計業務 |
| (株)古市建設 | 工事請負費 | 10,964 | 困障改修工事 |
| 合計 | | 12,504 | |

(出典:支出命令書等)

5.16.6実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等(建築基準法、建築基準法施行令)の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリングの実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.16.7監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5.17 民間住宅耐震対策支援事業

5.17.1 事業の概要

| | | |
|---|----------------|--------------|
| 所管課 | | |
| 住宅課 | | |
| 事業実施の必要性 | | |
| <p>近い将来発生が予想される南海トラフ地震等の大規模地震によって、個人住宅の倒壊等が起こらないように県民の自助の取組みである住宅の耐震化を県として促進する取組みは、県民の生命、身体及び財産を守ることにつながり県として必要な事業であると考えられる。</p> | | |
| 事業概要 | | |
| <p>民間住宅の耐震診断及び耐震改修等を行う所有者等に補助を行う市町に対し、一定の要件の下で県が補助金を交付する。診断や改修における直接の補助事業主体は市町であり、県はその支援のために市町に対して補助金を交付する。</p> <p>併せて、補助制度の活用を促進するための耐震診断、耐震改修及び低コスト工法(*)等の広報・周知活動も実施する(後述の「国、市町との連携・協力の状況」参照)。</p> <p>(*)低コスト工法: 既存の壁や床、天井を最小限で解体することで補強できる耐震改修工事の一種。従来の工法による耐震改修工事に比べ、解体や復旧にかかる工事が少なく、全体の工事費を抑えることができる。また、工期の短縮や工事に伴う騒音及び解体時に発生するホコリ等が減るため工事中の日常生活への影響も軽減されるものとして県が推奨している。</p> | | |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 | | |
| <事前に備えるべき目標> | | |
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | | |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない | | |
| <重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態> | | |
| 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | | |
| <重要業績指標> | | |
| 民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の累計戸数 | | |
| | 実績値(戸数) | |
| 年度 | 耐震診断 | 耐震改修等 |
| H27年度(計画策定年度) | 1,264 | 424 |
| H28年度 | 1,840 | 563 |
| H29年度 | 2,127 | 686 |
| H30年度 | 2,393 | 864 |

| | | |
|------------|-------|-------|
| R 元年度 | 2,639 | 1021 |
| R2 年度 | 2,794 | 1,109 |
| R2 年度<目標値> | 2,800 | 900 |

(出典:国土強靱化地域計画の進捗状況)

重要業績指標の達成状況についての評価結果

耐震診断の進捗率は 100%未満ではあるが 99.6%の進捗であり、耐震改修等の進捗は 100%を超えている。全体として、概ね計画通りの進捗であると判断されている。

その他の関連する県の計画・施策等

香川県地域防災計画

上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等

住宅の耐震化率(*1)

平成 27 年度に目標を設定し、令和 2 年度までに 90%の耐震化率を目指している。なお、実績の把握は 5 年毎に行うこととなっており、平成 30 年度における実績は 82%であった。

(*1):耐震化率の算出方法:

(新築年月日が 1981 年 6 月 1 日以降の住宅の戸数+新築年月日が 1981 年 5 月 31 日以前に着工された建物のうち、耐震診断を実施済で、耐震性能を有しているあるいは耐震補強済の住宅の戸数)÷全住宅戸数

遵守すべき(規制を受ける)法令等

建築基準法

建築物の耐震改修の促進に関する法律

香川県民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

国、市町との連携・協力の状況

広報・周知活動については、県と市町が協力しながら以下の通り効果的・効率的に実施している。

- 本事業の利用促進に向け、県及び市町のホームページ及び広報誌で、事業概要や相談窓口等に関する広報を実施
- 市町職員との戸別訪問や県から派遣した相談員による市役所等における無料相談会の開催
- 低コスト工法の普及に向けた県主催の県民向け講座や現場見学会の開催に当たり、市町担当課から、対象となる耐震診断実施者等に対して DM を発送
- 新型コロナウイルス感染症対策を兼ね、県民向け講座については協力いただける市町でテレビ会議システムを利用したサテライト会場を設置

事業区分(継続事業または新規事業)

継続事業

5. 17. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|---------|---------|
| 当初予算額 | 64,773 | 64,350 | 63,622 |
| 補正予算額(増減) | △21,997 | △21,900 | △37,365 |
| 計:現年予算額 | 42,776 | 42,450 | 26,257 |
| 前年度明許繰越額 | 1,350 | 800 | 225 |
| 計:予算現額 | 44,126 | 43,250 | 26,482 |
| 決算額 | 41,561 | 42,872 | 25,073 |
| 翌年度明許繰越額 | 800 | 225 | - |
| 不用額 | 1,765 | 153 | 1,409 |

5. 17. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 23,242 | |
| 役員費 | 783 | |
| 需用費 | 557 | |
| その他 | 491 | |
| 合計 | 25,073 | |

決算額の内容別の内訳は以下の通りであった。

(単位:千円)

| 実施内容 | 決算額 | 件数 |
|-----------------|--------|-------|
| 耐震診断補助 | 4,110 | 155 件 |
| 耐震改修補助 | 19,132 | |
| 本格的な改修補助 | 18,382 | 82 件 |
| 簡易な改修補助 | 750 | 6 件 |
| 耐震シェルター・耐震ベッド設置 | - | - |
| 広報周知活動 | 1,831 | - |
| 合計 | 25,073 | - |

5. 17. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|------|
| 国庫支出金 | 915 | |
| 一般財源 | 24,158 | |
| 合計 | 25,073 | |

5.17.5 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等(建築物の耐震改修の促進に関する法律)の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料(令和3年度香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム、香川県住まいの耐震化実績事業者登録制度登録建築士事務所名簿、登録施工者名簿)の閲覧
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料(香川県民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱)の閲覧および資料(令和2年度香川県民間住宅耐震対策支援事業補助金額確定通知書:坂出市)のサンプルテストの実施。

5.17.6 監査の結果及び意見

5.17.6.1 低コスト工法等に関する普及・啓発活動(意見事項12)

(発見事項)

香川県地震・津波被害想定調査報告書(平成26年6月)によれば、香川県の住宅の耐震化率を100%にした場合、南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合でも死者数は現状の約15分の1に、経済被害額は約2分の1になることが推計されている。

<住宅の耐震化率を100%にした場合の被害軽減の影響>

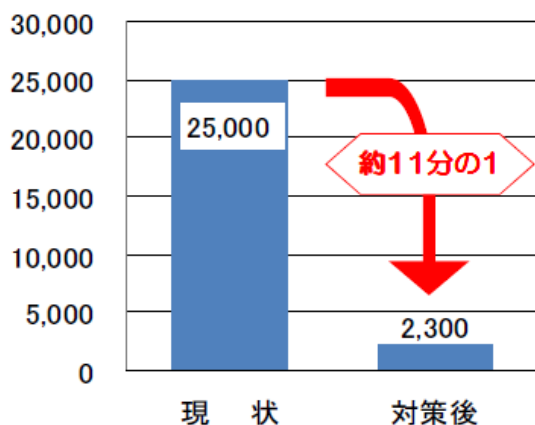


図 2.9.1 全壊棟数の軽減(棟)

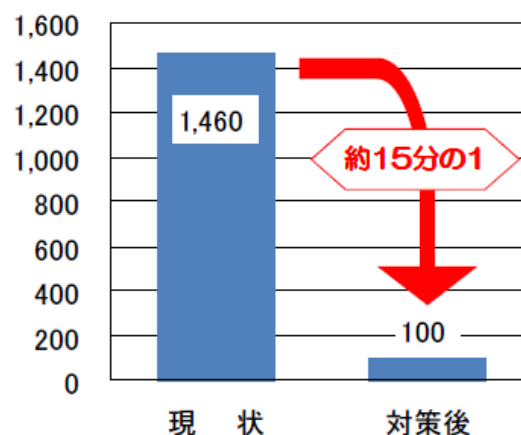


図 2.9.2 死者数の軽減(人)

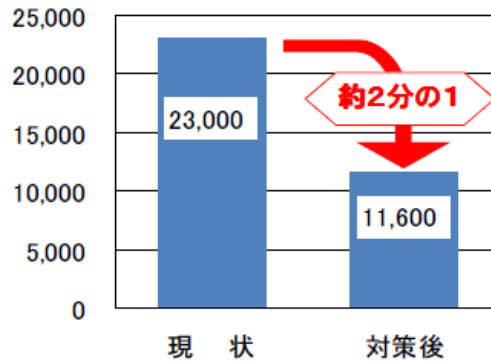
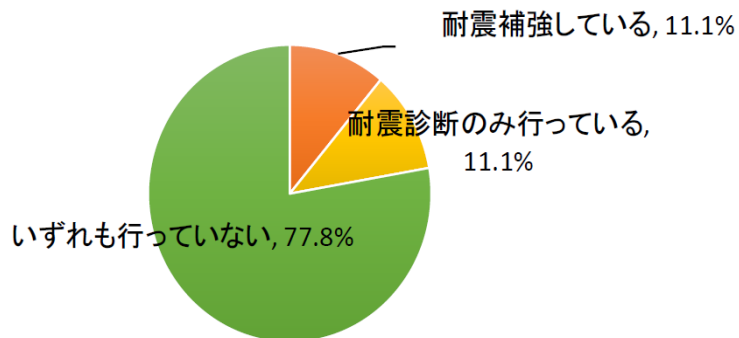


図 2.9.3 建物耐震化による建物被害額の軽減 (億円)
(冬深夜による比較)

(出典:香川県地震津波被害想定調査報告書(平成 26 年 6 月))

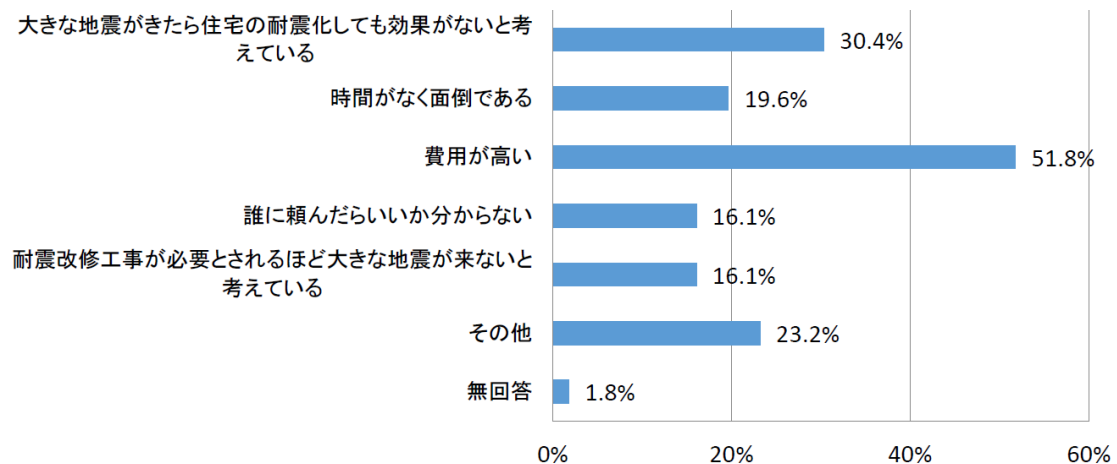
一方で、令和 2 年度県政モニターアンケート結果では、昭和 56 年 5 月以前(旧耐震基準)に着工した持ち家について、耐震補強していると回答した県民の割合は 11.1%であり、約 9 割が耐震補強をしていないと回答している。更にその理由として半数以上の人「費用が高い」と回答している。

【問11-1】問11で「昭和56年5月以前（旧耐震基準）に着工の持ち家〔ご家族名義の場合を含む、以下同じ〕である」と答えた方にお聞きします。
あなたのお住まいは耐震性を調査し、必要な補強を行っていますか。次の中から1つだけ選んでください。



(出典:令和 2 年度県政モニターアンケート結果)

【問11-2】問11-1で「耐震診断のみ行っている」または「いずれも行っていない」と答えた方にお聞きします。
その理由で次の中からすべて選んで○をつけてください。

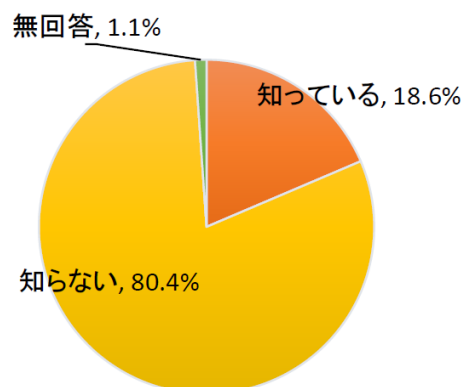


(出典:令和2年度県政モニターアンケート結果)

こうした県民の要望に応える形で、県では民間住宅の耐震対策として、安価で短期間に耐震化できる低コスト工法や、寝室部分に特化した耐震対策である耐震シェルターや耐震ベッドなどについての普及・啓発活動を行っている。

ただし、令和2年度県政モニターアンケート結果では、低コスト工法を知っている県民の割合は18.6%であり、必ずしも十分に認知されていない状況と言える。

【問12】ここからは全員の方にお聞きします。
平成30年度から、県では、住宅の耐震化をより一層推進するために、安価で短期間に耐震化できる「低コスト工法」の普及啓発に努めていますが、知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。



(出典:令和2年度県政モニターアンケート結果)

(問題点)

住宅の耐震化にあたっては、費用面が大きな課題となる。解決策の1つとして「低コスト工法」等の普及が考えられるが、県による普及啓発が十分な効果を発揮せず、県民に周知・浸透できていない状況が続けば、耐震化の促進に支障が出るため問題である。

(意見事項 12) 低コスト工法等に関する普及・啓発活動

住宅の耐震化は、県民による自助の取り組みとして重要かつ有効な取り組みであり、その促進の一助となるのが低コスト工法等の普及である。県では低コスト工法等の普及・啓発のため、パンフレットの作成配布、香川県住宅耐震ポータルサイトでの情報発信、低コスト工法等による住宅の耐震改修工事の現場見学会等様々な活動を実施しているが、県民に十分周知・浸透できている状況とは言い難い。より一層普及・啓発が進む方策を再検討することが望ましい。

例えば、県と市町および県内の事業者が連携し多くの県民が集まるような場所(スーパー、公園等)で低コスト工法等の説明会を定期的で開催する、本事業における耐震診断時に低コスト工法等について十分な説明を実施する等、既存の普及啓発活動以外でも積極的に情報発信を検討すること等が考えられる。

5.17.6.2 耐震診断のみで耐震改修工事が行われない事案の削減(意見事項 13)

(発見事項)

県は国、市町と連携して民間住宅の耐震化促進に取り組んでおり、耐震診断と耐震改修のそれぞれで補助制度が設けられている。具体的には耐震診断では補助対象限度額 100 千円/件(国、県、市町の合計で 90%を負担、所有者が 10%を負担)、耐震改修では補助対象限度額 900 千円/件(国、県、市町の合計で全額負担)であり、補助対象限度額を超過した分は所有者負担となる。

過去の耐震診断と耐震改修工事の実施件数の推移は以下の通りである。耐震診断を行い、その後耐震改修工事も併せて実施した人の割合は多い年度でも 3 分の 2 程度であり、言い換えると耐震診断を行っても耐震改修工事を行わない人が毎年度少なくとも 3 分の 1 程度は存在していることになる。

| 年度 | 実績値(戸数) | | 耐震診断を行った県民のうち、耐震改修を行った割合 |
|--------|---------|--------|--------------------------|
| | 耐震診断 | 耐震改修工事 | |
| H28 年度 | 576 | 139 | 24.1% |
| H29 年度 | 287 | 123 | 42.9% |
| H30 年度 | 266 | 178 | 66.9% |
| R 元年度 | 246 | 157 | 63.8% |

| | | | |
|-------|-----|----|-------|
| R2 年度 | 155 | 88 | 56.8% |
|-------|-----|----|-------|

※ 耐震改修工事をしている人はほぼその前に耐震診断を行っており、耐震診断で改修不要となる人はほぼいないとのことである。

(出典:国土強靱化地域計画の進捗状況)

(問題点)

耐震診断が数多く実施されても、これを踏まえた耐震改修工事が十分に行われなければ防災・減災対策としては不十分であり問題である。

(意見事項 13)耐震診断のみで耐震改修工事が行われない事案の削減

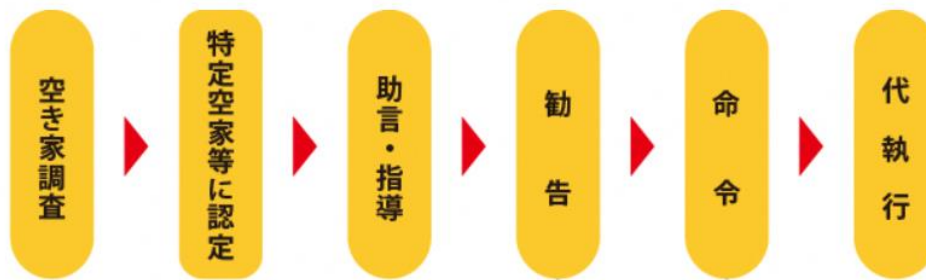
民間住宅耐震対策支援事業は、市町が実施する住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助制度に県が補助金を交付する事業であるが、防災及び減災の観点からは、耐震改修まで完了して初めて本来の事業目的が達成される。そのため、耐震診断を行い改修が必要と判明した案件について、なるべく高い割合で耐震改修工事が行われることが期待される。耐震診断を行った案件の約 3 分の 1 で耐震改修工事が行われないままとなっている現状を解消するためには、診断のみで終わってしまう案件を極力少なくし、診断の結果改修が必要なものについて漏れなく工事が実施されるような仕組みを検討することが望ましい。

具体的には、耐震診断時に改修工事費用の見込額・補助制度・前述の低コスト工法等についてより一層の周知を行うことや、診断から改修方法の提案・改修までをワンストップで提供する補助制度への見直し、耐震改修工事に係る補助限度額の見直し等、種々の対応を併せて実施していくこと等が考えられる。(なお、令和 3 年度には耐震改修工事に係る補助限度額を 900 千円/件から 1,000 千円/件に増額している。)

5.18 老朽危険空き家除却支援事業

5.18.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 住宅課 |
| 事業実施の必要性 |
| <p>倒壊等の恐れのある空き家の除却を推進することは、防災・減災の観点からも有用であり、県民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全を図り、市町が行う街づくりを支援するためにも必要である。</p> |
| 事業概要 |
| <p>市町では、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽化した危険な空き家の取壊し(除却)に対し、除却に要した費用の一部について補助金を交付している。県は、一定の要件の下、こうした取り組みを行った市町に補助金を交付する。</p> <p>具体的には老朽危険空き家の除却に要する費用への補助と行政代執行等に要する費用への補助を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 老朽危険空き家の除却に要する費用への補助 <p>空き家を除去する家屋所有者への補助金交付の主体は市町で、所有者に対する補助限度額は2,000千円/件である。県は市町に県負担相当の補助金を交付するが、負担割合は国2/5以内、県1/5以内、市町1/5以内、所有者1/5以上となっている。</p> <p>補助金交付の流れは、申請者と市町で事前相談を行い、市町による現地調査を経て補助金の申請・決定が行われ、空き家の除却工事が完了後、市町が申請者に補助金を交付する。県は、市町から完了実績報告書を受領し、検査を行った後、市町に補助を行う。</p> <p style="text-align: center;">補助申請の流れ</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(出典: 香川県ホームページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政代執行に要する費用への市町に対する補助 <p>空家法に基づく特定空家等(*)に指定された老朽危険空き家等について、市町が実施する行政代執行に要した費用を県が市町に対して補助金として交付する。費用負担割合は、国4/10、県3/10、市町3/10である。なお、国費は費用回収が困難な場合に限り活用可能となる。</p> <p>空家法に基づく措置の流れは以下となっている。</p> |



上記の実施主体は市町であり、特定空家等に認定されたのち、助言・指導、勧告、命令を経て、解消されない場合、代執行となる。

*:特定空家等:

特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(出典:空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条2項)

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

該当なし

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

該当なし

<重要業績指標>

該当なし

重要業績指標の達成状況についての評価結果

該当なし

その他の関連する県の計画・施策等

該当なし

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

該当なし

遵守すべき(規制を受ける)法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法

国、市町との連携・協力の状況

市町に対し、一定の要件のもと、県が支援を実施している。具体的な内容は以下となる。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町が連携した個別相談会の開催 ● 空家法に基づく市町の協議会に県職員を派遣 ● 県と市町との特定空家等の実地研修の実施 ● 関係団体を含めた市町との意見交換会の実施 ● 新型コロナウイルス感染症対策を兼ね、県民向けセミナーにおいて、協力いただける市町で、テレビ会議システムを利用したサテライト会場を設置 ● 空家の適切な管理に関する啓発チラシの作成及び市町への配布 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5. 18. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|--------|--------|
| 当初予算額 | 77,000 | 75,000 | 80,046 |
| 補正予算額(増減) | △10,500 | △933 | △3,987 |
| 計:現年予算額 | 66,500 | 74,067 | 76,059 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | 2,000 |
| 計:予算現額 | 66,500 | 74,067 | 78,059 |
| 決算額 | 66,421 | 71,248 | 74,253 |
| 翌年度明許繰越額 | - | 2,000 | 1,000 |
| 不用額 | 79 | 819 | 2,806 |

5. 18. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 74,253 | |
| 合計 | 74,253 | |

交付された補助金の補助内容別の内訳は以下の通りであった。

(単位:千円)

| 補助内容 | 決算額 | 主な内容 |
|----------------|--------|---|
| 老朽危険空き家の除却支援事業 | 73,257 | 香川県全域の市町に対し 240 件の老朽危険空き家の除却に要する費用を補助。行政代行執行に該当するものはなし。 |
| 空き家対策総合推進事業 | 996 | 空き家対策セミナーの開催、空き家再生コンテストの実施、空き家ガイドブックの作成等 |
| 合計 | 74,253 | - |

5.18.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 74,253 | |
| 合計 | 74,253 | |

5.18.5 実施した監査手続

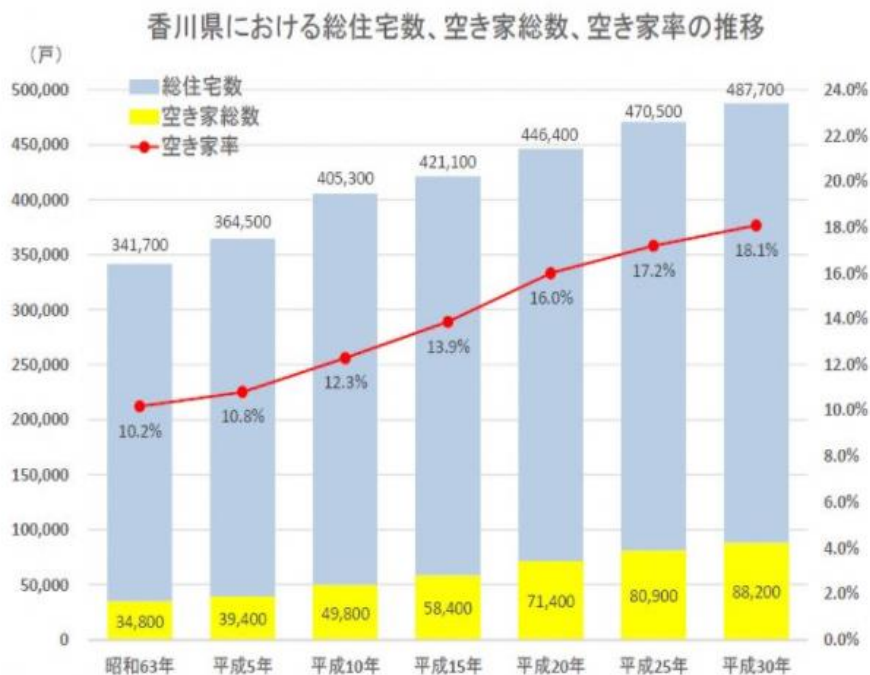
- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等(空家等対策の推進に関する特別措置法)の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料(香川県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱)の閲覧および資料(東かがわ市:老朽空き家除却支援事業補助金交付申請書等)のサンプルテストの実施。

5.18.6 監査の結果及び意見

5.18.6.1 業績評価のための指標の設定(意見事項14)

(発見事項)

香川県の総住宅数に占める空き家率は年々増加しており、平成30年には18.1%となり全国で8番目と高い水準となっている。



(出典:「住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局))

県では、市町と連携しつつ空き家の発生抑制から適正な管理の啓発、活用の促進、そして老朽危険空き家の除却など総合的な取り組みを行っているが、現状では、県として老朽危険空き家除却の支援に係る業績評価のための指標等が設定されていない。

(問題点)

業績評価のための指標が設定されていないと、老朽危険空き家の除却への取り組みに関して進捗状況及び事業成果を定量的に評価することができず、本事業による補助金が有効かつ経済的、効率的に使用されているかが明確にならない恐れがあり問題である。

(意見事項 14) 業績評価のための指標の設定

老朽空き家除去支援事業は、市町と連携して老朽危険空き家の除却を推進するものであり、防災・減災の観点からも積極的な推進が期待されるが、事業の進捗状況及び事業成果を定量的に評価し、県として計画的に空き家率を減少させるためには、県による業績評価のための指標を設定し、そこで設定した目標に向かって施策を推進していくことが望まれる。

具体的には、老朽危険空き家の所有者に補助金を直接交付する市町と十分な連携をとりつつ、仮に市町が業績評価のための指標を設定している場合にはこれらと整合性のある指標となるよう調整すること等が考えられる。

5.19 治山事業(一部)

5.19.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| みどり整備課 |
| 事業実施の必要性 |
| <p>本県面積の約 47%は森林であり、保安林として指定された地域に山地災害危険地区が 3,405 箇所ある。そのうちおよそ 60%の箇所で治山事業(後述「事業概要」参照。)が未着手であり、これら未着手の山地災害危険地区において優先的に治山事業を実施し、山地災害の未然防止・軽減を図る必要がある。</p> |
| 山地災害危険地区とは |
| <p>地形地質等が一定の基準以上の地区を調査・把握し、集中豪雨や台風により山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び土石流などによって、人家、公共施設、道路等に直接被害を与える恐れがある地区のこと。</p> |
| 事業概要 |
| <p><治山事業の概要></p> <p>保安林等のうち、荒廃した森林や山地災害が発生する恐れのある森林(山地災害危険地区)において、治山ダム等の設置や植栽・間伐等の森林整備により、森林の持つ防災機能の維持増進を図り、山地災害から未然に県民の生命や財産を守るもの。さらに、災害が発生した森林を早期に復旧させ、被害の拡大を防いだり、森林の持つ水源涵養機能や生活環境保全機能の向上を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしを提供する。</p> |
| 保安林とは |
| <p>県民の暮らしを守るために、国や県で公益上の目的を達成すべき森林を森林法に基づいて指定したもの。保安林に指定されると、その働きが失われないように伐採や開発当の行為が制限される。また、保安林のうち、特に重要な役割を果たすべき森林では、目的を達成するために治山事業を実施し、森林の造成や整備、森林が育つ基盤となる林地を保全するための施設を整備することとなる。</p> |
| <p>これらを前提に、県の治山事業のうち防災関連のものとしては主に以下のような事業を実施している。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">● 保安施設事業(森林法第 41 条) |
| <p>森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号に掲げる保安林の指定目的を達成するために行う森林の造成または維持に必要な事業である。</p> |

第一節 保安林

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備

(後略)

● 地すべり防止工事に関する事業(地すべり等防止法第24条第4項)

地すべり防止施設の新設、改良その他地すべり防止区域のうち、地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定する保安林等がある地域で実施する事業。

具体的には、上記目的を達成するために溪間工(治山ダム工、流路工等)、山腹工(土留工、のり枠工、のり切工、水路工、植生マット工、落石防止工等)の施工等や山地防災パトロールを行っている。

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

<重要業績指標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数

(単位:集落数)

| 年度 | 目標(累計) | 実績(累計) | 年度別目標 | 年度別実績 |
|--------|--------|--------|-------|-------|
| H27 年度 | 1,030 | 1,030 | 3 | 3 |
| H28 年度 | 1,033 | 1,033 | 3 | 3 |
| H29 年度 | 1,036 | 1,037 | 3 | 4 |
| H30 年度 | 1,039 | 1,037 | 3 | 0 |
| R 元年度 | 1,042 | 1,041 | 3 | 4 |
| R2 年度 | 1,045 | 1,044 | 3 | 3 |
| 合計 | - | - | 18 | 17 |
| 目標達成率 | - | - | 94.4% | |

※ 単位は「集落数」のため、1つの集落に対して複数の危険箇所がある場合は、全ての箇所の整備が達成された際に実績として1加算されている。

重要業績指標の達成状況についての評価結果

計画目標の達成率が94.4%と100%未満50%以上の範囲にあるため、順調ではないが計画策定時より一定程度進展している、と評価している。未達要因は、治山施設等築造のために土地所有者から用地利用許可を得るための時間を要したことが主なものである。

なお、令和2年度末の県内における対象となる集落数は2,807集落あり、これに対する整備率は37.2%となっている。

その他の関連する県の計画・施策等

香川県地域防災計画

香川県森林計画

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

<業績評価のための指標>

香川県地域防災計画において以下の指標が設定されている。

山地災害危険地区における治山施設の整備箇所数(H28 -R2年度の累計)

| 年度 | 目標 | 実績 |
|-------------|-------|----|
| H28年度からR2年度 | 75 | 56 |
| 達成率 | 74.7% | |

計画に対し達成率は74.7%であった。保安林所有者の土地の上に構造物等を設置することになるが、土地所有者からその了解を得ることに時間を要した等が主な要因である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

森林法及び地すべり等防止法

国、市町との連携・協力の状況

治山事業に係る施工等について、市町からの要望も踏まえ、連携を取りながら実施している。

| |
|-------------------|
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5. 19. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 691,661 | 673,050 | 766,380 |
| 補正予算額(増減) | 11,708 | 144,775 | 65,762 |
| 計:現年予算額 | 703,369 | 817,825 | 832,142 |
| 前年度明許繰越額 | 228,324 | 231,376 | 402,916 |
| 事故繰越 | - | - | 31,283 |
| 計:予算現額 | 931,693 | 1,049,201 | 1,266,341 |
| 決算額 | 680,916 | 612,851 | 794,050 |
| 翌年度明許繰越額 | 231,376 | 402,916 | 469,513 |
| 翌年度事故繰越 | - | 31,283 | - |
| 不用額 | 19,401 | 2,151 | 2,778 |

5. 19. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|--------------|
| 工事請負費 | 659,388 | 山腹工、谷止工、流路工等 |
| 委託料 | 98,063 | 施設点検業務委託等 |
| その他 | 36,599 | |
| 合計 | 794,050 | |

5. 19. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|------|
| 国庫支出金 | 318,380 | |
| 県債 | 433,000 | |
| 繰越金 | 11,114 | |
| 一般財源 | 31,556 | |
| 合計 | 794,050 | |

5. 19. 5 検証サンプル

前述の「決算額の主な内訳」の工事請負費 659,388 千円及び委託料 98,063 千円の中から以下の請負工事を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を含め検証した。

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 決算額 | 工事名 |
|---------|-------|--------|-------------------------|
| ㈱松尾総合土木 | 工事請負費 | 54,801 | 山腹工 令和元年度No.1 復旧治山事業 |

| | | | |
|--------------|---------|--------|----------|
| (株)赤松建設 | 工事請負費 | 44,328 | 谷止工1個 |
| | 工事請負費 計 | 99,129 | |
| (株)四航コンサルタント | 委託料 | 14,347 | 既設治山施設点検 |
| | 委託料 計 | 14,347 | |

(出典:実施事業明細)

抽出サンプルについては、入札状況及び契約変更内容についても検証を実施した。例えば、下記のような状況であったが、後述の「5.19.7 監査の結果及び意見」記載した事項を除き、特に問題ある内容・事項等は識別されなかった。

| | |
|--------|--------------------------------|
| 契約名 | 令和元年度No.1 復旧治山事業 |
| 契約期間 | 令和元年 11 月 29 日～令和 2 年 3 月 17 日 |
| 工事内容 | 治山土工、山腹基礎工、山腹緑化工 |
| 入札方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 落札業者名 | (株)松尾総合土木 |
| 予定価格 | 93,171 千円(税込) |
| 落札価格 | 88,000 千円(税込) |
| 落札率 | 94.4% |
| 最低制限価格 | 84,701 千円(税込) |
| 入札参加者数 | 5 者 |

2,000 千円の増額変更を行っているが、掘削後現地精査の結果、法面緑化を図る箇所が判明したため、植生マット及び植生基材吹付を追加施工したものである。

5.19.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧（「執行伺書」、「支出命令書」、「出来形部分確認通知書」、「工事請負契約書」、「竣工検査（復命）報告書」、「引渡書」、「委託業務検査調書」、「完了通知書」等）及び資料のサンプルテストの実施。

5.19.7 監査の結果及び意見

5.19.7.1 適正な工期設定に基づいた入札及び契約締結(指摘事項 7)

(発見事項)

「令和元年度No.1 復旧治山事業」の工事請負契約の締結と工期変更に係る手続を時系列で表すと以下の通りである。

(単位:千円)

| 締結日付 | 工期 | 金額(出来高予定額) | 決裁書における変更理由 |
|----------------|----------------------------|------------|--|
| 令和元年 11月29日 | 令和元年11月29日から 令和2年3月17日 | 88,000 | |
| 令和2年 3月4日 | 令和元年11月29日から 令和2年3月31日 | 88,000 | 工事施工に際して工事用資材搬入路を設置していたが、その搬入路利用に関して土地所有者との再調整に不測の日数を要したため工期内の完成が見込めなくなった。 |
| 令和2年 3月18日 | 令和元年11月29日から 令和2年11月20日 | 88,000 | 同上 |

(出典:工事請負契約書、工事請負変更契約書)

先行工事の遅れにより入札公告時点で令和2年3月17日までに工事を完了できる状況ではないにもかかわらず(実績としても同年3月末時点での工事進捗度は33.3%であった)、令和2年3月17日までを工期とする入札を実施、契約を締結した後、明許繰越しの議会承認を受けた翌日の同年3月18日に工期を234日延長して変更契約を締結している。

なお、令和2年3月4日にも工期を14日間延長する変更契約を締結しているが、これは同年3月17日までに明許繰越しの議会承認が得られない状況となったことから、議会承認後に再度契約変更をすることを前提に、一旦期末日までを工期とする変更契約を締結したものである。

「5.7 香東川総合開発事業」の「5.7.7.1 適正な工期設定に基づいた年度協定の締結(指摘事項3)」でも同様の指摘をしている通り、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」では、適切な工期設定の必要性が定められている。本件において、こうした法令や指針に基づいた工期設定の考え方が適切に運用・反映されていたかという点は疑問が残る。

(問題点)

客観的に実施不可能な工期により契約を締結することは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」等の規定を遵守しておらず問題であり、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成するという点から内部統制上も問題である。

(指摘事項 7) 適正な工期設定に基づいた入札及び契約締結

令和2年度に執行された「令和元年度No.1 復旧治山事業」では、当初定めた工期内の完成が見込めないとして工期延長の変更契約を締結しているが、そもそも当初入札・契約で客観的に実施不可能な工期が設定されていたことを原因とする契約変更であったと考えられる。「5.7 香東川総合開発事業」の「5.7.7.1 適正な工期設定に基づいた年度協定の締結(指摘事項 3)」の指摘と同様、国の法令及び指針を遵守するためにも、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期設定をした契約締結が可能となる環境整備が必要である。

具体的には、年度内では適正な工期を確保することができないと見込まれる場合に、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会で繰越明許費の議決を行って適正な工期で契約締結が可能となるような方法等を検討することが考えられる。

5.20 地域公共交通特別支援事業(一部)

5.20.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 交通政策課 |
| 事業実施の必要性 |
| 鉄道施設の老朽化への対応や耐震対策、バス路線の再編など、公共交通における安全安心確保・維持対策等が社会的に求められている。一方で、厳しい経営環境にある事業者の通常の経営努力だけでは対応できない問題に対し、対策をどのように行うかが喫緊の課題であり、こうした観点から、公共交通が地域の特性に応じ効率的に確保・維持されるために必要な支援等を行う必要がある。 |
| 事業概要 |
| 鉄道施設の災害復旧 平成 29 年 9 月に発生した台風 18 号により、護岸倒壊等の被害が発生した JR 予讃線の海岸寺～詫間駅間について、四国旅客鉄道株式会社が行う、同様の被害とならない構造への復旧工事に対し、補助金を交付するもの。 災害復旧に係る総事業費は 608,000 千円を見込んでおり、このうち国が 1/4、県が 1/4、事業者が 1/2 を負担する。 (なお、本事業では、他に防災以外の観点からの取組みとして、鉄道施設老朽化対策、ことぞん沿線地域公共交通総合連携計画推進(新駅・複線化)等を実施している。) |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <事前に備えるべき目標> 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る <重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態> 6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態 <重要業績指標> 該当なし |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 該当なし |
| その他の関連する県の計画・施策等 |

| |
|--|
| 該当なし |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等 |
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 鉄道施設災害復旧事業費補助交付基準 鉄道軌道整備法、鉄道軌道整備法施行令及び鉄道軌道整備法施行規則 香川県鉄道災害復旧事業費補助金交付要綱 |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 災害復旧に係る総事業費のうち、国が 1/4、県が 1/4、事業者が 1/2 を負担する。 なお、国の補助金は県による補助金交付が前提となるため、県は事前に四国旅客鉄道株式会社に対して「災害復旧事業費補助に関する同意について」という書面を提出している。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5. 20. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|---------|---------|
| 当初予算額 | 222,500 | 152,000 | 152,000 |
| 補正予算額(増減) | - | - | △2,000 |
| 計:現年予算額 | 222,500 | 152,000 | 150,000 |
| 前年度明許繰越額 | - | 222,500 | 152,000 |
| 計:予算現額 | 222,500 | 374,500 | 302,000 |
| 決算額 | - | 222,432 | 151,992 |
| 翌年度明許繰越額 | - | 152,000 | 150,000 |
| 不用額 | - | 68 | 8 |

5. 20. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|---------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 151,992 | 補助金 |
| 合計 | 151,992 | |

支出先は、四国旅客鉄道株式会社のみである。

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|-----------|-------------|---------|-------------------------|
| 四国旅客鉄道(株) | 負担金補助金及び交付金 | 151,992 | 災害復旧事業(JR 予讃線 海岸寺-詫間駅間) |

5.20.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|------|
| 国庫支出金 | - | |
| 一般財源 | 151,992 | |
| 合計 | 151,992 | |

5.20.5 検証サンプル

本補助金支出に関する、四国旅客鉄道株式会社が実施した工事の概要は以下のとおりである。なお、令和2年度に補助金として支出された本件は、もともと令和元年6月17日に補助金交付決定通知が出されているが、当初から工事予定時期は文書で令和2年度と記載されている。

<当初予定>

(単位:千円)

| 区分 | 工事番号 | 線別及び位置 | 工事内容 | 種別 | 工事費 | 備考 | 工事予定 |
|--------|-------|------------|------|----|---------|----|------|
| 線路施設復旧 | (3)-1 | 予讃線 海岸寺～詫間 | 土木工事 | 復旧 | 568,000 | 請負 | R2年度 |

(出典:令和元年5月28日付「令和元年度香川県鉄道災害復旧事業費補助金交付申請書」及びその添付書類)

<変更後予定>

(単位:千円)

| 区分 | 工事番号 | 線別及び位置 | 工事内容 | 種別 | 工事費 | 備考 | 工事予定 |
|--------|-------|------------|------|----|---------|----|------|
| 線路施設復旧 | (3)-1 | 予讃線 海岸寺～詫間 | 土木工事 | 復旧 | 568,000 | 請負 | R2年度 |
| 線路施設復旧 | (3)-2 | 予讃線 海岸寺～詫間 | 土木工事 | 復旧 | 40,000 | 請負 | R2年度 |
| | | | | 計 | 608,000 | | |

変更事由:

施工箇所関係者との協議で、海上から施工するためのヤード造成の先行実施が認められたことによる追加工事(工事費40,000千円)。

(出典:令和2年3月19日付「令和元年度香川県鉄道災害復旧事業費補助金交付決定変更申請書」及びその添付書類)

5.20.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関係諸法令条例・規則等(鉄道施設災害復旧事業費補助交付基準、鉄道軌道整備法、鉄道軌道整備法施行令、鉄道軌道整備法施行規則、並びに香川県鉄道災害復旧事業費補助金交付要綱等)の閲覧。

- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施。

5.20.7 監査の結果及び意見

5.20.7.1 補助金の交付決定に係る文書の記録及び保存(指摘事項8)

(発見事項)

本事業は平成29年度からの継続事業であるが、平成30年度から令和2年度までの3期間はいずれも現年予算の全額が次年度に繰り越された後、執行されている。これは、平成30年度に海上施工の了解をとるための地元関係者等との協議に時間がかかり、当初計画より工事が1年ずつ遅れることとなったものの、補助金の予算計上及び交付決定はその後も毎年度行われていることが原因となっている。

具体的には、令和元年度に予算計上・交付決定され令和2年度に実際に交付・執行された補助金について、平成31年2月20日付けの書類では既に対象工事が令和2年度実施予定となっている。従って、少なくとも平成31年2月の時点では該当工事の実施及び補助金支出が令和2年度となることが把握されていたにもかかわらず、予算計上が令和元年度、交付決定も令和元年6月17日に行われていたことになる。

さらに令和2年度に予算計上・交付決定された補助金も全額が令和3年度に繰り越されたが、対象となる工事(工事番号(4)-1 線路施設復旧工事/対象経費600,000千円)は平成31年2月20日付けの書類で既に令和3年度実施予定となっている。つまり、少なくとも平成31年2月の時点では令和3年度に実施予定の工事で補助金支出も令和3年度となることが把握されていたにもかかわらず、令和2年度に予算計上、令和2年8月26日に交付決定を行っている。

県としては、地元関係者等との協議により工事期間が毎年5月から9月と制限されているため、前年度からの事前準備(四国旅客鉄道株式会社と工事事業者との契約及び鋼矢板の重防食加工、護岸パネルの製作等)が不可欠であり、当該準備が事前着手(補助金の交付決定前に工事に着手する状況)とならないよう工事予定年度の前年度に四国旅客鉄道株式会社からの交付申請に基づき交付決定しているとの見解である。ただし、工事の事前準備を前年度から行う計画があったことやこれを事後的に実績報告等で確認したことがわかる文書が残されていない。

なお本件については、国からの補助金も併せて交付される関係から、毎年度「災害復旧事業費補助に関する同意について」という書面を県知事名で四国旅客鉄道株式会社に提出している。当該書面では、「補助事業の交付決定前に着手したものについても、予算の範囲内で補助すること

に同意する旨が明記されており、仮に事前着手があったとしても、補助金の交付を行うことを県は四国旅客鉄道株式会社に対して文書で通知している。

(問題点)

補助対象工事の実施及び補助金の交付が次年度であると判明しているにも拘らず、予算計上及び補助金交付決定を当年度に行っているが、その理由(事前準備を当年度から実施することの必要性等)が文書として記録、保存されていない。こうした状況は、予算を前倒しで確保して安易にこれを繰り越すといった、会計年度独立の原則の例外として限定的に認められた繰越明許費の濫用につながる恐れがあり、問題である。

(指摘事項 8) 補助金の交付決定に係る文書の記録及び保存

鉄道災害復旧事業費補助金について、令和元年度に予算計上・交付決定された対象工事は最初から令和2年度実施予定となっており、令和2年度に予算計上・交付決定された対象工事は最初から令和3年度実施予定となっていて、これらはそれぞれ文書で明記されている。一方で、令和2年度実施予定の対象工事の交付決定を令和元年度に実施する必要性や、令和3年度実施予定の対象工事の交付決定を令和2年度に実施する必要性については文書等での記載がない。

予算を前倒しで確保して安易にこれを繰り越すといった、会計年度独立の原則の例外として限定的に認められる繰越制度の濫用につながらないよう、補助金交付決定年度と対象工事の実施年度が異なる場合は、その年度で交付決定を行う必要性について明確に文書として記録・保存する必要がある。

なお、工事の事前準備に前年度から取り掛かる必要があったため予算計上・交付決定を前年度に行ったという県の説明には一定の合理性が認められるため、具体的にはこうした必要性を交付決定時の決裁文書において明確に記載すること等が考えられる。

<ソフト対策事業>

5.21 ため池ハザードマップ支援事業

5.21.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 土地改良課 |
| 事業実施の必要性 |
| 東日本大震災や平成 30 年 7 月豪雨による災害では、ため池の決壊による甚大な被害が発生しており、これらによって今後の大規模地震や豪雨災害に備えた、ため池対策の重要性と緊急性が改めて認識された。このため、住民の安全・安心に向けたソフト面での緊急対策として、ハザードマップ及び浸水想定区域図の作成支援を実施する。これは、防災の基本である自助・共助・公助のうち、県民による自助・共助の取組みを促進するものであり、この点で必要な施策と言える。 |
| 事業概要 |
| 決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池について、市町によるハザードマップ(*)及び浸水想定区域図(**)の作成を支援する。これにより県民の防災意識の向上を図るとともに、被害の未然防止及び軽減に努める。具体的には、市町が支出したハザードマップおよび浸水想定区域図の制作費用の全額を、県が市町に補助金として交付する。 <ul style="list-style-type: none">● ハザードマップの作成(作成主体は市町)<p>決壊した場合の影響度が大きいため池については、緊急時の避難経路や避難場所を示したハザードマップを作成・公表する。その際、地域住民を含めたワークショップを開催することで地域の意見をハザードマップに反映させるとともに、住民の防災意識の向上を図る。</p>● 浸水想定区域図の作成(作成主体は市町)<p>ため池の周辺住民の安全な避難行動に資するため、全ての防災重点ため池について、ため池氾濫解析を行い、浸水想定区域図を作成・公表する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>* ハザードマップ:ため池が決壊した場合に、住民が迅速かつ安全に避難するために必要な情報を提供することを目的として、浸水想定区域図に避難経路や避難場所を記載したもの。</p><p>** 浸水想定区域図:ため池が決壊した場合に、下流の家屋や公共施設等への影響範囲を明示したもの。</p></div> <p>なお、財源はすべて国庫支出金である。</p> <p>平成 25 年 5 月に農林水産省農村振興局防災課が公表した「ため池ハザードマップ作成の手引き」に基づけば、県の役割は以下が望まれると整理されており、県に期待される役割として、防災・減災対策に係る目標の検討、計画策定、実施促進等が掲げられている。</p> |

| | |
|--|---|
| 都道府県 | <p>①都道府県での防災・減災対策の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災対策にかかる施策・目標の検討、計画策定、実施促進 ・ 施策・取組の市町村への説明・指導・支援 ・ 市町村における施策・取組のモニタリング・フォローアップ <p>②市町村への技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村のため池ハザードマップ作成及び被害予測、被害想定等の検討に対する技術的支援 ・ 過去の被災情報の提供 <p>③市町村間の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の市町村にまたがる場合、市町村間の連携強化 ・ ハザードマップの作成及び公表、利活用に向けた市町村間の調整 |
| <p>(出典:ため池ハザードマップ作成の手引き:農林水産省 農村振興局 防災課 平成 25 年 5 月)</p> | |
| <p>県では、これに従って、「香川県ため池保全管理協議会」を立ち上げる等、市町と連携・協力しながらハザードマップの作成推進等を進めている。</p> | |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 | |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態</p> <p><重要業績指標></p> <p>該当なし</p> | |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 | |
| <p>該当なし</p> | |
| その他の関連する県の計画・施策等 | |
| <p>香川県地域防災計画</p> <p>香川県農業・農村基本計画</p> | |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等 | |
| <p>上記で記載した計画では業績評価のための指標は設定されていない。</p> <p>ただし、ハザードマップ及び浸水想定区域図の作成は、国の方針(「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」(平成 30 年 11 月 13 日 農村振興局整備部)等)に基づいたものであり、これによると令和元年度から令和 2 年度までの 2 年間で防災重点ため池(再選定時 5,849 か所)の全てについて浸水想定区域図を作成することが求められている。</p> <p>また、ハザードマップの作成については令和 2 年度までの作成分について国による全額補助が決定していたことから、決壊した場合の影響が大きいため池については、令和 2 年度までになるべく多くのハザードマップの作成に取り組むこととしていた。</p> | |

防災重点ため池における浸水想定区域図又はハザードマップの作成状況は以下の通りであった。

| 年度 | 浸水想定区域図又はハザードマップを作成したため池数 | 浸水想定区域図又はハザードマップの作成が必要なため池数 | 作成率 |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------|
| H30 年度 | 433 | — | — |
| R 元年度 | 2,715 | 5,849 | 46.4% |
| R2 年度 | 5,516 | 5,516 | 100.0% |
| <i>R2 年度<目標値></i> | — | — | <i>100.0%</i> |

※ (浸水想定区域図等の作成が必要な)防災重点ため池の数について:

「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」(平成 30 年 11 月 13 日 農村振興局整備部)に基づいて令和元年 5 月に防災重点ため池の見直しを行い、5,849 箇所を再選定した。その後浸水想定区域図等の作成の過程で埋没等により作成を要しないことが判明したため池が 333 箇所あったことにより、浸水想定区域図等の作成が必要な防災重点ため池の数は 5,516 箇所となった。

(出典:土地改良課による説明及び関連資料)

遵守すべき(規制を受ける)法令等

該当なし

国、市町との連携・協力の状況

国庫補助金を活用し、市町が行う作成を支援している。

また、「香川県ため池保全管理協議会」において、市町と連携・協力を行うとともに、各市町に対して技術的支援を行っている。

事業区分(継続事業または新規事業)

継続事業

5. 21. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|---------|----------|
| 当初予算額 | - | 405,837 | 410,500 |
| 補正予算額(増減) | - | 251,000 | △202,016 |
| 計:現年予算額 | - | 656,837 | 208,484 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | 444,115 |
| 計:予算現額 | - | 656,837 | 652,599 |
| 決算額 | - | 212,722 | 491,944 |
| 翌年度明許繰越額 | - | 444,115 | 94,307 |
| 不用額 | - | - | 66,348 |

5. 21. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|---------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 491,944 | |
| 合計 | 491,944 | |

5. 21. 4 主な節別の内訳

負担金補助及び交付金の支払先別内訳は以下の通りであった。

(単位:千円)

| 市町 | 決算額 | 事業内容 |
|-------|---------|-----------|
| 三木町 | 20,000 | ハザードマップ一式 |
| 高松市 | 5,600 | ハザードマップ一式 |
| さぬき市 | 69,854 | ハザードマップ一式 |
| 多度津町 | 28,600 | ハザードマップ一式 |
| 観音寺市 | 17,050 | ハザードマップ一式 |
| 三豊市 | 40,726 | ハザードマップ一式 |
| 東かがわ市 | 6,000 | ハザードマップ一式 |
| 坂出市 | 2,000 | ハザードマップ一式 |
| 綾川町 | 4,000 | ハザードマップ一式 |
| 高松市 | 72,843 | 浸水想定区域図一式 |
| さぬき市 | 38,524 | 浸水想定区域図一式 |
| 東かがわ市 | 34,371 | 浸水想定区域図一式 |
| 丸亀市 | 26,020 | 浸水想定区域図一式 |
| 坂出市 | 7,590 | 浸水想定区域図一式 |
| 善通寺市 | 8,360 | 浸水想定区域図一式 |
| 観音寺市 | 15,300 | 浸水想定区域図一式 |
| 三木町 | 35,106 | 浸水想定区域図一式 |
| 三豊市 | 52,000 | 浸水想定区域図一式 |
| 土庄町 | 2,600 | 浸水想定区域図一式 |
| 小豆島町 | 5,400 | 浸水想定区域図一式 |
| 合計 | 491,944 | |

5. 21. 5 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|---------|------|
| 一般財源 | - | |
| 国庫支出金 | 491,944 | |
| 合計 | 491,944 | |

5. 21. 6 検証サンプル

主な節別の内訳の中から、「三木町 2 期地区のハザードマップ作成補助(7,500 千円)」を任意に抽出し、支出負担行為に至る一連の資料を閲覧、検証した。

(単位:千円)

| 地区名 | 実施主体 | 工期 | 総事業費 | 主な内容 |
|-----------|------|--------|--------|---|
| 三木町 2 期地区 | 三木町 | 令和 2 年 | 7,500 | 三木町は(株)日本インシークにハザードマップ作成を委託しており、県は当該費用を補助 |
| 三木町地区 | 三木町 | 令和 2 年 | 12,500 | 「三木町地区のハザードマップ作成補助」に係る補助金(前年繰越予算分)。 |
| 三木町・合計 | | | 20,000 | |

5. 21. 7 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等(香川県補助金等交付規則、ため池ハザードマップ支援事業補助金交付要綱)の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、上記サンプル(三木町 2 期地区のハザードマップ作成補助)の関連資料(令和 2 年度農業水路等長寿化・防災減災事業交付金交付申請書、ため池ハザードマップ支援事業補助金の交付決定について、支出命令書等)の閲覧およびサンプルテストの実施。

5. 21. 8 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5.22 浸水想定図等検討事業

5.22.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 河川砂防課 |
| 事業実施の必要性 |
| <p>近年、洪水や津波など、想定を超える災害が発生していることから、未だ経験したことのない規模の災害から命を守り、社会経済に壊滅的な被害が生じないようにすることが重要であるという考えのもと、平成 27 年 5 月に水防法が改正された。この法律では、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が新たに創設された。</p> <p>高潮浸水想定区域図は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に想定される浸水の危険性について、県民に周知し、避難等の対策を講じることを目的として作成しているものであり、水防法に基づいた防災に係る取り組みとして必要なものである。</p> |
| 事業概要 |
| <p>本事業は、平成 27 年 7 月に公表された「高潮浸水想定区域図作成の手引き」及び「高潮特別計画区域の設定要領」に基づき、讃岐阿波沿岸・燧灘沿岸域において想定し得る最大規模の台風に対する危機管理・避難体制の充実を図るため、高潮浸水シミュレーションを実施し、高潮浸水想定区域図の作成を行うとともに、高潮特別警戒水位を設定することを目的としている。</p> |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する 7 制御不能な二次災害を発生させない <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p><重要業績指標></p> <p>該当なし</p> |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 該当なし |
| その他の関連する県の計画・施策等 |

| |
|--|
| 香川県地域防災計画 |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等 |
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 水防法 |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 本事業の結果は、県民への情報提供のみならず、市町が作成するハザードマップや避難計画等の基礎情報として活用される。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5.22.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | - | 51,000 | 65,000 |
| 補正予算額(増減) | - | - | - |
| 計:現年予算額 | - | 51,000 | 65,000 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | - | - | 65,000 |
| 決算額(明許) | - | - | - |
| 決算額(現年) | - | 51,000 | 11,207 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | 53,793 |
| 不用額 | - | - | - |

5.22.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-----|--------|---|
| 委託料 | 11,207 | 香川県高潮浸水想定区域検討業務委託 2,167 千円、柞田川外2河川洪水浸水想定区域検討事業測量業務 9,040 千円 |
| 合計 | 11,207 | |

5.22.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 11,207 | |
| 合計 | 11,207 | |

5.22.5 検証サンプル

前述の決算額の主な内訳の中から、以下の取引を抽出し支出負担行為に至る一連の関連資料を閲覧した。なお、以下の契約のうち当期は前払金 2,167 千円のみが決算額に計上されている。

| | |
|---------|------------------------------|
| 契約名 | 香川県高潮浸水想定区域検討業務委託 |
| 契約期間 | 令和元年 8 月 9 日～令和 2 年 3 月 25 日 |
| 業務委託内容 | 高潮浸水想定区域図作成業務 |
| 契約方法 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 業務委託業者名 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 |
| 落札価格 | 31,570 千円(税込) |
| 落札率 | 70.0% |
| 入札参加者数 | 6 者参加 |
| 変更後金額 | 38,885 千円(税込) |

5.22.6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧の実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.22.7 監査の結果及び意見

5.22.7.1 入札・発注後の委託内容の大幅な追加による契約変更(指摘事項 9)

(発見事項)

「香川県高潮浸水想定区域検討業務委託」では、令和 3 年 3 月 9 日付の執行伺変更書によって「津波浸水被害額の算定及び費用対効果」と「五郷ダムにおける事前放流による治水効果」の業務を追加し、当初契約からの変更契約として取り扱っているが、追加した業務は高潮浸水想定区域の検討業務とは別の成果物・業務内容となっている。いったん入札・落札した委託業務について業務内容を新たに追加し契約変更として取り扱ったものであり、当該変更により契約金額は 31,570 千円(税込)から 7,315 千円(税込)増額(増額率 23%)され、38,885 千円(税込)となっている。

また、執行何変更書の変更理由には、「業務の実施にあたり関係機関との協議の結果、必要が生じたことによる」とのみ記載されており、追加された2つの業務委託が契約変更の範囲内であり契約変更として取り扱うことの適否についての明確な記載は行われていない。

(問題点)

当初契約とは別の委託内容の業務を2つ追加しながら、契約の変更として取り扱うことは、入札の公平性、機会の均等性、透明性及び低価格による契約といった競争入札制度の趣旨を逸脱するものであり問題である。

(指摘事項9)入札・発注後の委託内容の大幅な追加による契約変更

「香川県高潮浸水想定区域検討業務委託」について、落札・発注後に別の成果物となる「津波浸水被害額の算定及び費用対効果」及び「五郷ダムにおける事前放流による治水効果」の業務を追加して契約内容の変更としているが、入札の公平性、機会の均等性、透明性及び低価格による契約といった競争入札制度の趣旨を逸脱しないためには、追加された2つの業務は契約の変更ではなく、新たに別の入札として取り扱う必要がある。

また、契約変更を行う場合には、それが本当にやむを得ない変更であり、請負差金等を安易に流用した変更契約でないことについて十分に検討のうえ、その内容が記録、保存される必要がある。

5.23 香川 DMAT 研修等事業

5.23.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 医務国保課 |
| 事業実施の必要性 |
| <p>救急医療は公共性・公益性の観点から、また一定の医療水準を確保するためにも、県の財政措置が必要である。具体的には、災害時医療体制を含む救急医療体制については、体系的な体制整備が必要となるが、これらの体制整備は医療機関の経営上は不採算であり、十分に整備されない可能性があるため、運営に対する支援が必要である。</p> <p>こうした観点から救急医療体制の一層の整備及び災害時医療体制の整備を図ろうとするのが救急医療対策費であり、この中の災害時医療体制整備事業の一つの取組みとして香川 DMAT 研修等事業が含まれている。</p> |
| 事業概要 |
| <p>本事業で実施する研修として当初予算で想定していたものは以下の 4 つであったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響からこのうち香川 DMAT 研修の 1 つしか実施できていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 香川 DMAT 研修（委託先:香川県立中央病院）：令和 2 年度は中止 <p>厚生労働省主導で研修・養成が行われる日本 DMAT に対し、香川県主導で研修・養成が行われているのが香川 DMAT であり、本事業は香川 DMAT の養成のための研修の事業である。災害拠点病院、広域救護病院及び県内各病院の医師、看護師、事務職員等を対象として、大規模災害の急性期に行う救急活動を学ぶための研修を行う。</p> |
| <p>DMAT:Disaster Medical Assistance Team</p> <p>大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームのこと。医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の計 4 名を 1 チームとしている。</p> <p>DMAT には日本 DMAT と香川 DMAT があり、日本 DMAT は厚生労働省が平成 17 年 4 月に発足させた組織で、香川 DMAT は香川県が独自に平成 28 年に発足させた組織となる。前者は大規模災害時に全国から派遣され、後者は主に県内の災害に対して活動を行うことが主な目的となる。ただし両者は対立するものではなく、県外での活動に必要な知識を除き共通の知識を持っており、県内での災害時には同一の指揮下で活動を行う。</p> <p>（出典：香川県医療救護計画）</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 香川 MCLS 研修（委託先:社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院）：令和 2 年度 |

は中止

災害医療や防災業務に従事する者が、災害時に発生する多数傷病者への対応を適切に行うことにより、傷病者の救命率等の向上に資することを目的として、消防・警察・医療関係者等が多数傷病者への適切な対応(トリアージ等)を学ぶとともに、DMAT 等と連携するために必要な統一化された活動方針と共通言語を学ぶ研修を行う事業である。

MCLS:Mass Casualty Support

多数傷病者への医療対応標準化トレーニングコースのこと

- 香川 JMAT 研修 (委託先:一般社団法人香川県医師会)

医師・看護師等が避難所等で医療ニーズに対応するための心構え・知識・対応力・実践的な訓練を学ぶための研修を行う。DMAT が災害発生後 48 時間以内から約 1 週間程度の期間で活動する医療チームであるのに対し、JMAT は災害発生後 1 週間後からそれ以降の期間で活動する医療チームである。(令和 2 年度は Web 形式での研修を実施。)

JMAT:Japan Medical Association Team

日本医師会災害医療チーム。災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う医療チームのこと。

(出典:災害医療大学 HP)

- 香川県災害医療コーディネーター研修(県が直営) :令和 2 年度は中止

災害時に広域的な医療救護活動の総合調整を行う必要があると認められた場合には、地域の医療機関の事情などに精通した医師等から選任された災害医療コーディネーターを、県災害対策本部(保険医療調整本部)または県保健福祉事務所等に設置する。

本事業は、こうした災害医療コーディネーターのうち、災害時に保健所等において代表的な役割を果たす資質を持つ医師及び災害時に地域災害医療コーディネーターと連携を図る保健所職員を対象に、災害時の医療コーディネーターの能力の向上を図るために実施する研修である。

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

7 制御不能な二次災害を発生させない

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

<重要業績指標>

前述の「2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能等の麻痺」に対応する重要業績指標として、本事業に関連する重要業績指標として「災害派遣医療チーム(DMAT)の数」が選定されている。

災害派遣医療チーム(DMAT)の数

| 年度 | 実績値 |
|--------------------|--------|
| H27 年度 (計画策定年度) | 25 チーム |
| H28 年度 | 33 チーム |
| H29 年度 | 38 チーム |
| H30 年度 | 42 チーム |
| R 元年度 | 46 チーム |
| R2 年度 | 45 チーム |
| <目標値> R2 年度 | 30 チーム |

重要業績指標の達成状況についての評価結果

災害派遣医療チーム(DMAT)の数は、令和 2 年度において 30 チームの組成を当初目標としていたのに対し、45 チーム組成されており、十分に計画が達成できている。

その他の関連する県の計画・施策等

第七次香川県保健医療計画

香川県医療救護計画

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

第七次香川県保健医療計画では種々の数値目標が設定されている。その中で防災及び本事業に関連する数値目標は、前述の重要業績指標と同じ「災害派遣医療チーム(DMAT)の数」となっている。

第七次香川県保健医療計画の計画期間は平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で、数値目標は令和 5 年度までに災害派遣医療チーム(DMAT)を 52 チーム組成することを目標としている。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

特になし

国、市町との連携・協力の状況

DMAT 研修について、日本 DMAT 隊員の養成研修は厚生労働省が実施し、香川 DMAT 隊員の養成研修は県が実施する、という役割分担を行っている。

事業区分(継続事業または新規事業)

平成 28 年度からの継続事業である。

5.23.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 当初予算額 | 5,100 | 5,100 | 5,101 |
| 補正予算額(増減) | - | - | - |
| 計:現年予算額 | 5,100 | 5,100 | 5,101 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | 5,100 | 5,100 | 5,101 |
| 決算額 | 4,430 | 3,409 | 570 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | - |
| 不用額 | 670 | 1,691 | 4,531 |

5.23.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-----|------------------------|
| 委託料 | 500 | JMAT 研修 |
| 需用費 | 53 | 食糧費 3、印刷製本費 30、消耗品費 20 |
| 使用料及び賃借料 | 13 | 会議室使用料 |
| 旅費 | 4 | 職員旅費 |
| 合計 | 570 | |

5.23.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|------|
| 国庫支出金 | - | |
| 一般財源 | 570 | |
| 合計 | 570 | |

5.23.5 主な節別の内訳

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|------------------|----------|-----|------------|
| 一般社団法人 香川県医師会 | 委託費 | 500 | 研修委託 |
| 公金振替 | 需用費 | 50 | 印刷製本費、消耗品費 |
| 公益財団法人 かがわ健康福祉機構 | 使用料及び賃借料 | 13 | 会議室使用料 |

5.23.6 検証サンプル

前述の主な節別の内訳の中から、一般社団法人香川県医師会に支出した 500 千円に係る支出負担行為に至る一連の関連資料を閲覧した。

研修会のテキスト等からは、質量とも十分な内容の研修が 38 名に対して適切に実施されているとの印象を受けた。

| 執行伺書(R2.5.25 決裁)の主な内容 |
|--|
| <p>随意契約の理由 一般社団法人香川県医師会は当該研修を実施するに当たって、必要な講師(医師)等の手配が可能であり、研修に必要な専門的な知識や技術等を保有している県内唯一の団体であり、競争原理に基づく最低価格者を契約者とすることは適さないため、香川県会計規則第 184 条第 6 項の規定に基づき、随意契約とする。</p> <p>前年度の契約金額 1,000 千円</p> <p>予定価格調書及び見積書徴収の省略理由 委託金額は、県から金額を提示した委託であることから、香川県会計規則 147 条第 3 項の規定に基づき、予定価格調書の作成は省略し、見積書についても同 186 条の規定により徴収しないこととする。</p> |
| 災害時医療研修業務委託契約書(R2.5.29 締結)の主な内容 |
| <p>委託期間 令和 2 年 5 月 29 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>委託料 1,000 千円(消費税及び地方消費税を含む)</p> |
| 執行伺変更書(R2.12.21 決裁)の主な内容 |
| <p>変更理由 災害時医療研修業務については、5 月 29 日付けで一般社団法人香川県医師会と委託契約を締結しているところであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催方法を変更して実施したことから、変更契約を締結するものである。(事前打ち合わせを Web 会議に変更したことから、ファシリテーターへの謝金が不要となったことが主な変更点。)</p> <p>当初契約額 1,000 千円</p> <p>変更後契約額 500 千円</p> |
| 災害時医療研修業務委託契約の一部を変更する契約書(R2.12.21 締結)の主な内容 |
| <p>委託料の額を 1,000 千円(税込)から 500 千円(税込)に変更。</p> |
| 請求書～支出命令書等 |
| <p>請求書(R3.1.8) 請求額:500 千円</p> <p>業務委託検査調書(R3.1.8 付) 検査結果:適正に執行・管理されている。</p> <p>研修実施報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施年月日:R2.11.3 ・会場:WEB で実施 ・実施内容: <ul style="list-style-type: none"> 講演「JAMT 総論」20 分・受講者人数 38 名 実習「Web 会議システムを用いた医師会の情報共有」60 分・受講者人数 38 名 講演「新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル」30 分・受講者人数 38 名 ・委託費精算書 <ul style="list-style-type: none"> 報償費 206 千円(講師 9 名謝金)、旅費 64 千円(打合せ会交通費 5 日分 49 千円、研修会交通費 4 名 15 千円)、需用費 215 千円(消耗品代 175 千円他)、役務費 15 千円(通信費等) ・研修会参加者名簿 ・その他使用テキスト等参考資料 |

5.23.7 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング等の実施。
- ② 防災に関する各種計画(第七次香川県保健医療計画、香川県医療救護計画)等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング及び関連資料の閲覧の実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.23.8 監査の結果及び意見

5.23.8.1 業績評価のための指標の設定(意見事項 15)

(発見事項)

本事業の業績評価のための指標は、香川県国土強靱化地域計画において重要業績指標としている「災害派遣医療チーム(DMAT)の数」であるが、この災害派遣医療チームとは日本 DMAT のことを指しており、香川 DMAT のことではない。日本 DMAT は厚生労働省が開催する日本 DMAT 養成研修を受講すること等が資格の要件となっており、研修の受講人数は厚生労働省が一定数を県に割り振っていて県の方針のみで決められるものではない。

厚生労働省から割り振られた一定数の研修受講人数に対して、県内でこれを満たすだけの応募を確保する取組みを行うという意味では、日本DMATの数を業績評価のための指標とすることにも一定の意義は認められる。ただし、より積極的に取り組もうとした場合は、日本 DMAT の数の増加は厚生労働省の研修受講者数の割り当てが上限となるため県が全体を十分コントロールできる指標とは言い難い。

(問題点)

県が十分にコントロールできない指標のみをもって業績評価のための指標とすると、コントロール不能な外部要因で指標が変動し正しく業績評価が行われない可能性があり問題である。

(意見事項 15)業績評価のための指標の設定

日本 DMAT(災害派遣医療チーム;災害の急性期(概ね 48 時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム(医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の計 4 名で 1 チーム))の数を増加させることは、災害発生時に県民及びその周辺地域の住民の生命を守ることに直接的につながる重要な施策であり、そのため香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標にもなっている取組みである。

ただし、日本 DMAT は厚生労働省が各都道府県に受講者数を割り当てて行う研修等が資格要件のため、県が積極的に数を増やそうとしても割り当てられた研修受講者数が上限となり県の方針だけでその数が決まる性質のものではない。

業績評価のためには、当該重要業績指標以外にも、県が十分コントロール可能な目標値を設定することが望ましい。具体的には、例えば日本 DMAT に香川 DMAT(県が開催する研修の受講等が資格要件となっている災害派遣医療チーム)も含めたチーム数を業績評価のための指標とすれば、県としてコントロール可能であり、かつ積極的にこれを増加させる取組みを行うことで DMAT への理解と積極的な参加への気運の醸成・裾野の拡大にもつながり、結果として日本 DMAT の数の増加にもつながるものと考えられる。

5.24 広域河川改修事業等(ソフト)

5.24.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 河川砂防課 |
| 事業実施の必要性 |
| 洪水、高潮等による災害を防止するためには、ハード面の対応のみならず、洪水ハザードマップの作成公表などのソフト対策を整備し、県民による自助・共助の取組みを促進すること県として重要かつ必要な施策であると認識されている。 |
| 事業概要 |
| <p>洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定するための「洪水浸水想定区域図」を作成する。</p> <p>併せて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 洪水時に家屋が流出・倒壊のおそれがある範囲を示し、屋内安全確保(垂直避難)の適否の判断等に活用できる「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」の作成 ● 洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示し、仮に屋内安全確保により身体・生命を守れたとしてもその後の長時間の浸水による立ち退き避難(水平避難)の要否の判断や企業 BCP の策定に有効となる「浸水継続時間等の表示」等の作成 <p>等を実施する。</p> |
| <p style="text-align: center;">洪水浸水想定区域図</p> <p>平成 27 年に改正された水防法第 14 条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域等を示すもの。</p> <p>※想定し得る大規模の降雨とは、1,000 年に 1 度(年超過確率 1/1,000)程度の大雨</p> |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する 7 制御不能な二次災害を発生させない <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> |

| |
|--|
| <重要業績指標> |
| 該当なし |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 該当なし |
| その他の関連する県の計画・施策等 |
| 該当なし |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標 (KPI) 及びその達成状況等 |
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 河川法、水防法 |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| <p>洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、市町では、水防法に基づいた市町村地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設等を記載するとともに、これらについてハザードマップを作成し、住民等に周知しなければならない。</p> <p>また、市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は水防法に基づき、避難の確保や浸水の防止等を図るための計画を作成し、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。</p> |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5. 24. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|---------|---------|
| 当初予算額 | 53,400 | 52,294 | 53,052 |
| 補正予算額(増減) | 8,600 | 3,706 | 76,748 |
| 計: 現年予算額 | 62,000 | 56,000 | 129,800 |
| 前年度明許繰越額 | 75,000 | 62,000 | 54,212 |
| 計: 予算現額 | 137,000 | 118,000 | 184,012 |
| 決算額(明許) | 75,000 | 62,000 | 50,212 |
| 決算額(現年) | - | 1,788 | 15,250 |
| 翌年度明許繰越額 | 62,000 | 54,212 | 114,550 |
| 不用額 | - | - | 4,000 |

5. 24. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|------|
| 委託料 | 37,723 | |
| 工事請負費 | 23,988 | |
| その他 | 3,751 | |
| 合計 | 65,462 | |

5. 24. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|------|
| 国庫支出金 | 32,855 | |
| 県債 | 31,000 | |
| 一般財源 | 1,607 | |
| 合計 | 65,462 | |

5. 24. 5 検証サンプル

「決算額の主な内訳」の中から、以下の取引についてサンプルとして抽出し、支出負担行為に至る一連の関連資料等を閲覧、検証した。

| | |
|--------|---------------------|
| 契約名 | 広域河川 弘田川 洪水浸水想定区域検討 |
| 契約期間 | 令和2年7月27日～令和3年3月16日 |
| 業務委託内容 | 洪水浸水想定区域検討業務 |
| 契約方法 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 業者名 | 応用地質㈱ |
| 委託価格 | 7,650千円(税抜) |
| 参加者数 | 4者 |

(出典:執行伺書)

5. 24. 6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5. 24. 7 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5.25 通常砂防事業等(ソフト)

5.25.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 河川砂防課 |
| 事業実施の必要性 |
| 「5.25.1 通常砂防事業等(ハード)」での記載の通り、砂防ダムや流路工などの砂防施設の整備等による流出土砂の調節や土石流の抑制・抑止等、いわゆるハード面の整備が必要なことは言うまでもない。本事業は、そうしたハード面の対策と並行して、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行う等、ソフト面からの対策を推進するものであり、必要な事業と言える。 |
| 事業概要 |
| 土砂災害防止法に基づいて既に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別計画区域に指定している区域のうち、基礎調査後に地形の改変が確認された箇所について見直しを行い、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を行う予定である。 具体的には、当期は急傾斜地等の基礎調査等を実施している。 |
| 香川県国土強靱化地域計画との関連 |
| <p><事前に備えるべき目標></p> <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p><重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態></p> <p>1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態</p> <p><重要業績指標></p> <p>該当なし</p> |
| 重要業績指標の達成状況についての評価結果 |
| 該当なし |
| その他の関連する県の計画・施策等 |
| 該当なし |
| 上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等 |
| 該当なし |

| |
|-------------------|
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 土砂災害防止法 |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 該当なし |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5.25.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|---------|--------|
| 当初予算額 | 18,700 | 21,790 | 12,270 |
| 補正予算額(増減) | 15,580 | △15,560 | 6,430 |
| 計:現年予算額 | 34,280 | 6,230 | 18,700 |
| 前年度明許繰越額 | - | 33,013 | 6,000 |
| 計:予算現額 | 34,280 | 39,243 | 24,700 |
| 決算額(明許) | - | 33,013 | 6,000 |
| 決算額(現年) | 1,267 | 230 | 4,798 |
| 計:決算額 | 1,267 | 33,243 | 10,798 |
| 翌年度明許繰越額 | 33,013 | 6,000 | 13,902 |
| 不用額 | - | - | - |

5.25.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-----|--------|--|
| 委託料 | 10,100 | 「砂防及び急傾斜地基礎調査業務委託」、「急傾斜地基礎調査業務委託(その1)」、及び「急傾斜地基礎調査業務委託」(いずれも土砂災害警戒地区の調査業務) |
| その他 | 698 | |
| 合計 | 10,798 | |

5.25.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|------|
| 国庫支出金 | 3,366 | |
| 県債 | - | |
| 一般財源 | 7,432 | |
| 合計 | 10,798 | |

5. 25. 5 検証サンプル

前述の「決算額の主な内訳」の委託費 10,100 千円の中から以下の委託業務を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料を閲覧、検証した。(なお、以下の委託価格 6,160 千円のうち、当期決算額に入っているのは前払いした 2,030 千円のみである。)

| | |
|--------|----------------------------------|
| 契約名 | 砂防及び急傾斜地基礎調査業務委託 |
| 契約期間 | 令和 2 年 11 月 19 日～令和 3 年 3 月 25 日 |
| 業務委託内容 | 土砂災害防止法に基づく基礎調査業務 |
| 契約方法 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 業者名 | 大日本コンサルタント(株) |
| 委託価格 | 6,160 千円(税抜) |
| 参加者数 | 3 者 |

(出典:執行伺書)

※委託価格のうち、当期決算額に入っているのは前払の 2,030 千円分のみである。

5. 25. 6 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5. 25. 7 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5.26 備蓄物資整備事業

5.26.1 事業の概要

| |
|---|
| 所管課 |
| 危機管理課 |
| 事業実施の必要性 |
| 香川県防災対策基本条例に定める公助としての役割を適切に果たすため、市町の防災対策を促進するとともに、県の防災対策を推進する一環として、災害発生時の避難者及び県職員に対する必要な物資を整備することは県の事業として必要なものである。 |
| 事業概要 |
| <p>県及び市町の防災対策を強化し、公助としての役割を果たすことを目的として、大規模災害等に備えて、避難者に必要な備蓄物資を整備・更新するとともに、災害応急対策に必要な資機材や職員用の備蓄物資についても整備・更新する。</p> <p>県による備蓄物資は、「緊急物資の備蓄マニュアル(平成 27 年 5 月 香川県)」に基づいて平成 29 年度までに計画的に整備されている。本事業は、既存の備蓄物資のうち、賞味期限(原則として食料 5 年、飲料 7 年)等の関係で更新が必要な物資を購入するとともに、更新物資を県民に配布する等の有効活用を図るものである。</p> |
| <緊急物資の備蓄マニュアル(平成 27 年 5 月 香川県)より抜粋(一部要約有り)> |
| <ul style="list-style-type: none">● 備蓄物資の基本的な考え方 大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限に留めるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。● 県民による備蓄(自助) 大規模災害の発災直後、被災地域では行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられることから、まずは被災者自身で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも 3 日分、出来れば 1 週間分程度の備蓄に努める。● 地域等による備蓄(共助) 大規模災害等の発災直後、事業所等は、建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保する等のために、従業員等を一定期間事業所に留め置く必要がある。このため、事業所等は従業員等の 3 日以上分の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。● 市町及び県による備蓄(公助) 市町及び県による備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われる。県民が災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を |

予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがあり、市町及び県による公的備蓄は、そうした住民(避難者)に対応するために、食料や飲料水、日用品等について一定量の備蓄を行う。

● 県備蓄物資の数値目標等について

平成 25 年 8 月 28 日に県で策定した「香川県地震・津波被害想定(第二次公表)」における最大クラスの地震・津波による避難所への避難者数(119,000 人と想定)の 1 日分を、県及び市町が協力して(折半して)現物備蓄する。

具体的には、発災後 4 日目以降は国や他県等の救援物資が供給されると考え、それまでの 3 日分について、うち 1 日分を県及び市町が協力して備蓄し、残り 2 日分を協定等による流通備蓄(地元のスーパーマーケット等と災害時に必要な物資を提供してもらう協定を結んでいる)により対応する。

● 職員用備蓄について

県は、大規模災害発生時に災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、必要最小限度の食料及び飲料水を備蓄する。備蓄数量は、大規模災害発生時の第 3 次配備である全所属の全職員(約 2,800 人)の約 7 割である 2,000 人の 3 日分の食料及び飲料水となっている。

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<重要業績指標>

該当なし

重要業績指標の達成状況についての評価結果

該当なし

その他の関連する県の計画・施策等

香川県地域防災計画

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

該当なし

遵守すべき(規制を受ける)法令等

| |
|---|
| 香川県防災対策基本条例 緊急物資の備蓄マニュアル |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 備蓄物資は最大クラスの災害発生時に避難所に避難する県民の1日分の必要量を、市町と折半する形で整備している。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 継続事業 |

5.26.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 34,755 | 18,461 | 14,402 |
| 補正予算額(増減) | △2,510 | - | △881 |
| 計:現年予算額 | 32,245 | 18,461 | 13,521 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | 32,245 | 18,461 | 13,521 |
| 決算額 | 31,692 | 15,796 | 12,862 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | - |
| 不用額 | 553 | 2,665 | 659 |

5.26.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|----------|----------|--------------------------|
| 需用費 | 12,640 | |
| (消耗品費) | (12,258) | |
| (印刷製本費) | (0) | |
| (修繕料) | (382) | |
| 委託料 | 219 | 運搬費(入替品の小学校等への配賦に係る配送委託) |
| 使用料及び賃借料 | 3 | |
| 合計 | 12,862 | |

5.26.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 12,862 | |
| 合計 | 12,862 | |

5.26.5 主な節別の内訳

(単位:千円)

| 案件名 | 支出先(落札業者名) | 節 | 金額 | 入札方式 | 応札者数 |
|------------|------------------|------|--------|----------|------|
| 主食類 | (株)中幸船具店 | 消耗品費 | 2,523 | 一般競争入札 | 4 |
| 保存パン | (株)グリーンクロス 高松営業所 | 消耗品費 | 4,126 | 一般競争入札 | 2 |
| 保存用ビスコ | (株)岩本商会 高松支店 | 消耗品費 | 2,757 | 一般競争入札 | 2 |
| お粥 | (株)オノコー商事 | 消耗品費 | 2,247 | 一般競争入札 | 3 |
| 調製粉乳 | 香川県庁消費生活協同組合 | 消耗品費 | 444 | 定期一般競争見積 | 1 |
| 備蓄用発熱材 | ミドリ安全高松(株) | 消耗品費 | 121 | 定期一般競争見積 | 1 |
| コンクリートブロック | (有)宇賀壽一商店 | 消耗品費 | 18 | 定期一般競争見積 | 1 |
| 乳児用液体ミルク | 香川県庁消費生活協同組合 | 消耗品費 | 21 | 定期一般競争見積 | 2 |
| 合計 | | | 12,258 | | |

5.26.6 検証サンプル等

<支出負担行為に至る一連の資料のサンプル検証>

前述の主な節別の内訳の中から、主食類((株)中幸船具店・2,523千円)、保存パン((株)グリーンクロス・4,126千円)及び保存用ビスコ((株)岩本商会・2,757千円)について支出負担行為に至る一連の関連資料を閲覧した。

(単位:千円)

| 案件名 | 予定価格 | 入札書比較価格(※1) | 入札者数 | 入札金額(税抜) | 落札者 | 落札金額(税込) | 落札率 |
|--------|-------|-------------|------|---|---------------------|----------|-------|
| 主食類 | 2,664 | 2,467 | 4者 | A社:2,336 B社:2,582 C社:3,191 D社:3,347 (3者は予定価格超過) | (株)中幸船具店 | 2,523 | 94.7% |
| 保存パン | 4,178 | 3,869 | 2者 | A社:3,821 B社:4,805 (1者は予定価格超過) | (株)グリーンクロス 高松営業所 | 4,126 | 98.7% |
| 保存用ビスコ | 2,807 | 2,599 | 2者 | A社:2,554 B社:3,128 (1者は予定価格超過) | (株)岩本商会 高松支店 | 2,758 | 98.2% |

※1 予定価格の税抜金額

参考:主食類の入札時の仕様書

下記の備考で指定している、ダンボールの箱の側面2面以上に必要事項を記載する方式は他の入札時の仕様書でも記載されていた。

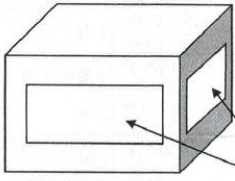
| 仕様書の主な内容 |
|---|
| 品名:災害備蓄品(主食類) ・アルファ米(白飯以外・自立式・スプーン付) ・うどん・ラーメン(割箸又はフォーク付) などのいずれか1種 <参考品> ○アルファ食品(株) 安心米わかめご飯 |

○尾西食品(株) 尾西のわかめごはん
 ※同等品を可とするが、上記の参考品以外の物品を納品する場合は、一般競争入札参加資格確認申請に当たり、機能・諸元証明書にカタログの写し等を添付して提出すること。

納入条件:

- 規 格:1食あたり300kcal以上で、常温の水で調理可能なもの
- 賞味期限:令和2年11月以降に製造されたもので、製造から5年以上保存可能なもの
- 数 量:16,450食
- 納入期限:令和3年2月26日(金)
- 納入場所:別紙のとおり
- 備 考:ダンボールの箱に詰め、1ケースごとに下記の内容を隣り合う側面(上下を除く)2面以上に目立つように表示すること。

<記載例>



| 香川県災害対策備蓄物資 | |
|-------------|-----------|
| 品名 | 主食類 () |
| 納入年月日 | (西暦)〇〇年〇月 |
| 賞味期限 | (西暦)〇〇年〇月 |
| 規格・数量 | ()食 |
| 原材料等 | (※記入例参照) |
| 製造者 | ㈱〇〇〇〇 |
| 納入者 | ㈱〇〇〇〇 |

※「原材料等」記入例(原則、商品の原材料名欄をそのまま記載すること。)

うるち米、具(人参・油揚げ・ごぼう・椎茸・こんにゃく)、植物油脂、醤油、砂糖、食塩、ソルビトール、調味料(アミノ酸)、酸化防止剤(ビタミンE)、原材料の一部に小麦を含む。

<現場視察>

香川県消防学校保管の備蓄物資について保管・管理の状況等を確認するために現場視察を実施した。端数となっているケース数のカウント誤りが一部見られたが、物資は整然と保管されており、管理状況は概ね良好であった。また棚には棚番が付され、どの在庫がどの棚番に保管されているかの在庫配置図が倉庫に掲示される等、緊急時にも適切に必要な物資が搬出できる体制が整っているように見受けられた。





5. 26. 7実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等(香川県防災対策基本条例、緊急物資の備蓄マニュアル等)の閲覧。
- ② 防災関連施設の管理及び物品管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング、管理台帳等の関連資料の閲覧。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5. 26. 8監査の結果及び意見

5.26.8.1 備蓄物資に係る帳簿と現品の照合方法及び報告体制の整備(指摘事項 10)

(発見事項)

本事業による備蓄物資の更新作業は、備蓄物資の管理台帳上で把握されている品目別の賞味期限(又は使用期限)・更新基準年度等に基づいて実施されている。備蓄物資の管理にはエクセ

ルで作成した台帳が利用されており、品目毎に納品日・賞味(使用)期限・更新基準年度・保管地区(市町)・保管施設名・(保管施設の中の)保管場所等の情報が把握できるようになっている。また、保管状況は国の「物資調達・輸送調整等支援システム」というシステムに登録され、共有化が図られている。これらをサンプルベースで閲覧したところ、台帳による備蓄物資の管理状況はおおむね良好であるとの印象を受けた。

一方で、台帳に記載された備蓄物資については物資の更新に合わせて定期的に数量及び品質を確認することとしているが、帳簿と現品を漏れなく照合して数量確認を実施する体制とはなっておらず、また漏れなく照合・数量確認したことを証跡として残し、その結果を網羅的に報告して県の備蓄物資全体として帳簿残高と現物が一致していることを確認する、といった体制にもなっていない。更にこうした体制を具体化した実施方法についてのマニュアル等も整備されていない。

なお香川県会計規則等では、物品会計で以下のように規定されており、備蓄物資等で取得価格が 50,000 円(税込)未満のものは消耗品に該当し、購入後直ちに使用しない消耗品は随時その所管に係るものについて、出納員又は物品取扱員が帳簿と現品を照合して検査をしなければならないものと規定されている。

香川県会計規則

第 3 章 物品会計

第 2 節 物品の出納

(登記の省略)

第 136 条 次に掲げる物品は、出納簿等の登記を省略することができる。

- (1) 購入後直ちに配布する印刷物
- (2) 定期刊行物(図書室等に備えつけるものを除く。)及び各種法令追録(統計書の類を含む。)
- (3) 消耗品又は賄材料等で購入後直ちに使用する物品
- (4) 修繕材料として購入後直ちに使用する物品
- (5) 既存品の一部補填として購入後直ちに使用する物品

第 10 章 検査等

(課の長又は所の長等による検査)

第 271 条 課の長又は所の長は、毎年 2 回以上自主的に関係帳簿その他の書類に基づいて、別表第 11 の 1 の項から 10 の項までの中欄に定める事項について検査をしなければならない。

2 課の長又は所の長は、前項の規定による検査の結果を速やかに会計管理者を経て知事に報告しなければならない。

3 出納員又は物品取扱員は、随時その所管に係る物品について、帳簿と現品を照合して検査をしなければならない。

4 出納員又は物品取扱員は、前項の規定による検査の結果、不正行為その他重要な事実があると認められるときは、速やかに会計管理者に報告しなければならない。

物品会計の運用について(平成 12 年 3 月 24 日 11 出 B 第 192 号)

1 物品の分類は、別紙 1「物品分類明細表」のとおりとする。

別紙 1 物品分類明細表

| 物品の分類 | 定 義 | 分 類 の 明 細 |
|-------|---|---|
| 備 品 | その性質、形状を変えずに比較的長期間使用に耐えるもの及びその性質は消耗品に属するものであっても、長期間保存を要するものをいう。 | 1 公印類、加除式図書類(台本) 2 美術品、標本等で長期間保存を要するもの 3 取得価格が 50,000 円(税込)以上の物品で、比較的長期間使用に耐えるもの |
| 消 耗 品 | 一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で、備品の程度にいたらないものをいう。 | 1 短期間の使用でその効用を失うもの 2 年度版に係る図書類及び法令等の加除追録 3 各種薬品類、災害救助用品類(応急救助用被服、寝具及び生活必需品) 4 ガラス製品類(美術品を除く。)、カセット・テープ類 5 試験研究用の動物類及び放流・放鳥を目的とした魚類及び鳥類 6 取得価格が 50,000 円(税込)未満の物品で、備品に該当しないもの |
| | (以下、省略) | |

また、令和元年度行政監査において「防災等に必要な物資や資機材等の管理状況について」監査が実施され、「保管している食料等について、緊急業務のため一部を消費していたが、所管所属である危機管理課への報告をしておらず、必要数量に満たない状態のまま保管を継続していた」事例が発見されている。これに対して、「定期的な数量確認を実施し、消費時の危機管理課への報告を徹底することとした。」との措置状況が報告されている。この点、定期的な数量確認が適切に実施されれば、仮に消費時の報告の不備が生じた場合にも帳簿と現品の不一致がその時点で判明するが、定期的な数量確認が適切かつ十分に行われないと消費時の報告の不備が生じた場合に帳簿と現品の不一致がいつまでも判明しない可能性があり、この点からも数量確認・報告体制等の適切な整備が必要と言える。

(問題点)

備蓄物資について、定期的に帳簿と現品を漏れなく照合しながら数量等をカウントし、それを証拠として残した上でこれらが全て報告されるといった対応が行われないと、例えば盗難、報告・連絡の不備及び出納記録誤り等何らかの理由によって台帳上の数量と現物の数量に乖離が生じた場合にもそのことに長期間気づかない恐れがある。これは県の財産管理上問題であるだけでなく、防災の観点からも災害時に必要とされる備蓄物資が不足する可能性があり問題である。また、香川県会計規則で求められた取扱い(随時その所管に係る物品について、帳簿と現品を照合して検査をしなければならない)が適切に行われたことが事後的に疎明できない点でも問題である。

さらに、備蓄物資は保管場所も品目も数量も多いため、数量のカウント方法や品質・保管状況等の確認方法についてまとめた要領を整備してマニュアル化しないと、担当者によって作業にばらつきが生じる等、数量、品質及び保管状況のチェックが適切に行われず可能性があり、問題である。

(指摘事項 10) 備蓄物資に係る帳簿と現品の照合方法及び報告体制の整備

台帳による備蓄物資の管理状況は概ね良好であるとの印象を受けているが、帳簿と現品を紐付けることで防災用備蓄物資をより適切・正確に管理し、災害発生時に有効に活用するためには、香川県会計規則に従って適切に帳簿と現品との照合・検査を実施する必要がある。

具体的には、備蓄物資の在庫数量のカウント方法や品質・保管状況等の確認方法についてまとめた要領を整備することで、帳簿と現品の照合・検査の実施方法や証拠の残し方等をマニュアルとして明確にするとともに、保管場所毎の照合・検査の実施結果が網羅的に報告され、県の備蓄物資全体として帳簿と現物の一致が確認される体制とすること等が考えられる。

5.26.8.2 賞味期限・消費期限の関係から更新された備蓄物資の有効活用(意見事項 16)

(発見事項)

賞味期限・消費期限の関係から更新された備蓄物資は、各所からの要望に応じて防災イベントや自主防災組織に配布される等、防災に関する啓蒙活動の一環として利用されている。

備蓄物資については台帳が整備されており、例えば令和2年度に更新が必要な物資の品目と数量は事前に把握できる状況にあるが、これらの利用方法について、あらかじめ計画的に配布先を決定する等の対応は行っていない。また、配布先や利用方法・利用目的等については、一部で文書として記録・保存されているものもあるが、網羅的には整理・保管されていない。

(問題点)

賞味期限・消費期限の関係から更新された物資について、無駄なく効果的に利活用するための計画等がないと、県が保有する財産の効果的・効率的な利用が行われなくなる可能性があり問題である。またその配布先や利用方法・利用目的等について網羅的に文書として記録・保存されていないと、県有財産が効果的・効率的に利用されたことが事後的に検証不能となるため問題である。

(意見事項 16) 賞味期限・消費期限の関係から更新された備蓄物資の有効活用

防災のための備蓄物資は賞味期限・消費期限の関係から更新が必要となるものがあるが、更新された備蓄物資も県の財産である。これらをできる限り有効かつ効果的に利活用するためには、全体として無駄なく有効な使い道となるよう、年間の配布先・利用方法・利用目的等をあらかじめ一定程度計画等で整理しておくことが望ましい。また、有効活用した結果を事後的に検証可能とするためには、備蓄物資の配布実績を網羅的に記録・保存することが望ましい。

なお現状でも取り組みが開始されているところであるが、利用方法を計画する際には防災の啓発目的だけに留まらず、地域の社会福祉目的への利用等、県全体として組織横断的に最適な利用を引き続き検討されていくことが望まれる。

5.27 地域防災力強化促進事業

5.27.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 危機管理課 |
| 事業実施の必要性 |
| 大規模災害発生時には、自分達の命は自分達で守る「自助」、地域住民が相互に助け合う「共助」が不可欠であり、本事業は自主防災組織の活動カバー率の低い市町でのカバー率の向上とともに、既存の組織における活動の活性化、さらには市町や香川大学などの連携によって大災害に備え、地域の「自助」「共助」の強化につながる取組を促進していくための事業であり必要なものである。 |
| 事業概要 |
| <地域防災力強化促進事業> <ul style="list-style-type: none">● 香川県自主防災活動活性化促進事業 地区防災計画、避難所運営マニュアル、地区防災マップの策定・見直しなど、市町等と連携しながら、自ら創意・工夫して行う先進的な自主防災活動に取り組む県内の自主防災組織等に対し、予算の範囲で補助金を交付する(1団体当たりの補助金交付上限 300 千円)。実際に令和 2 年度で当初予算 5,100 千円に対して 12 団体、3,406 千円に対する補助金の交付を実施している。● 香川大学との共同研究 香川大学と連携し、大規模地震発生時に「適切な状況判断」「素早い意思決定」「速やかな行動」ができる実践力を備えた人材を育成するための VR(Virtual Reality)による災害状況再現・対応能力訓練システム(水害編)の開発に係る共同研究である。 香川大学では現在までに 3 種類(学校防災コース、応急手当・救命コース及び行政・企業の危機管理コース)の VR による災害状況再現・対応能力訓練システムを開発しており、毎年 200 人～300 人程度の学校、企業等がこれを利用しているが、その水害編の研究開発に対する共同研究費用を県が負担している(令和 2 年度委託料;2,630 千円)。 |



※参考:災害状況再現・対応能力訓練システム(学校防災コース)
(出典:香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 HP)

共同研究における研究担当者は、香川大学地域強靱化研究センター長である金田教授以下、香川大学の研究者 11 名と香川県の理事、課長、副課長、課長補佐及び主任の 6 名となっている。

<フォローアップ事業等>

- 自主防災活動アドバイザー派遣事業

自主防災組織未結成地区や結成されていても活動が活発でないエリアを対象に、自主防災活動アドバイザーを派遣する。(令和 2 年度:55 千円)

- 自主防災組織訓練支援フォローアップ事業

かがわ自主ぼう連絡協議会(積極的な活動が見られる自主防災組織の代表等が役員として設立された民間組織)の経験豊かなスタッフを既存の自主防災組織の防災訓練へ派遣する。(令和 2 年度委託料:2,091 千円)

これら 2 つの事業によって、既存の自主防災組織の育成強化と自主防災組織のない地域における結成促進を図る。

- 香川県シェイクアウト(県民いっせい地震防災行動訓練)の実施

指定された日時に県民が一斉に防災に関する行動・訓練を行う「香川県シェイクアウト(県民いっせい地震防災行動訓練)」の実施を通じて、県民の「自助」「共助」の強化につながる取組の促進を図る。シェイクアウトとは、米国カリフォルニア州で生まれ世界的に広がりを見せている防災訓練のことであり、1)指定された日時に 2)地震から身を守る安全行動 1-2-3(姿勢を低く、頭を守って、揺れが収まるまでじっとする)を、3)各人がいる場所(職場、学校、外出先等)で 1 分程度一斉に行うものである。

県では、この取り組みに対して以下の活動を実施する。

- PR 用ホームページの作成・掲載や参加者受付等については、「効果的な防災訓練と防災啓発提省会議」(略称:シェイクアウト提省会議)に業務委託する(令和 2 年度:77 千円)。

- 事前にマスコミに対する広報発表を行うとともに、ポスター・チラシを作成し、チラシの配布、広報誌への記事の掲載、県ホームページ・メルマガ・フェイスブック・ツイッター等による広報、テレビ・ラジオ等による直前広報、その他防災関係者や学校・民間事業者への周知等、様々な広報活動を実施する。

＜特別プログラム受講負担金等＞

- 香川大学防災・危機管理特別プログラムの受講

県職員に四国防災共同教育センター(事務局:香川大学)が実施する「四国防災・危機管理プログラム」を受講させることで、防災・危機管理の専門能力を有する県職員の養成を目指す。県から毎年2名(危機管理総局1名及び土木部1名)の職員を派遣して受講させており、2年間のプログラムとなっている(令和2年度受講料:216千円(危機管理総局から派遣した2名(1年目と2年目各1名)分)。例えば令和3年度のプログラムの内容及び通学回数は以下の通りである。

Q1 授業はどのような頻度ですか？

A1 履修期間は2年間です。通学日は、例えば「行政・企業・医療防災コース」の場合、1年目の前期(4月～8月)は月曜日と火曜日、後期(10月～2月)は火曜日と水曜日となり、通学回数は下記のとおりです。

| 時期 | 科目名 | 単位数 | 回数 | 曜日・時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | |
|-----|-----|-----------------------|----|-------------|------------------|---|---|---|---|---|
| 1年目 | 前期 | リスクコミュニケーション | 2 | 16回 | 毎週・月 18:30～20:00 | ○ | | | | |
| | 前期 | 危機管理学 | 2 | 16回 | 毎週・火 18:30～20:00 | | ○ | | | |
| | 後期 | 防災・危機管理実習 | 1 | 1回 | 集中1泊2日 | - | - | - | - | - |
| | 後期 | 災害と健康管理・メンタルヘルスケア | 2 | 16回 | 毎週・火 18:30～20:00 | | ○ | | | |
| | 後期 | 行政・企業・医療のリスクマネジメント | 2 | 16回 | 毎週・水 18:30～20:00 | | | ○ | | |
| 2年目 | 前期 | 事業継続計画(BCP・MCP)の策定と実践 | 2 | 16回 | 毎週・月 16:20～17:50 | ○ | | | | |
| | 後期 | 行政・企業防災・危機管理実務演習 | 1 | 指導教員と相談して決定 | | - | - | - | - | - |

(出典:四国防災共同教育センター事務局「Q&A(令和3年募集)参考資料」)

- 四国官学連携防災・減災シンポジウムの開催(令和2年度は中止)

南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に備えるため、四国の4県及び国立5大学が相互に連携し、四国官学連携防災・減災シンポジウムを開催する予定であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止、決算支出額もなかった。

香川県国土強靱化地域計画との関連

＜事前に備えるべき目標＞

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

本事業で対応する起きてはならない最悪の事態は以下の3つであり、このうち重点化プログラムに選定されているものは1-1及び1-3である。

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<重要業績指標>

自主防災組織活動カバー率

| 年度 | 自主防災組織 カバー率 |
|---------------|----------------|
| H27年度(計画策定年度) | 92.5% |
| H28年度 | 93.3% |
| H29年度 | 94.5% |
| H30年度 | 96.2% |
| R元年度 | 96.4% |
| R2年度 | 96.8% |
| R2年度<目標値> | 100.0% |

(出典:香川県国土強靱化地域計画の進捗状況について)

重要業績指標の達成状況についての評価結果

カバー率は100%には至っていないが、計画策定時より一定程度進展している。山間部等、人が少なく組織結成が難しい地域や、地域のつながりが元々強いことからわざわざ自主防災組織を結成するまでもないと考えている地域があるため、なかなか100%への到達が難しくなっているとのことである。

その他の関連する県の計画・施策等

特になし

上記で記載した計画における業績評価のための指標(KPI)及びその達成状況等

特になし

遵守すべき(規制を受ける)法令等

香川県自主防災活動活性化促進事業補助金交付要綱

香川大学共同研究取扱規程 など

国、市町との連携・協力の状況

香川県自主防災活動活性化促進事業においては、申請手続への市町の関与や、補助対象が市町と連携した取組みとなっている等、市町の連携・協力を前提とした事業である。

事業区分(継続事業または新規事業)

平成 28 年度からの継続事業である。

5. 27. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|--------|---------|
| 当初予算額 | 15,072 | 12,233 | 12,051 |
| 補正予算額(増減) | - | - | - |
| 計:現年予算額 | 15,072 | 12,233 | 12,051 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | 15,072 | 12,233 | 12,051 |
| 決算額 | 11,538 | 11,574 | 8,682 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | - |
| 不用額 | 3,534 | 659 | 3,369 |

5. 27. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|-------|--|
| 需用費 | 207 | |
| 委託料 | 4,798 | |
| 負担金補助及び交付金 | 3,622 | |
| その他 | 262 | 旅費 5、報償費 50、需用費 207 自主防災活動アドバイザーの派遣に係る謝金、旅費等。 |
| 合計 | 8,682 | |

5. 27. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|-------|------------------------|
| 一般財源 | 6,880 | |
| 繰入金 | 1,802 | ガンバレさぬき応援寄付(ふるさと納税) 充当 |
| 合計 | 8,682 | |

5. 27. 5 主な節別の内訳

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|------|-----|-------|------------|
| 香川大学 | 委託料 | 2,630 | 香川大学との共同研究 |

| | | | |
|---------------|----------------|-------|---------------------------|
| かがわ自主ぼう連絡協議会 | 委託料 | 2,091 | フォローアップ事業 |
| 公益財団法人 日本法制学会 | 委託料 | 77 | 日本シェイクアウト提唱会議への委託 |
| 委託料計 | | 4,798 | |
| 香川大学 | 負担金補助 及び交付金 | 216 | 四国防災・危機管理特別プログラム受講 負担金 |
| 自主防災組織等 12 団体 | 負担金補助 及び交付金 | 3,406 | 香川県自主防災活動活性化促進事業補 助金 |
| 負担金補助及び交付金計 | | 3,622 | |

5. 27. 6 検証サンプル

主な節別の内訳にある、自主防災組織等 12 団体に対する補助金支出について、任意に以下の支出先の支出負担行為に至る一連の資料を閲覧した。

| 支出先 | 補助金支出額 | 使途・用途 |
|-----------------------|--------|--|
| 三本松地区活性化協議会 | 300 | 防災大量大釜(避難所での炊き出し用)406 千円。 106 千円は自己資金。 |
| 葭池自治会自主防災会 | 300 | 防災倉庫 192 千円、インバータ発電機 129 千円、モ バイルバッテリー 25 千円。 補助対象外の消火器等を含め 69 千円は自己資金。 |
| 坂出市中央地区連合自治会 自主防災会 | 300 | かまどセット 239 千円、訓練資材(簡易トイレ・テント) 23 千円、ガス調整器(ガスコンロ接続一式)23 千円、 新聞印刷(防災新聞発行 2 回分)23 千円。 補助対象外のセーフティネット・防災士取得補助費用や事 務費用を含め 272 千円は自己資金。 |
| 岡田地区自主防災会 | 280 | 水害に関する講演会(「災害から学ぶこと」(平成 30 年 7 月豪雨災害を経験して))、岡田小学校防災講演会 (「震災といのち・人とのつながり」北淡震災記念公園 語りべ・米山氏による講演)、避難所運営班研究会の 講演(「災害への備え(避難所運営の実態と課題)」) 等の講演会の講師への謝金・交通費 106 千円、チラ シ作成・印刷代 144 千円、切手・はがき代 12 千円ほ か。 |

また、これらの先に対する「香川県自主防災活動活性化促進事業補助金事業計画書」も閲覧した。いずれの自主防災組織においても非常に積極的な活動への取組みが計画で確認することができた。

5. 27. 7 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び規則(香川県自主防災活動活性化促進事業補助金交付要綱)等の閲覧。

- ② 防災に関する事務の実施状況、効率測定及び実施のための必要な連携の状況の確認のため、ヒアリング、関連資料(実績報告書や訓練システムの案内パンフレット、その他広報のためのチラシ等)の閲覧の実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.27.8 監査の結果及び意見

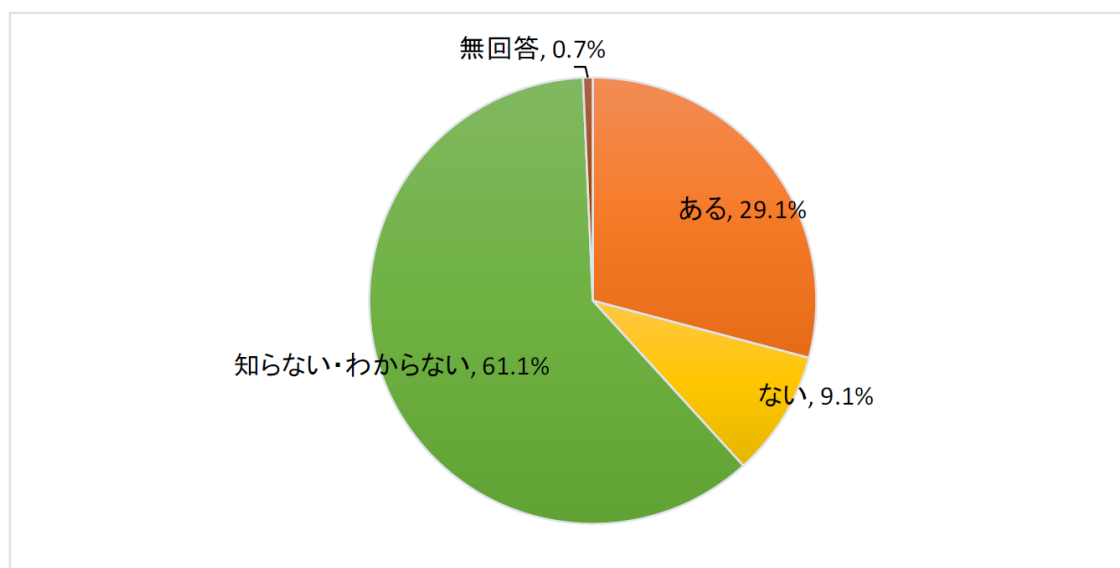
5.27.8.1 自主防災組織への参加率を高める施策の実施(意見事項17)

(発見事項)

香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標となっている自主防災組織活動カバー率は、県内のどの位の地域に自主防災組織が存在するかを世帯数ベースで算定したものであり、自主防災組織の組成を促進するための重要な指標である。カバー率は100%に近づいており(令和2年度:96.8%)、県による施策に一定の効果がみられているものと推察される。

一方で、香川県の令和2年度県政モニターアンケート結果によれば、県民が自分の住んでいる地域に自主防災組織があるかどうかを「知らない・わからない」人の割合は61.1%となっており、自主防災組織の存在が県民に十分認知されていないことが伺える。

【問17】あなたの住んでいる地域に、自主防災組織はありますか。次の中から1つだけ選んでください。



(出典:令和2年度県政モニターアンケート結果)

自主防災組織活動カバー率は以下の算式で計算される。

(自主防災組織活動カバー率)

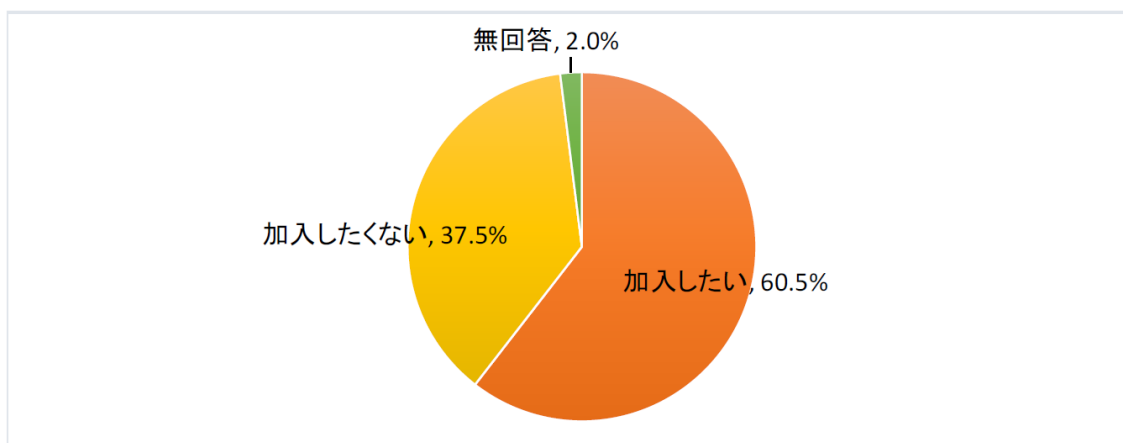
$$= (\text{自主防災組織が組織されている地域の総世帯}) \div (\text{県内の総世帯数}) \times 100$$

つまり、自主防災組織活動カバー率は、分子が「自主防災組織が組織されている地域の総世帯数」となっていて、各地域に自主防災組織があるかどうか(自主防災組織が県内のどの程度の地域をカバーできているか)を見るための指標であり、組織されている自主防災組織にその地域の住民がどの程度参加しているかは考慮されていない。

自主防災組織が県内のあらゆる地域に組織され運営されることは、防災、特に共助の観点から極めて重要であり、カバー率 100%に限りなく近づいている点は県の施策の効果によるところも大きいと考えられるが、一方で組織された自主防災組織存在自体を知らない県民が多く、自主防災組織が存在する地域でも自主防災組織に参加している世帯数の割合はまだまだ低いということが推察される。

なお、「知らない・わからない」と答えた県民のうち、もし自分の住んでいる地域に自主防災組織があれば加入したいと考えている人の割合は 60.5%となっている。

【問17-2】問17で「ない」または「知らない・わからない」と答えた方にお聞きします。もし、あなたの住んでいる地域に自主防災組織があれば、加入したいと考えますか。次の中から1つだけ選んでください。



(出典: 令和 2 年度県政モニターアンケート結果)

(問題点)

自主防災組織がほぼ 100%のカバー率で組織されたとしても、組織された自主防災組織への地域住民の認知度及び参加率が低ければ、共助の取組みとしては不十分であり問題である。

(意見事項 17) 自主防災組織への参加率を高める施策の実施

県政モニターアンケート結果からは、自分の住んでいる地域に自主防災組織があるかどうかを知らない・わからない人の割合が 61.1%となっており、組織された自主防災組織に対する県民の認知度・参加率がまだ十分とは言えない状況である。

県民の共助への取り組みをより一層後押しし、次のステップへと高めるためにも、自主防災組織に県民がより積極的に参加することを促す施策の実行が望まれる。具体的には、県政モニターアンケートによる自主防災組織の認知度や加入率等の向上を目指し、これに向かって例えば県の広報誌等を活用して、自主防災組織等の取り組みの周知啓発をより一層推進することや、市町が行う自主防災組織参加率向上の取組みに補助金を交付する事業のより積極的な活用を市町に対して働きかけること等が考えられる。

5.27.8.2 防災の専門的知識を有する職員の計画的な育成・配置に関する体制整備(意見事項 18)

(発見事項)

県民の生命と財産を守ることが県にとって最大の責務と認識される中、近年多発する自然災害や南海トラフ地震の発生確率の高まり等、防災・減災への取組みに県が果たすべき役割はますます大きなものとなっている。その一環として、県職員を防災・減災の専門家として育成し、そこで得られた知見やノウハウを県の各事業に適切に反映させていくことは非常に価値ある重要な取り組みであり、県の責務とまで考えられる。

県においてもこうした重要性を十分に認識し、以下のような施策で人材育成と育成した人材の適正配置を実施しており、これらの点については今後もより一層の推進が期待される。

- 香川大学防災・危機管理プログラムを毎年度、事務職・土木職から 1 名ずつ、2 年間にわたって県職員に受講させる施策や、香川大学の研究者と県職員が共同研究を行う施策(香川大学との共同研究は本事業以外でも地域強靱化研究事業等で実施されている)等を通じて、防災・減災の専門家を育成する。
- 同プログラムを受講した職員は、土木職の職員については土木部内においてハード面での防災・減災対策を進め、事務職員については庁内の各部署に配置するとともに、職員本人の希望によってスペシャリストとしてのキャリアを選択できる複線型人事管理制度で「危機管理」の専門職員(スペシャリストとしてのキャリアを選択できる)を平成 30 年度から公募している。

県では、防災・危機管理の専門家を育成する必要がある一方で、県の防災・危機管理に関する知見は全ての部局や施策で必要なものであり、その意味では県の全職員が幅広く防災・危機管理を学ぶ機会が必要である。これらについてバランスよく最適な人材育成・配置を行うためには、防災・危機管理の専門家を育成しつつ、他の職員についても効率的・効果的に防災・危機管理の知見を各業務等を通じて習得できるような長期的・全庁的な目線からのキャリアプラン・人事プランが求められるが、現状ではこうしたものが体系的に整備されていないのが現状である。

(問題点)

防災・危機管理に関する知識やノウハウを身に着けるための人材育成に関連した施策がいくつも実施されているが、これらを踏まえつつ、防災・減災の専門家を育成するための長期的かつ体系的なキャリア・育成プランが整備されていないと、効率的・効果的な人材育成と育成した人材の適正配置が行われない恐れがあり問題である。

(意見事項 18) 防災の専門的知識を有する職員の計画的な育成・配置に関する体制整備

県では、職員に香川大学の四国防災・危機管理プログラムを受講させたり、香川大学との共同研究を実施したりすること等を通じて、防災・危機管理の専門能力を有する人材の育成に努めているところである。こうした施策からより効率的・効果的な人材育成を行うためには、人材育成の施策やその他の施策の遂行を通じて得られるノウハウ等を総合的に踏まえて、職員育成のための長期的なキャリア・育成プラン等を整備していくことが望ましい。

具体的には、防災・危機管理の専門家となる職員に期待される専門能力や、その他の全職員が習得することが期待される防災・危機管理に関する基礎的な知識・ノウハウを明確にし、これと県の実施する各施策の遂行によって得られる知見・ノウハウ等を勘案して、職員の経験年数に応じてどのような経験をさせていくか、といったロードマップを作成すること等が考えられる。

5.28 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業

5.28.1 事業の概要

| 所管課 | | | |
|--|---|-------------------|--|
| 危機管理課 | | | |
| 事業実施の必要性 | | | |
| <p>頻発化する風水害や発生確率が高まる南海トラフ地震に備え、昨今の大規模災害の教訓を踏まえて顕在化した課題への対応が必要であり、加えて新型コロナウイルス感染症への対応も求められる状況となっており、防災・減災対策への集中的な取り組みが必要な環境下にある。</p> <p>本事業は、市町による公助への取り組みや、住民の自助・共助への取組みを県が後押しするものであり、自助・共助・公助を基本とする防災・減災の観点から必要不可欠な取り組みと言え、同時に「災害に強い香川づくり」の推進においても必要なものである。</p> | | | |
| 事業概要 | | | |
| <p>① 喫緊の防災対策の課題に対して取り組む市町を支援することにより、地域防災力の一層の向上を図り、災害発生時の被害を最小化し、「災害に強い香川づくり」を推進する。具体的には、課題解決に向けた市町の防災・減災対策事業に要する経費に対して補助を行うものである。</p> <p>② 補助金交付の対象</p> | | | |
| 補助対象事業項目 | | 補助対象事業の例 | |
| 自助の推進 | ① | 防災意識向上のための啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、研修会、啓発イベント等の開催 ・チラシ、ポスター、リーフレット、映像、ホームページ等の作成 |
| | ② | 家具類の転倒防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止対策器具購入補助、配布用転倒防止対策器具の購入 ・家具類転倒防止対策の促進に関するセミナー、キャンペーン等の開催 |
| 共助の推進 | ③ | 共助の体制づくりや活動活性化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等が実施するセミナー、研修会、訓練等の支援 ・自主防災組織等による資機材の新規整備の支援 ・市町が実施する住民向けの訓練等の実施 |
| | ④ | 地域防災力を担う人材の確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等の加入促進に関する活動 ・地域防災(キッズ)リーダー研修等の開催 ・防災士の養成に関する活動 |
| | ⑤ | 消防団の機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の訓練支援 ・消防団の資機材の新規整備 ・消火栓、防火水槽等の整備 ・消防団の加入促進に関する活動 ・消防団員の準中型免許取得の支援 |
| 公助の推進 | ⑥ | 避難所等の運営体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の資機材の新規整備 ・避難所等の安全対策 ・避難所等の通信環境の整備 |
| | ⑦ | 適切な避難行動を促進するための啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導看板等の整備 ・ハザードマップの作成・見直し ・適切な避難行動の促進の取組み |

| | | |
|---|--------------------------|---|
| ⑧ | 防災情報・避難 情報伝達体制の 改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達機器の整備 ・避難情報伝達方法等の検討 |
|---|--------------------------|---|

※次に掲げるものについては、補助対象事業から除く。

- ・ 建物の建築、大規模改修
- ・ 県と市町で等しく負担する備蓄物資の購入(食料類、飲料水、調整粉乳、毛布類、生理用品、紙おむつ)
- ・ 消防団の活動服、帽子、長靴等の購入
- ・ 資機材の更新
- ・ 市町の職員の防災訓練
- ・ 人件費等の事務的経費
- ・ 国庫補助対象となる公共事業及び施設整備事業
- ・ 他の県補助金の対象となる事業
- ・ その他本補助金の制度趣旨に合致しないと認められる経費

※個別具体的には、各市町との協議の上、決定する。

- ③ 補助総額(予算):80,000 千円
 補助額上限:高松市 12,000 千円、高松市以外の市 5,600 千円、町 3,200 千円
 補助率:1/2 以内

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

- 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
- 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生
- 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

| |
|---|
| 3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態 |
| 7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| <重要業績指標> |
| なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業補助金交付要綱 |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 市町からの申請に基づいて市町に対して補助金の交付を行っている。 |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 令和2年度からの継続事業である。 |

5.28.2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|-------|--------|
| 当初予算額 | - | - | 80,000 |
| 補正予算額(増減) | - | - | - |
| 計:現年予算額 | - | - | 80,000 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | - | - | 80,000 |
| 決算額 | - | - | 59,448 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | - |
| 不用額 | - | - | 20,552 |

5.28.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 59,448 | 補助金 |
| 合計 | 59,448 | |

5.28.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 59,448 | |
| 合計 | 59,448 | |

5.28.5 主な節別の内訳

<補助対象事業の内容別の内訳>

(単位:千円)

| 補助対象事業の内容 | 補助金額 |
|--|--------|
| ① 防災力意識向上のための啓発 (セミナー、研修会、防災マップ増刷、ポスター作成、要配慮者情報伝達等対策事業など) | 1,648 |
| ② 家具類の転倒防止対策 | 372 |
| ③ 共助の体制づくりや活動活性化の推進 (防災訓練非常食購入、自主防災組織活動支援など) | 9,639 |
| ④ 地域の防災力を担う人材の確保・育成 (防災士の育成に関する活動など) | 506 |
| ⑤ 消防団の機能強化 (消火栓の整備、消防団の訓練支援など) | 27,117 |
| ⑥ 避難所等の運営体制の強化 (避難所備蓄品購入、避難所用資機材・蓄電池等の整備、避難所の環境整備など) | 10,521 |
| ⑦ 適切な避難行動を促進するための啓発 (ハザードマップ整備、避難所誘導看板整備など) | 6,979 |
| ⑧ 防災情報・避難情報伝達体制の改善 (個別アンテナ設置、防災ラジオ難聴地対策・戸別受信機整備、防災行政無線設備改修など) | 2,666 |
| 負担金補助及び交付金 合計 | 59,448 |

<市町村別の内訳>

(単位:千円)

| 支出先等 | 金額 | 支出先等 | 金額 |
|---------------|-------|-------|--------|
| 高松市 | 9,213 | 小豆島町 | 3,200 |
| 丸亀市 | 4,078 | 三木町 | 2,990 |
| 坂出市 | 4,054 | 直島町 | 2,122 |
| 善通寺市 | 1,925 | 宇多津町 | 2,210 |
| 観音寺市 | 1,760 | 綾川町 | 2,088 |
| さぬき市 | 5,530 | 琴平町 | 2,253 |
| 東かがわ市 | 5,600 | 多度津町 | 3,200 |
| 三豊市 | 5,600 | まんのう町 | 2,181 |
| 土庄町 | 1,444 | | |
| 負担金補助及び交付金 合計 | | | 59,448 |

5. 28. 6 検証サンプル

このうち、高松市に交付した補助金に係る支出負担行為に係る一連の資料をサンプルとして抽出して閲覧したところ、その主な内容は以下の通りであった。

| 事業名 | 当初申請及び 交付決定(4/1 付) | | 変更申請及び 交付決定(4/3 付) | | 実績額 | |
|--|-----------------------|-------|-----------------------|-------|--------|-------|
| | 事業費 | 補助金額 | 事業費 | 補助金額 | 事業費 | 補助金額 |
| ①防災力意識向上のための啓発 (セミナー、研修会) | 111 | 55 | 73 | 36 | 80 | 40 |
| ①防災力意識向上のための啓発 (防災マップ増刷) | - | - | 1,045 | 522 | 715 | 357 |
| ①防災力意識向上のための啓発 (ポスター作成) | 191 | 95 | 191 | 95 | 191 | 95 |
| ②家具類の転倒防止対策 | 500 | 250 | 365 | 182 | 343 | 171 |
| ③共助の体制づくりや活動活性化の 推進(震災対策総合訓練) | 242 | 121 | - | - | - | - |
| ③共助の体制づくりや活動活性化の 推進(防災訓練非常食購入) | - | - | 1,757 | 878 | 1,621 | 810 |
| ④地域防災力を担う人材の確保・育 成(防災士の育成に関する活動) | 397 | 198 | 397 | 198 | 295 | 147 |
| ⑤消防団の機能強化 (消火栓の整備) | - | - | 17,873 | 7,500 | 15,361 | 7,500 |
| ⑤消防団の機能強化 (消防団の訓練支援) | - | - | 219 | 109 | 187 | 93 |
| ⑥避難所等の運営体制の強化 (避難所備蓄品購入) | 500 | 250 | 500 | 0 | 558 | 0 |
| ⑧防災情報・避難情報伝達体制の 改善(個別アンテナ設置事業・防災 ラジオ難聴地対策・戸別受信機) | 108 | 54 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 合計 | 2,050 | 1,023 | 22,422 | 9,520 | 19,353 | 9,213 |

5. 28. 7 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び「「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業補助金交付要綱」等の閲覧。
- ② 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および高松市に対する補助金交付に関連する一連の資料等によるサンプルテストの実施。

5. 28. 8 監査の結果及び意見

5.28.8.1 業績評価のための指標の設定(意見事項 19)

(発見事項)

本事業は市町への補助金を通じて住民による自助・共助の取り組みや市町による(建物の建築や大規模改修等以外の)公助の取り組みを促進・支援するものである。阪神・淡路大震災や東日本大震災以降、公助の限界と自助・共助の重要性が強く認識されており、地域住民の自助・共助への取り組みを促進する本事業は、非常に有意義な取り組みと思われる。また補助金の交付に関しては、香川県国土強靱化地域計画等における自助・共助の重要な取り組み等を勘案しつつ、優先して対策すべき事業を絞り込み、市町に対して政策誘導を行っているとの説明を受けている。自助・共助の重要性及び事業の重要性等を考えると、現状のように優先順位・有効性に十分留意しつつ、更なる事業の拡充を期待したいところである。

その点で、補助金の交付をより有効・効率的に行うためには、事業の業績評価を行うための指標の設定が有用である。業績評価のための指標としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- 市町における防災対策の「課題と対応項目」の自主点検結果における、対応状況が「対応中(△)」或いは「対応予定・未対応(×)」となっているものの個数

県では、香川県防災対策基本条例第 46 条の 3 の規定に基づき、防災対策の「課題と対応項目」を 17 分類 134 項目に設定し、各市町に対して項目毎の対応状況が「対応済(○)」、「対応中(△)」、「対応予定・未対応(×)」のいずれであるかを自主点検させたうえ、県に報告させている。したがって、例えば各市町の対応状況が「対応中(△)」又は「対応予定・未対応(×)」となっている項目への取り組みに対して補助金を交付することで、より効果的な防災への取り組みとなることが考えられる。

香川県防災対策基本条例

(目標の設定及び実施状況の点検)

第四十六条

3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

● 防災対策についての県政モニターアンケート調査結果

県では、県政モニター制度(当面する重要施策や地域に関連する問題などについて県民にアンケートを実施し、県政運営のための参考にすることを目的とした制度)において、防災対策に関するアンケート調査を毎年実施している。調査内容には県民の防災意識に関する事項や家具の転倒防止対策に対する認知度・認識の状況、自主防災組織に関する認知度・認識の状況等、本事業の補助対象となる項目に関する質問も多く含まれており、こうした回答結果に対する取り組みに対して補助金を交付することで、より効果的な防災への取り組みとなることが考えられる。

(問題点)

所定の対象事業の範囲で各市町が申請した補助金を交付する形態であり、当該範囲の中であればどういった内容の事業を行うかは各市町の判断となる。仮に各市町が交付を受けやすい事業に優先的に取り組んで補助金を受けようとした場合、本当に必要な取り組みに補助金が活用されない可能性があり問題である。

(意見事項 19) 業績評価のための指標の設定

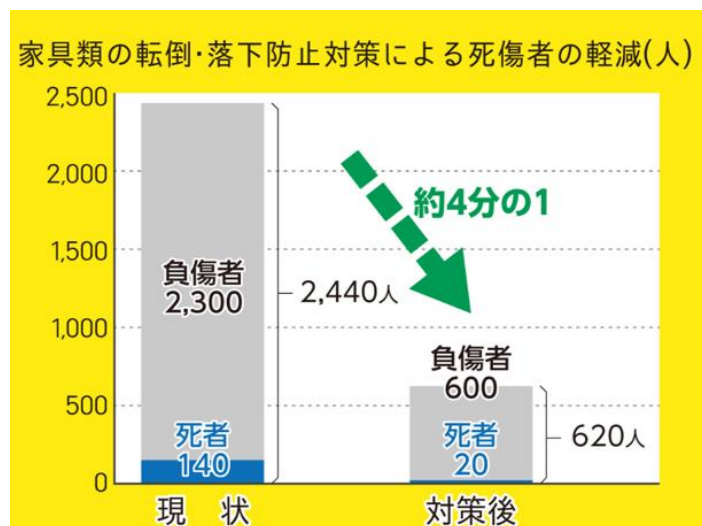
住民の自助・共助への取り組みを市町への補助金という形で後押しする本事業は、防災の観点から非常に重要な役割を果たすことが期待されるものであり、これまでも優先すべき事業を絞り込みながら市町に対して政策誘導をおこなってきたところである。防災・減災対策として非常に重要な施策と考えられこれまで以上に事業の拡充が期待される一方で、防災の観点から本当に必要な、優先度の高い取り組みに今まで以上に有効に補助金が活用されるようにするためには、業績評価のための指標の策定を検討することが望ましい。

具体的には、市町が自主点検した防災対策の「課題と対応項目」の対応結果(対応結果が「対応中(△)」或いは「対応予定・未対応(×)」となっているものの個数等)や、防災対策についての県政モニターアンケート調査結果(県民の防災意識に関する回答結果や、家具転倒防止対策及び自主防災組織の認知度等)等を業績評価のための指標とすることが考えられる。

5.28.8.2 家具類の転倒防止対策への補助金の更なる利用促進策の検討(意見事項 20)

(発見事項)

香川県地震・津波被害想定調査報告書(平成 26 年 6 月)によれば、屋内収容物の転倒防止対策実施率を 100%とした場合、南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合でも死者・負傷者がおおよそ 4 分の 1 になるとの想定が示されている。



(出典:香川県ホームページ)

この点で、家具類の転倒防止対策は、住民自らが行う極めて効果的な「自助」の取り組みであると言える。そのため、実際に県内の多くの市町(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町など)で家具類の転倒防止対策器具の購入補助事業が行われており、県では、本事業においてこうした市町の取り組みに対して補助金を交付している。

また、県では、本事業とは別に「家具類転倒防止対策促進事業」を実施しており、これは県が器具の取付支援(香川県防災士会の「家具類固定サポーター」が家庭を訪問し、固定方法のアドバイスや固定器具の取付を支援する)を行う事業である。

つまり県民からすると、器具の購入には市町から補助金が出て、その取付けには県から支援が受けられる、という状況である。例えば高松市(一定の家具類転倒防止器具の購入に要した費用の 3 分の 2(上限 10 千円)について補助金が交付される)の住民が県の支援制度と市の補助制度の両方を利用すれば、

- ① 専門家が家庭を訪問し、家具類の固定方法の診断を実施、固定する家具や固定方法を決定

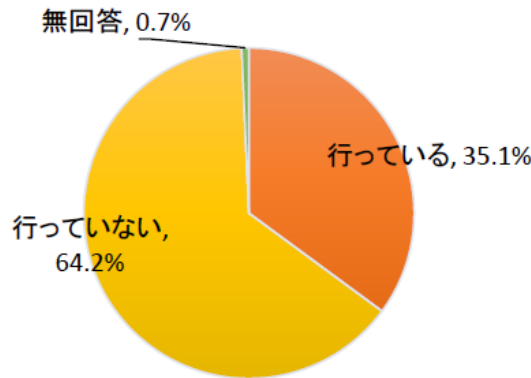
② 住民が家具類転倒防止器具を購入

③ 専門家が家庭を訪問し、固定器具の取付サポートを実施

といった一連の作業が、実質的に器具の購入代金の3分の1の自己負担額で全て対応可能である。ただし、県と市町の支援・補助制度はそれぞれ別々に募集されており、県民は別々の交付申請等の書類等を用意しなければならない状況にある。

一方で、香川県の令和2年度県政モニターアンケート結果によれば、家具の固定化など家具の転倒防止対策を行っていない家庭が全体の64.2%にのぼっている。

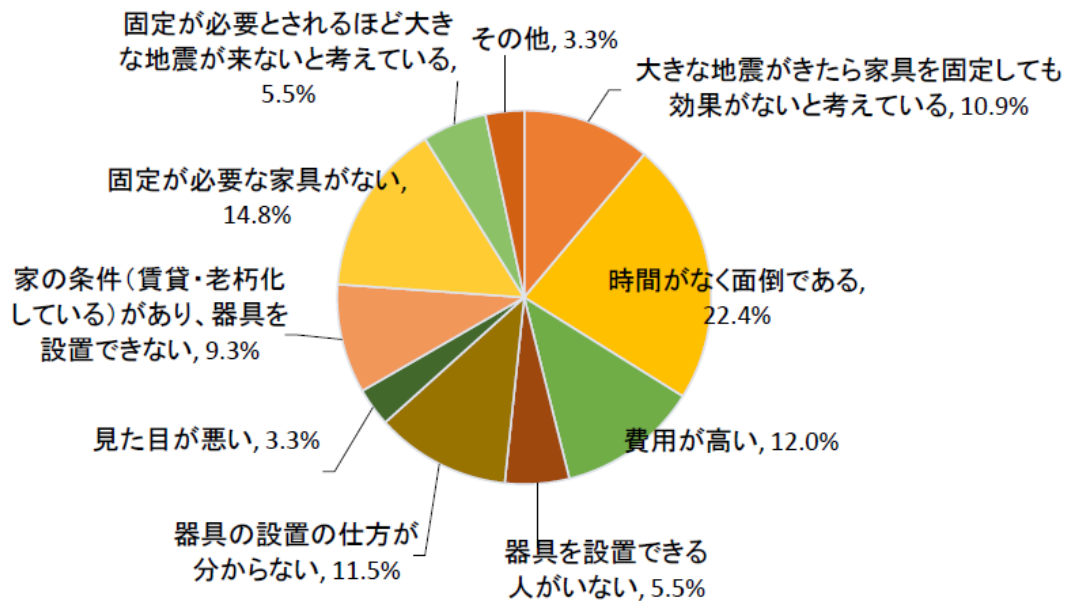
【問13】あなたのご家庭では、地震に備えて、家具の固定化など家具の転倒防止対策を行っていますか。次の中から1つだけ選んでください。



(出典:令和2年度県政モニターアンケート結果)

また、家具の転倒防止対策を行っていない県民のうち、行っていない理由について「費用が高い」と回答した人の割合が12.0%であったのに対し、「時間がなく面倒である」と回答した人の割合は22.4%であった。費用面以上に「面倒である」ことが県民に二の足を踏ませている要因となることが推察される。また、「費用が高い」ことを理由とした回答(12.0%)の他、「器具を設置できる人がいない」「器具の設置の仕方が分からない」「家の条件(賃貸・老朽化)があり、器具を設置できない」といった、前述の県及び市町によるサポート(専門家による家具類の固定方法の診断や設置サポート等)によって解決可能な点を理由にしている回答も合計26.3%あり、県及び市町の取付支援・購入補助への取組みが十分周知できていない可能性も考えられる。

【問13-1】問13で「行っていない」と答えた方にお聞きします。行っていない理由について、次の中から1つだけ選んでください。



(出典:令和2年度県政モニターアンケート結果)

なお、各市町による器具購入補助金の交付実績は以下の通りであり、例えば最も金額の多い高松市でも補助金交付額 343 千円・利用人数は 43 人と、必ずしも十分に周知され有効に利活用されているとは言い難い状況がこの点からも伺える。

<家具類転倒防止対策に係る県から市町への補助金額>

(単位:千円)

| 支出先等 | 金額 | 支出先等 | 金額 |
|---------------|-----|-------|-----|
| 高松市 | 343 | 土庄町 | 10 |
| 丸亀市 | 164 | 小豆島町 | 0 |
| 坂出市 | 19 | 直島町 | 10 |
| 善通寺市 | - | 宇多津町 | 18 |
| 観音寺市 | 66 | 綾川町 | 14 |
| さぬき市 | 13 | 琴平町 | 14 |
| 東かがわ市 | - | 多度津町 | 24 |
| 三豊市 | 32 | まんのう町 | 23 |
| 負担金補助及び交付金 合計 | | | 750 |

(出典:令和2年度「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業補助金の交付見込額(確定版))

(問題点)

「家具類の固定」という県民による重要な自助の取組みに対する県や市町による支援策も、県及び市町から補助を受ける手続きが別々で煩雑となることで県民が補助金の申請に二の足を踏むような事態となったり、そもそも十分に認知されていなかったりした場合は、積極的な補助金の活用が阻害され、有効な施策とならないため問題である。

(意見事項 20)家具類の転倒防止対策への補助金の更なる利用促進策の検討

香川県地震・津波被害想定調査報告書では、家具類の転倒・防止対策によって、死傷者数を4分の1に軽減できるとの想定が示されており、家具類転倒防止器具の購入・取付は、県民が自助の取組みとして実施する重要な防災対策である。この後押しを市町と連携して実施しているが、県政モニターアンケートの結果を見る限り、こうした県及び市町の取組みは十分な周知・浸透がなされていないように見受けられる。

こうした取り組みは防災の観点からも非常に有効なものであり、予算の拡充を検討するとともにより一層周知・浸透するよう利用促進策を(例えば以下のような具体案を含め)十分に検討することが望ましい。

- 現状では県と市町で別個の支援・補助制度として別々に申請手続等を行う必要があるため、例えば購入補助から取付補助までの申請をワンストップサービスで行うことができれば、より使いやすい補助制度として県民による取組みもより積極化することが期待でき、こうした点で県と市町がより連携していくことが望ましい。
- 家具類転倒防止器具の購入補助や取付支援について、家具量販店や家具販売店、ホームセンター等でのアナウンスを拡充したり、あるいはこうした店舗が申請を取りまとめる形式とする等、より県民に身近な情報としての周知・浸透を検討することが望ましい。

5.29 地域強靱化研究事業

5.29.1 事業の概要

| |
|--|
| 所管課 |
| 危機管理課 |
| 事業実施の必要性 |
| 香川県国土強靱化地域計画を具体化させ、四国の防災拠点を目指すうえで、防災に関する基礎研究のフィードバックを受けて最新の知見を県民に周知し、県民の防災意識の底上げを図ることは重要かつ必要な取り組みであると言える。 |
| 事業概要 |
| <p>地域防災力の一層の向上や、先端的減災技術の活用を図るため、主に以下の基礎研究等について香川大学に委託（共同研究）し、フィードバックを受けている。具体的には、「令和2年度共同研究に係る実績報告書〇県民の防災意識の向上に関する研究」という報告書を受領している。</p> <p>また、これらの研究は県職員を香川大学に派遣し、香川大学と県との共同研究として実施しており、情報の共有と防災・危機管理の人材育成につなげている。（令和2年度に香川大学と共同研究を行った県職員（研究担当者）は6名であり、それ以外にも約20名程度の県職員が香川大学と毎年関わりを持っている。）</p> <p>更に、これらによって得られた防災に関する最新の知見は、危機管理課が展開するその他の各事業に反映されると同時に県民にも周知され、県民の防災意識の底上げにつなげている。</p> <p><香川大学による基礎研究の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">● 県民の防災意識の向上を図る取組みに関する実践研究 <p>地震学や防災の専門家による講演活動を実施し、科学的な知見をわかりやすく周知することにより、防災意識の向上につなげる。令和2年度は17回の講演を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none">● 県民の防災意識や避難行動実施率の向上についての研究 <p>令和2年4月に運用を開始した県の防災アプリ(香川県防災ナビ・かがわ防災ウェブポータル)のデータ等を活用した研究を行うことで、災害に関する重要な情報を確実かつ迅速に住民に届けるための方策等についての検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">● 防災情報の利活用についての研究 <p>海底観測網による地震津波観測・監視システムである DONET (Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis) や N-net (南海トラフ海底地震津波観測網) のリアルタイム情報の利活用についての検討を行う。</p> |

なお香川大学は、四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構を平成 28 年度に設立し、同機構内に地域強靱化研究センターを設け、地震・津波研究や防災分野で国際的権威である金田義行特任教授をセンター長とする等、防災・減災に関する研究に積極的に取り組んでいる研究機関である。

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

該当なし

<重要業績指標>

該当なし

遵守すべき(規制を受ける)法令等

香川大学共同研究取扱規程

事業区分(継続事業または新規事業)

平成 28 年度からの継続事業である。

5. 29. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|--------|--------|
| 当初予算額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 補正予算額(増減) | - | - | - |
| 計:現年予算額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 決算額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | - |
| 不用額 | - | - | - |

5. 29. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-----|--------|------|
| 委託料 | 10,000 | |
| 合計 | 10,000 | |

5.29.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|------|
| 国庫支出金 | - | |
| 一般財源 | 10,000 | |
| 合計 | 10,000 | |

5.29.5 主な節別の内訳

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|------|-----|--------|---------|
| 香川大学 | 委託料 | 10,000 | 共同研究委託料 |
| | 合計 | 10,000 | |

5.29.6 検証サンプル

本事業における支出は共同研究に係る対価の支出であり、その実績報告書である「令和2年度共同研究に係る実績報告書〇県民の防災意識の向上に関する研究」を閲覧した。

実施された事項は前述「事業概要」に記載の通りであるが、報告書の記載で特に重要な活動と思われたのは、「1. 県民の防災意識の向上を図る取組みに関する実践研究」として、県民に対する地震学や防災の専門家による講演活動の実施であった。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により思うように講演活動ができなかったとしながらも、令和2年度においても、オンライン配信を併用するなどして計17回の講演を実施している。またアンケート結果でも防災意識が高まる契機となった等、肯定的な回答が多くあった。同時に、今後の展開方針として、①啓発効果がより高いことが推察されている高校生以下の若い世代に対して、学校中心に防災講演を実施(実際に対面で実施できない環境等も考慮し講演用の動画の試作が令和2年度に行われた)、②オンライン会議システムのZOOMを使用した講演の拡大、③防災意識向上に資する内容の動画をYoutubeにアップロードする施策の検討などが挙げられていた。大学の先生等の専門家が地域で防災に関する講演をわかりやすく、かつ17回実施している点(新型コロナの感染拡大の影響がなければより多く開催されていたであろう点)、更に県職員との人材交流等も考えれば、有意義な施策と感じられる事業内容である。今後も継続的に取り組むと同時に、報告書にも記載されている通り新型コロナウイルス感染拡大の影響も踏まえた展開を推進することで、県民の防災意識の向上及び県職員の人材育成により一層有効な施策とすることが期待される。

また、「2. 県民の防災意識や避難行動実施率の向上について」においては、香川県の防災アプリ(「香川県防災ナビ」)についての分析が行われている。具体的には、消防庁防災情報室が平成

29年3月に策定した「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」で整理されている避難支援アプリに具備すべき必要な機能が香川県のアプリでも全て搭載されていることが報告されている。

その他「3. 防災情報の利活用についての研究」「4. 減災科学の推進と人材育成」等についても報告され、DONET 及び N-net を防災に役立たせるための研究(香川県の提案による四国4県でのリアルタイム情報利活用勉強会の設置、DONET によるリアルタイム浸水システム導入(令和3年度中に完了見込)、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、香川大学及び坂出市との4者間での「観測データの南海トラフ地震・津波災害対策への活用に関する連携協力協定」の締結)等が報告されている。

5.29.7 実施した監査手続

- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連書類(香川大学共同研究取扱規程、共同研究申込書、共同研究受入決定通知書、随意契約の自己点検表、共同研究契約書、執行伺書等)の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料(実績報告書等)の閲覧。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料(請求書、支出命令書等)の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5.29.8 監査の結果及び意見

5.29.8.1 香川県防災ナビをより利用しやすいものに改善する研究(意見事項21)

(発見事項)

前述の「令和2年度共同研究に係る実績報告書〇県民の防災意識の向上に関する研究」には以下の記述があり、災害発生時に携帯電話を利用した SNS 等による情報発信の重要性が高まっていることが伺える。

令和2年度共同研究に係る実績報告書〇県民の防災意識の向上に関する研究

平成29年4月13日に公表された総務省が実施した「熊本地震における ICT 利活用状況に関する調査結果」によると、時系列別に防災情報等の情報収集に利用した手段をみると、全期間を通じて携帯通話の利用が最も多く、次いで地上波放送、SNS(LINE(家族・友人・知人

等))となっている。

この調査結果から、近年の大規模災害以降、防災情報等の入手手段が地上波放送及 AM ラジオ等の公共電波を活用した手段から携帯電話を利用した SNS 等の情報収集が増えてきている傾向が読み取れる。

香川大学との共同研究では、前述の通り香川県の防災アプリである「香川県防災ナビ」について「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」で求められる要件が全て具備されているとの研究報告が行われているが、同時にどのような機能をアプリを入れればより利用者にとって有用なものとなるかの研究も併せて実施されている。

この点、「香川県防災ナビ」は、主要なアプリ配信サービスにおいてダウンロード数及びその評価等を見る限り、必ずしも十分利用されている評価の高いアプリとは言えない状況にある。

主要なアプリ配信サービスでのダウンロード数及び評価等(2021年10月11日時点)

<Google Play>

| アプリ名 | 制作 | ダウンロード数 | 評価点数 | レビュー数 |
|-------------------|-----|---------|------|-------|
| 東京都防災アプリ | 東京都 | 10万以上 | 4.0 | 309件 |
| ひょうご防災ネット | 兵庫県 | 5万以上 | 3.3 | 152件 |
| 高知県防災アプリ | 高知県 | 1万以上 | 4.1 | 47件 |
| 埼玉県スマホアプリまいたま防災 | 埼玉県 | 1万以上 | 4.0 | 19件 |
| 静岡県防災 | 静岡県 | 5万以上 | 3.1 | 82件 |
| 愛媛県避難支援アプリひめシェルター | 愛媛県 | 1万以上 | 3.0 | 30件 |
| 香川県防災ナビ | 香川県 | 1万以上 | 2.6 | 13件 |

(出典:アプリ配信サービス(Google Play)の情報より)

<App. Store>

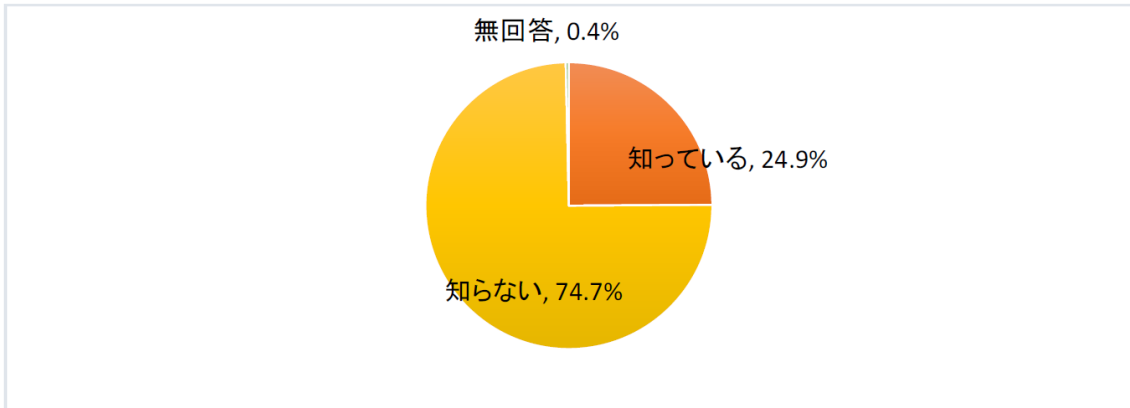
| アプリ名 | 制作 | ダウンロード数 | 評価点数 | レビュー数 |
|-------------------|-----|---------|------|-------|
| 東京都防災アプリ | 東京都 | / | 3.7 | 343件 |
| ひょうご防災ネット | 兵庫県 | | 2.2 | 165件 |
| 高知県防災アプリ | 高知県 | | 4.1 | 34件 |
| 埼玉県スマホアプリまいたま防災 | 埼玉県 | | 3.9 | 16件 |
| 静岡県防災 | 静岡県 | | 3.2 | 88件 |
| 愛媛県避難支援アプリひめシェルター | 愛媛県 | | 2.9 | 18件 |
| 香川県防災ナビ | 香川県 | | 2.2 | 25件 |

※App. Store ではダウンロード数は表示されていない。

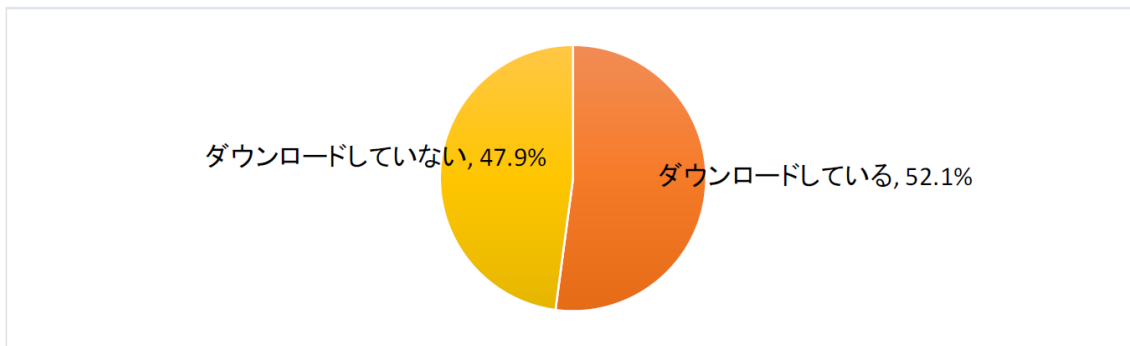
(出典:アプリ配信サービス(App. Store)の情報より)

また、令和2年度県政モニターアンケート結果でも、認知度が低く、知っている人でもダウンロードしていない人が約半数いるという状況が回答結果から見て取れる。

【問2】あなたは、県が本年4月1日から、防災アプリ「香川県防災ナビ」の提供を開始したことを知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。



【問2-1】問2で「知っている」と答えた方にお聞きします。あなたは、防災アプリ「香川県防災ナビ」をダウンロードしていますか。次の中から1つだけ選んでください。（ダウンロードしていない場合はその理由もお教えください。）



(出典:令和2年度県政モニターアンケート結果)

(問題点)

香川県が制作した防災アプリについて、使い勝手が悪かったり認知度が低かったりすることで利用者数が少ないと、県有財産が有効に活用されていないことにつながるだけでなく、災害時に十分かつ有用な情報を県民が受取れない恐れがあり問題である。

(意見事項 21) 香川県防災ナビをより利用しやすいものに改善する研究

過去の災害等の教訓から、災害発生時に携帯電話を利用した SNS 等による情報発信の重要

性が高まっている。県が制作している防災アプリである「香川県防災ナビ」は、提供開始直後ということもあり主要なアプリ配信サービスにおける利用者からの評価が必ずしも良好とは言えない状況にある。また県政モニターアンケート結果でも十分認知されておらず、知っている人でも利用している割合は約半数との回答結果となっている。県有財産の有効活用及び災害時に有用な情報を少しでも多くの県民が効果的に受取ることができるよう、利用者の要望を踏まえ利用しやすいアプリとしての改善や、改善のための研究をより一層推進することが望ましい。

5.29.8.2 研究成果のより一層の明確化(意見事項 22)

(発見事項)

本事業の成果・実績は「令和 2 年度共同研究に係る実績報告書」として取りまとめられており、その内容は前述の通りである。全体としては年間 10,000 千円の支出に見合う十分な活動内容であるとの感想を持ったが、そもそも研究成果報告から得られた情報の入手が最終目標ではなく、県職員が研究成果の報告内容を十分理解し、また共同研究へ参画したことで得られた知見をふまえ、これらをもって県民に資する施策等にどのように転嫁されるか、という点が重要である。

そのため、こうした事項(得られた知見をどのように県の施策に活かし、反映させたか)のとりまとめこそが 10,000 千円の支出にかかる実績報告と考えられるが、現状の実績確認は前述の報告書の入手及び内容確認に留まっている。

(問題点)

香川大学との共同研究から得られた知見が有効に活用されない場合は、共同研究費として香川大学に支出した 10,000 千円は県の施策等につながらないこととなり問題である。

(意見事項 22) 研究成果のより一層の明確化

香川大学との共同研究に支出した委託費(10,000 千円)は、全体として支出に見合う活動内容との感想を持ったが、これによって知見を得ることが最終目標ではなく、これらで得られた知見をどのように県民に資する施策に転嫁できたかが重要であり最終目標と言える。したがって、本事業の実績確認及び事業性評価のためには、研究成果報告の入手に留まらず、得られた知見をどのように県の施策に活かしたか、あるいは得られた知見を踏まえた施策としてどのようなものがあるか等を取りまとめ、より一層明確化することが望ましい。

5.30 中小企業 BCP 策定運用促進事業

5.30.1 事業の概要

| 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------------|------|------|----------|---------------------------|----------------------------|------|--------|--------|----|--|--|-------|---------|-----------|
| 経営支援課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>大規模な災害や感染症の流行などが発生した際、企業がその活動を停滞させることは、地域経済や雇用に大きな影響を及ぼす。そうした有事において、中小企業が事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取りまとめ、定めたものが事業継続計画(BCP)である。</p> <p>県内の中小企業があらかじめ BCP を策定することによって、大規模災害・感染症の流行等の有事においても企業の中核事業が継続あるいは早期に回復可能となることは、地域経済や雇用への影響を最小限に止めることにもつながる。このため、中小企業のBCP策定・運用を促進させようとする本事業は災害対策において必要なものである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業 BCP 策定セミナー及び個別相談会の開催 <p>BCP の必要性や策定の要点を分かりやすく解説するとともに、BCP の運用手順について実例を紹介する BCP 策定セミナーを香川県商工会議所連合会に委託して県内 2 か所で開催している。また、セミナー会場では個別相談会(1 回 90 分、先着 3 社)も実施している。</p> <p>令和 2 年度実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>高松市内</th> <th>丸亀市内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日時 会場</td> <td>7月3日、10日、28日 高松商工会議所会館</td> <td>10月7日、14日、21日 オークラホテル丸亀</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>20社29名</td> <td>10社17名</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="2">【1日目 防災対策編・事業継続編Ⅰ】 【2日目 事業継続編Ⅱ】 【3日目 人づくり・組織づくり】</td> </tr> <tr> <td>個別相談会</td> <td>8月6日 3社</td> <td>10月28日 1社</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業 BCP 策定等支援補助金 <p>県内で製造業を営む中小企業者が専門家等を活用してBCPを策定し、又は既存のBCPの改善を行う際に要する経費の一部を補助している。</p> <p>①対象事業者 県内に本社を置く製造業を営む中小企業</p> <p>②対象事業 専門家の指導・助言を受け中小企業自らが行うBCPの策定又は改善</p> | | | 高松市内 | 丸亀市内 | 日時 会場 | 7月3日、10日、28日 高松商工会議所会館 | 10月7日、14日、21日 オークラホテル丸亀 | 受講者数 | 20社29名 | 10社17名 | 内容 | 【1日目 防災対策編・事業継続編Ⅰ】 【2日目 事業継続編Ⅱ】 【3日目 人づくり・組織づくり】 | | 個別相談会 | 8月6日 3社 | 10月28日 1社 |
| | 高松市内 | 丸亀市内 | | | | | | | | | | | | | | |
| 日時 会場 | 7月3日、10日、28日 高松商工会議所会館 | 10月7日、14日、21日 オークラホテル丸亀 | | | | | | | | | | | | | | |
| 受講者数 | 20社29名 | 10社17名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 内容 | 【1日目 防災対策編・事業継続編Ⅰ】 【2日目 事業継続編Ⅱ】 【3日目 人づくり・組織づくり】 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別相談会 | 8月6日 3社 | 10月28日 1社 | | | | | | | | | | | | | | |

③補助率 1/2以内(上限 50 万円)

④補助実績

| | 策定 | 改善 | 計 | 補助金額 |
|---------|-----|-----|-----|----------|
| 令和元年度 | 8 件 | 1 件 | 9 件 | 3,506 千円 |
| 令和 2 年度 | 3 件 | 2 件 | 5 件 | 1,584 千円 |

● 香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度の運用

BCP策定の機運を高め、策定に取り組む中小企業を県が応援する仕組みとして、BCP を策定した中小企業のうち、優れた取組みを行っている事業所を県が認定する「香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度」を実施している。

①認定要件

「自社の取組みだけでなく、取引先や地域と連携した取組みを促進し、環境の変化に強い企業・地域を作る」ことをコンセプトとしている。学識者等で構成する審査委員会にて面接審査を実施しており、BCP策定の意義、取組み及び今後の方針等を経営者から聞き取り、「防災対策、事業継続、人・組織づくり、地域貢献」の視点により認定の可否を判断する。

②認定証交付式

知事から認定証を交付している。交付式の様子はテレビや新聞にて報道され、企業の社会的評価の向上に寄与している。

③特典

BCP策定への取組意欲を高めるため、県ホームページでの公表や県制度融資「BCP策定企業融資」、損害保険会社による保険料割引等の特典を用意している。

④認定事業所数

令和 2 年度には、新規認定 4 社、更新認定 5 社、合計 9 社を認定した。平成 28 年度の創設から令和 2 年度末までの累計で 34 社認定した。

※認定の有効期間は 3 年間であり、令和元年度からは優良認定の更新も行っている。

香川県国土強靱化地域計画との関連

<事前に備えるべき目標>

5 大規模自然災害が発生後であっても、経済活動(サプライチェーン含む)を機能不全に陥らせない

<重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態>

該当なし

<重要業績指標>

該当なし

| |
|--|
| その他の関連する県の計画・施策等 |
| 該当なし |
| 遵守すべき(規制を受ける)法令等 |
| 香川県中小企業 BCP 策定等支援補助金交付要綱 香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度実施要綱 中小企業 BCP 策定運用支援業務実施要領 |
| 国、市町との連携・協力の状況 |
| 特になし |
| 事業区分(継続事業または新規事業) |
| 平成 27 年度からの継続事業である。 |

5. 30. 2 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|--------|---------|
| 当初予算額 | 2,540 | 7,740 | 6,875 |
| 補正予算額(増減) | △925 | △1,488 | △2,775 |
| 計:現年予算額 | 1,615 | 6,252 | 4,100 |
| 前年度明許繰越額 | — | — | — |
| 計:予算現額 | 1,615 | 6,252 | 4,100 |
| 決算額 | 1,569 | 5,729 | 3,700 |
| 翌年度明許繰越額 | — | — | — |
| 不用額 | 46 | 523 | 400 |

5. 30. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|------------|-------|----------------------|
| 報償費 | 63 | 優良取組事業所認定制度／審査会の委員報酬 |
| 旅費 | 3 | 優良取組事業所認定制度／審査員の旅費等 |
| 需用費 | 78 | 優良取組事業所認定制度／印刷製本費等 |
| 委託料 | 1,972 | BCP 策定セミナー及び個別相談会 |
| 負担金補助及び交付金 | 1,584 | BCP 策定等支援補助金 |
| 合計 | 3,700 | |

5.30.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|-----------------------------|
| 国庫支出金 | 3,700 | 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 |
| 一般財源 | — | |
| 合計 | 3,700 | |

5.30.5 主な節別の内訳

(単位:千円)

| 支出先等 | 節 | 金額 | 実績内容 |
|-------------|----------------|-------|----------------------------|
| 香川県商工会議所連合会 | 委託料 | 1,972 | BCP 策定セミナー及び個別相談会の 業務委託 |
| 採択事業者 5 社 | 負担金補助及び 交付金 | 1,584 | BCP 策定等支援補助金 |

5.30.6 検証サンプル

主な節別の内訳の中から、香川県商工会議所連合会に対する委託料(1,972 千円)及び採択事業者のうち 1 者に対する補助金(372 千円)についてサンプルとして抽出し、支出負担行為に至る一連の関連資料等を閲覧した。特に前者については単独随契であるが、単独随契とされた理由の記載等、十分な手続きを経て発注に至っているように見受けられた。

<香川県商工会議所連合会に対する委託料>

| 書類名 (提出・決裁・締結日等) | 主な内容 |
|---|---|
| 見積書(6/19) | 金額 2,000 千円(税込) |
| 執行伺書 (6/23 決裁) | 随意契約の理由(*1) |
| 契約締結(6/23) | 金額 2,000 千円(税込) |
| 執行伺変更・変更契約(3/16) | 当初予定より事業費が減少することが見込まれることから、委託金額の減額を行う 変更後金額 1,972 千円(税込) |
| 委託業務検査調書 (3/16)、 実績報告書(3/16) 収支精算書(3/16) | <実績> 高松商工会議所会館でセミナー3回(受講者数 29 人)、個別相談会 1 回(相談 3 社) オークラホテル丸亀でセミナー3回(受講者数 17 人)、個別相談会 1 回(相談 1 社) <支出額> 講師謝金 1,100 千円、講師旅費 129 千円、会場代 373 千円、印刷代等 191 千円、消費税 179 千円 計 1,972 千円 |
| 委託料請求書(3/19) | 請求金額 1,972 千円(税込) |
| 支出命令書(3/22) | 支払予定年月日:3/26 |
| *1:【随意契約理由】 | セミナーへの参加の働きかけやセミナー後のフォローアップ指導等については、商工会・商工会議所が行う BCP 策定の相談・指導事業と連携し、一体的に行う必要がある。したがって、商工会や商工会議所と連絡調整するネットワークを有する者であることが必要であるが、香川県商工会議所連合会は、県下 6 商工会議所の連絡調整を行える唯一の団体であり、平素から事業者の販路開拓のためのフェアの開催や合同経営指導員研修の開催など、経営支援事業において商工会との連携の実績もある。 |

このことから、香川県会計規則第 184 条第 7 号の規定から随意契約とし、同規則第 186 条ただし書きにより見積書の徴収は 1 者からとする。(契約事務マニュアル 単独随意契約理由の分類番号⑦)

香川県会計規則

(随意契約ができる場合)

第 184 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(1) 製造の請負の契約でその予定価格が 250 万円を超えないものをするとき。

(中略)

(7) 不動産の買入れ又は借入れ、県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(見積書の徴収)

第 186 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2 人以上の者(印刷の請負の契約、物品の買入れの契約又は第 184 条第 6 号に規定する契約で、その予定価格が 50 万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3 人以上の者。以下同じ。)から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認めるときは、この限りでない。

契約事務マニュアル 別紙

| No. | 単独随意契約理由の分類 | 説明 |
|-----|--|---|
| ⑦ | 委託業務を効果的、効率的に実施するため、継続的に委託したり、特定した者に委託することが必要不可欠で、その者でなければ円滑かつ適切な実施ができないもの | <p>※継続的に委託しなければ行政目的が達成されないことを具体的に説明できること(継続が必要なのはなぜか、どのような効果が得られるのかなど)。</p> <p>※特定の委託先でなければ委託業務を効果的、効率的に実施できないことを具体的に説明できること(なぜ特定しなければならないのか、どのような効果が得られるのか、どのような手続のため効率がよいのかなど)。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先において、委託業務と密接な関係をもつ業務を行っていることや委託先以外には同種の業務ができる者が他になく、他の者では適切で円滑な実施ができないこと。 (※当該団体等の事業の目的と業務内容等の関係が密接であることを具体的に説明できること。) ・ 県の外郭団体等に対し、委託しなければならない特別な理由がある場合 (※業務内容等が当該団体の設立趣旨に沿うことや特別な理由を具体的に説明できること。) ・ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合 (※協働で行う事業の目的と業務内容等の関係が密接であることを具体的に説明できること。) ・ 委託業務が前の業務に引き続き実施する必要がある一体的や密接不可分な関係のあるもので、一体的な関係にある者でないと委託業務の実施が不完全になる場合(基本設計と実施設計など)や同一の者以外に履行させると委託業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 (※「一体的な関係」、「密接不可分な関係」、「委託業務の実施が不完全になること」、「著しい支障」などを具体的に説明できること。) ・ 訴訟、調停、不動産登記、不動産鑑定等の資格を必事とする業務を委託する場合(法律相談業務、不動産鑑定業務など) (※複数の候補者から特定の者を選定した理由を具体的に説明できること。) |

<採択事業者に対する補助金>

| 書類名 (提出・決裁・締結日等) | 主な内容 |
|-----------------------------------|--|
| 補助金申込書 (10/28) | 交付申込額 372 千円、支出見込額 745 千円 |
| 執行伺書、交付決定 通知書(11/10) | 補助金の額:372 千円 |
| 実績報告書(3/31) 補助事業調査調書 (3/31) | 事業に要する経費及び補助対象経費:746 千円(委託費 600 千円、旅費 46 千円、防 災訓練等消耗品費 100 千円) 補助金額:372 千円 |
| 補助金額の確定通知 書(4/12) | 補助金交付決定額・補助金確定額:372 千円 |
| 請求書(4/13)、支出 命令書(4/13) | 支払額:372 千円 支払予定:5/28 |

5. 30. 7 実施した監査手続

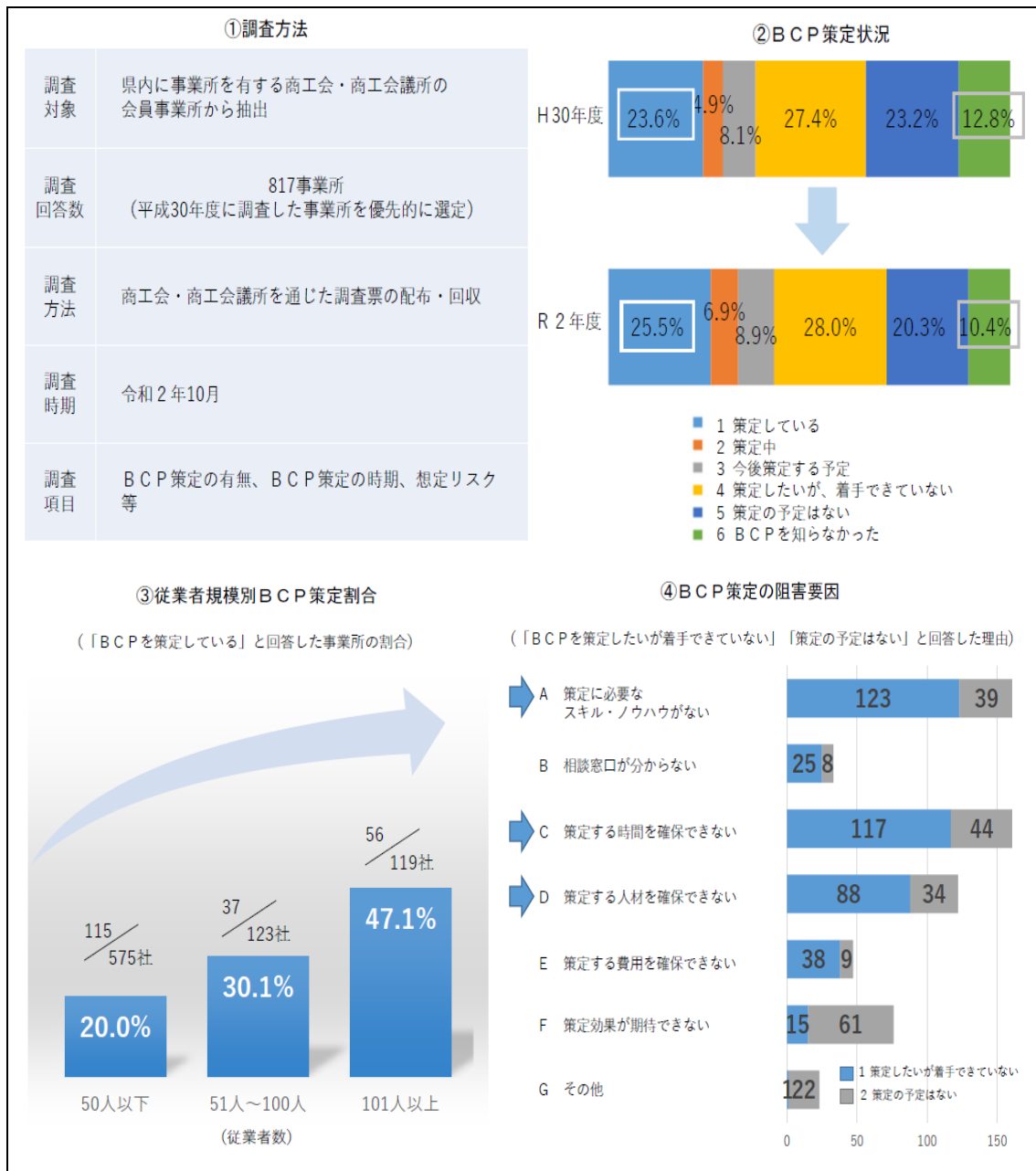
- ① 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則、要綱等の閲覧。
- ② 防災に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施。
- ③ 防災に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧および資料のサンプルテストの実施。

5. 30. 8 監査の結果及び意見

5.30.8.1 業績評価のための指標の設定(意見事項 23)

(発見事項)

県では、令和 2 年度に県内中小企業の BCP の認識や策定状況の現状を把握するため、商工会・商工会議所の会員事業所から抽出して、BCPの策定状況に関するアンケートを実施している。なお、このアンケートは平成 30 年度にも実施されている。



県では、このアンケート結果から、BCP策定済み事業所の割合が高いとは言えない点、「BCPを知らなかった」という事業所も一定程度存在している点、規模の小さい事業所ほどBCP策定率が低くなる傾向があり、策定に必要なスキル・ノウハウ、時間、人材の確保などに課題を抱えている点等を課題として認識し、こうした課題に対応すべく本事業を継続的に実施している。

本事業は県内事業所の実情をアンケート等を通じて具体的に把握し、そこから課題を抽出してこれに対応すべく施策を推進するという、取り組み方として非常に効果的な施策の推進方法であると思われる。

一方で、この取り組みを実施する際の目標値、或いは業績評価のための指標等は設定されていない。

(問題点)

業績評価のための指標が設定されていないと、事業の成果・効果を十分に評価・フィードバックできず、施策の改善や見直し等が行われないことで結果として事業が効率的に運営されなくなる可能性があり問題である。

(意見事項 23) 業績評価のための指標の設定

本事業では県内事業所からアンケートをとり、その回答から BCP 策定に関する課題を認識し、これに対する施策を推進しているところであるが、事業の成果・効果を十分に評価してその結果をフィードバックすることでよりよい施策に改善・見直していくことが事業の効率性にもつながるため、業績評価のための指標を設定し、その目標値に向かって事業を進めていく、といった対応を行うことが望ましい。

なお、業績評価のための指標としては、BCP 策定等支援補助金の交付件数や補助金交付額、或いは香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度における認定数等が考えられる。

